

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人環境再生保全機構	
評価対象	年度評価	令和5年度(第4期)
事業年度	中期目標期間	令和元年度～令和5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	環境大臣 I-3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房(法人全般)(II～IVに関する業務)	担当課、責任者	総合政策課長 井上 和也
	大臣官房(I-1, 2に関する業務)		環境保健部企画課保健業務室長 堀内 直哉
	大臣官房(I-3に関する業務)		総合政策課環境教育推進室長 黒部 一隆
	環境再生・資源循環局(I-4に関する業務)		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 松田 尚之
	環境再生・資源循環局(I-5に関する業務)		廃棄物規制課長 松田 尚之
	大臣官房(I-6に関する業務)		環境保健部企画課石綿健康被害対策室長 辰巳 秀爾
	大臣官房(I-7に関する業務)		総合政策課環境研究技術室長 奥村 暢夫
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 平塚 二郎
主務大臣	農林水産大臣(I-3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当)		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	環境バイオマス政策課長 佐藤 夏人
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 八百屋 市男
主務大臣	経済産業大臣(I-3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当)		
法人所管部局	GXグループ	担当課、責任者	環境政策課長 中原 廣道
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 清水 淳太郎
主務大臣	国土交通大臣(I-3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当)		
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 清水 充
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 波々伯部 信彦

3. 評価の実施に関する事項
<p>ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。</p> <p>さらに、下記の外部有識者から意見等を聴取した。</p> <p>(外部有識者) ※敬称略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有田 芳子(主婦連合会参与)</li> <li>・泉 淳一(太陽有限責任監査法人社員パートナー)</li> <li>・西川 秋佳(医療法人徳州会名古屋徳洲会総合病院病理診断科部長)</li> <li>・萩原なつ子(独立行政法人国立女性教育会館理事長)</li> <li>・花木 啓祐(東京大学名誉教授・東洋大学名誉教授)</li> </ul>

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		B	B	A	A	A
評価に至った理由	<p>特に評価比率の高い「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において「A」評価が大部分を占める。また、全て「B」評価以上であり、全体の評価を引き下げる事象もなかった。</p> <p>よって、全体としておおむね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>業務は適正かつ着実に実施されている。また、以下に示すとおり、中期計画における所期の目標等を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害健康被害補償業務（徴収業務）について、ウィズコロナでのDXに取り組み、汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第4期中期目標に掲げる99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保した。</li> <li>● 公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供）について、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられたが、事業の質と量を確保することが非常に困難な状況下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。また、評価指標である調査研究に係る外部有識者の評価については、全課題平均で「4.0」を獲得し、第4期中期計画期間中で最高レベルの数値、かつ基準値である3.2からは25%増の数値となった。</li> <li>● 地球環境基金業務（助成事業）について、令和3年度に助成を終了し、終了後1年以上経過した実質的な活動継続率は96.9%と非常に高い継続率を確保するとともに、令和4年度に助成活動期間を終了した案件を対象とした外部有識者の事後評価では、10点満点換算で8.4点と目標（7.5点）を上回り、第4期中期目標期間において最も高い評価が得られた。また、助成金手続きの利便性の向上、効率化等に大きく寄与する取組の実施、助成プログラム等について基金創設以来の抜本的な見直しに取り組んだ。</li> <li>● 石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）について、認知度の極めて高い俳優を起用したTVCMを全国で放映する等広報媒体を効果的に選択して救済制度の周知を行うとともに、保健所（受付機関）担当者への説明会や地方公共団体が実施する地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会、学会等における医療従事者向けセミナーを開催し、現場への制度周知の取組を実施した結果、第3期中期目標期間実績を大幅に上回る相談、申請・請求を受け付けた。さらに、医学的資料の追加を必要とする案件が増加する中、環境省への判定申出に先んじて医学的資料を取り寄せるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。</li> <li>● 環境研究総合推進業務（研究管理）について、利便性の向上、研究成果の最大化に資する取組を継続的に実施し、令和5年度事後評価において、上位2段階（S、A評価）の評価を得た研究課題の比率が95%であり、第4期中期計画に掲げる目標を大きく上回る結果となった（対第4中期計画目標値136%）。また、令和5年度より開始した、第3期SIP課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が、通期でガバニングボードより「A」評価を受けた。さらに、令和5年度よりSIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。等</li> </ul>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害健康被害補償業務（納付業務）・・・コロナ禍の影響が残る中、令和5年度は15件の指導調査を実施された。引き続き指導調査の実施に努められたい。また、今後もWEBを用いた研修を行うなど、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、地方公共団体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。</li> <li>● 地球環境基金業務（助成事業）・・・新たな助成メニューの着実な運用を図ること。また、助成メニューに対応した新たな評価制度の構築に向けた見直しを検討するなど、より効果的な助成の実施にむけて引き続き取り組むこと。</li> <li>● 石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）・・・判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある等。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 承継業務に係る適切な債権管理等 ……一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。</li> <li>● 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化・将来への対策とステップに対応すべく、ERCA 人材育成計画（将来像 WG）を踏まえた取組を行い、更なる推進を図る必要がある。 等</li> </ul>
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていたと認める。</p> <p>令和5事業年度は、同年度が第4期中期目標期間（令和元事業年度～令和5事業年度）の最終年度として取組を進めた結果、一部業務において新型コロナウイルス感染症の影響が残ったものの所期の目標をほぼ達成できたものと認める。</p> <p>また、令和5事業年度は、当初の中期目標に定められた業務のみならず、期中に追加されたSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）やBRIDGE（研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム）の関係業務、熱中症対策に係る受託業務など新たな業務にも取り組んでいる。</p> <p>さらに、令和4年度に機構から主務省に示した、機構の将来像をベースに、令和5年度中に、機構と主務省の関係部局が緊密なコミュニケーションをとって、問題意識の共有を図りながら、環境政策体系における機構の使命や役割を意識した構成の第5期中期目標と中期計画が取りまとめられたことは、独立行政法人評価制度委員会が提唱する独立行政法人と主務省とのあるべき関係を体現しているものと思料する。</p> <p>また、令和5年8月25日付けで主務大臣から通知された「独立行政法人環境再生保全機構の令和4年度における業務の実績に関する評価の結果について」において示された事項に対して、適切に対応している。</p> <p>令和4年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。</p>
その他特記事項	特になし。

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
<公害健康被害補償業務>	B	B	A	A	A		12%
徴収業務	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	1-1	(8%)
納付義務	B	B	B	B	B	1-2	(4%)
<公害健康被害予防事業>	B	B	A	A	A		10%
調査研究、知識の普及・情報提供、研修	B	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>S</u>	<u>S</u>	2-1	(5%)
地方公共団体への助成事業	B	B	A	A	A	2-2	(3%)
公害健康被害予防基金の運用等	B	B	A	A	A	2-3	(2%)
<地球環境基金業務>	B	B	A	A	A		13%
助成事業	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	3-1	(7%)
振興事業	B	B	A	A	A	3-2	(4%)
地球環境基金の運用等	B	B	B	A	A	3-3	(2%)
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金 による助成業務>	B	B	B	B	B	4	1%
<維持管理積立金の管理業務>	B	B	B	B	B	5	1%
<石綿健康被害救済業務>	A	B	A	A	A		20%
認定・支給に係る業務	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	6-1	(19%)
納付義務者からの徴収業務	B	B	B	B	B	6-2	(1%)
<環境研究総合推進業務>	A	A	A	S	S		13%
研究管理	A○	A○	A○	S○	S○	7-1	(7%)
公募、審査・評価及び配分業務	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	7-2	(6%)
	B	B	A	A	A		70%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、令和3年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
経費の効率化	B	B	B	B	B	1	4%
給与水準等の適正化	B	B	B	B	B	2	1%
調達の合理化	B	B	B	B	B	3	3%
情報システムの整備・管理	-	-	-	B	B	4	1%
	B	B	B	B	B		9%
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務運営の適正化	B	B	B	A	A	1	7%
承継業務に係る適切な債権管理等	A	A	A	A	A	2	4%
	B	B	B	A	A		11%
IV. その他業務運営に関する重要事項							
内部統制の強化	B	B	B	B	B	1	2%
情報セキュリティ対策の強化、適正 な文書管理等	B	B	B	B	B	2	1%
業務運営に係る体制の強化・改善、 組織の活性化	B	B	B	A	A	3	7%
	B	B	B	A	A		10%

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-1	徴収業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第52条～第58条及び第62条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	<p>&lt;重要度：高&gt;公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告率・収納率を確保することが必要不可欠であるため。</p> <p>&lt;難易度：高&gt;制度創設から長期間経過する中、引き続き、申告率及び収納率99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要のため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
〈評価指標〉								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	36,005,035		
汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99%以上	第3期中期目標期間実績：99%以上	99.7%	99.6%	99.7%	99.7%	99.7%	(8,109件 / 8,134件)	(8,109件 / 8,130件)	決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	31,267,414
汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99%以上	第3期中期目標期間実績：99%以上	99.987%	99.986%	99.986%	99.983%	99.980%	(25,722,959千円 / 25,727,378千円)	(24,390,009千円 / 24,394,912千円)	経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	31,290,421
〈関連した指標〉								経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	△96,249		
汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未	—	第3期中期目標期間実績：平均41件/年	24件	28件	24件	25件	21件	行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	31,267,414		
								従事人員数	20	20	20	20	20		

申告事業者数)														
未納納付義務者に対する納付督促件数 (納付督促現地実施件数)	—	第3期中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年	2件	0件 (中止)	2件	3件	1件							
汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する現地調査件数及び指導件数	—	第3期中期目標期間実績：現地調査件数 平均105件／年、指導件数 平均161件／年	現地調査 99件 指導件数 214件	現地調査 0件(中止) 試行調査 (書面)14件 指導件数31件	現地調査 5件 重点調査 (書面)20件 指導件数63件	現地調査 5件 重点調査 (書面)20件 指導件数74件	現地調査 4件 重点調査 (書面)21件 指導件数65件							
申告書審査による修正・更正処理件数	—	第3期中期目標期間実績：平均116件／年	114件	84件	62件	61件	54件							
汚染負荷量賦課金に係る電子申告率	—	第3期中期目標期間実績：平均70%	73.1%	73.5%	76.0%	78.4% (6,361件 /8,109件)	81.0% (6,565件 /8,109件)							
オンライン申告セミナーの開催数	—	第3期中期目標期間実績：平均16件／年	25回	0回(中止)	0回(中止) ※オンライン申告の促進動画の配信 (2,120再生)	0回(中止) ※オンライン申告の促進動画の配信 (累計3,280再生)	0回(中止) ※オンライン申告の促進動画の配信 (累計4,523再生)							
ペイジー(※1)を利用した収納件数	—	第3期中期目標期間実績：平均62件／年(※2)	749件	1,037件	1,361件	1,636件	1,925件							
申告納付説明・相談会の開催件数(会場数)	—	第3期中期目標期間実績：平均103件／年	103会場 ※問合せ対応 (1,134件)	0会場 (中止) ※フリーダイヤル停止	18会場 (オンライン) 及び申告納付動画の配信 (3,300再生) ※問合せ対応 (3,283件)	0会場 申告納付動画の配信 (2,610再生) ※問合せ対応 (2,938件)	0会場 申告納付動画の配信 (1,201再生) ※問合せ対応 (4,025件)							

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

(※1) ペイジー (Pay-easy) : 税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話から支払うことができるサービス。

(※2) 導入した平成29年度は、年間計4回の収納期限のうち、4回目からの導入であったため、1回分の件数となっている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>(1) 徴収業務</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A)汚染負荷量賦課金に対する徴収率(申告率):毎年度99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(a)汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率)については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。</p>	<p>(1) 徴収業務</p> <p>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率):毎年度99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上(担当者研修会等)を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に対応する。</p>	<p>(1) 徴収業務</p> <p>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率):99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確かつICT(情報通信技術)を活用した効率的な対応を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>汚染負荷量賦課金に対する徴収率(申告率):毎年度99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)</p> <p>申告納付説明・相談会の開催件数(前中期目標期間実績:平均103件/年)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率):99.7%(8,109件/8,130件)</p> <p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応</p> <p>ア. 申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導</p> <p>納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解ができるよう、徴収関連業務の受託事業者である日本商工会議所及び全国各地の商工会議所に対し、申告納付期限及び委託契約の徴収実施期間(令和5年3月1日～6月14日)を中心に、相談対応、オンライン申告納付説明・相談会(以下「説明・相談会」という。)の開催並びに申告書提出の催促及び受領点検の確認等について指導を行った。</p> <p>民間競争入札実施事業「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に則り手続を進める必要があるため、第5期中期目標期間の契約に当たり、第4期目の民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)(案)に係る総務省官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)及び監理小委員会の対応を行った。(4月)</p> <p>その上で機構においては、契約手続審査委員会の審議を経て、入札公告(8者に入札説明書交付)、入札説明会(5者参加)を実施した。3者から企画提案書等の提出があり、実施要項に基づき機構に設置した民間競争入札評価委員会において企画提案書の評価を行った。審査の結果合格となった3者について、入札・開札を行った。(5月～9月)</p> <p>第4期目の民間競争入札においては、3者の民間事業者の参加があり、第1期目から第3期目までの監理委員会において課題となっていた「競争性の確保」を図ることがで</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価:A</p> <p>公害健康被害補償制度において、被認定者への補償給付費等の給付を確実に財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第4期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度以降は納付義務者に対する対面での説明・相談会を実施することができない事態となった。また、令和4年度からは急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された。</p> <p>このような状況の中、令和5年度においては、下記の「○」のようなウィズコロナでのDX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組み、汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第4期中期目標に掲げる99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保したことから、自己評価を「A」とした。</p> <p>○ICT(情報通信技術)を活用した新たな徴収業務の仕組み</p> <p>第5期中期目標期間の契約となる徴収関連業務について、第4期目の民間競争入札の競争性を高めるため、令和4年度から5年度にかけて10を超える事業者に対して行ったヒアリングの内容を踏まえ、全国約100箇所での申告・納付説明・相談会をWeb会議及び動画配信による方式に変更するなど、ICTを活用した徴収関連業務委託の効率化を図れるよう民間競争入札実施要項を作成した。この結果、3事業者による競争性が働き、第4期中期目標期間の契約(7.8億円)比で約44%(3.4億円)経費を大幅削減した上で、50年弱続いた委託先と異なる新たな委託先との間で、4.3億円で契約することができた。</p> <p>3事業者による競争性が働き、平成21年度から15年間実施した民間競争入札について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく終了プロセスへの移行の可能性を高めた。</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>公害健康被害補償制度において、被認定者への補償給付費等の給付を確実に財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第4期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度以降は納付義務者に対する対面での説明・相談会を実施することができない事態となった。また、令和4年度からは急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された。</p> <p>このような状況の中、令和5年度においては、ウィズコロナでのDX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組み、汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第4期中期目標に掲げる99%を上回り、コロナ過の影響が残る中においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保した。</p> <p>さらに、第5期中期目標期間の契約となる徴収関連業務に係る第4期目の民間競争入札の競争性を高め、新規委託先を決定し、大幅な経費の削減を図った。</p>	

				<p>きた。また、ICT（情報通信技術）を活用するなど民間事業者の創意工夫により、経費についても第4期中期目標期間の契約比で約44%（3.4億円）を削減し、4.3億円で契約することができた。</p> <p>令和5年度から5年間の契約で締結した株式会社東京商工リサーチ（全国に81拠点）と連携を図り、令和6年度（第5期中期目標期間）の申告・納付に向けて、公共サービスの質の維持向上のため、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き及びマニュアル等の見直しを行い、徴収関連業務従事者及び納付義務者対象の説明会用の動画を作成し提供した。（1月～3月）</p> <p>イ. 納付義務者からの相談、質問事項等への対応 （ア）説明・相談会の実施</p> <p>申告及び納付が的確に行われるよう、例年各地商工会議所で開催している説明・相談会は、事業者からのアンケート結果を参考にICTを活用した新しい開催方法により実施している。令和4年度に続き、令和5年度についても動画配信形式（4月1日～5月15日 1,201再生）により開催した。</p> <p>「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」については、2023年度版からこれまでの冊子による配布を取り止め機構ホームページにおけるダウンロード形式に変更し、紙資源及び経費の削減並びに業務効率化を図った。</p> <p>（イ）納付義務者からの問合せへの対応</p> <p>令和5年度の電話（フリーダイヤル）問合せは2,031件（4月～5月）で、令和4年度（1,655件）より約23%増加した。また、令和5年度の間合せフォーム（メール）からは1,994件（4月～5月）で、令和4年度（1,283件）より約55%増加した。なお、令和5年度の間合せフォームからの問合せ（1,994件）のうち、776件の電子申告等届出書等に関する問合せについてはRPA（Robotic Process Automation）を用いて返信メールを自動作成し、定形業務の作業効率化を図った。RPAではその他、これまで外注していた納付義務者からのアンケート（2,373件）の自動集計に活用した。これらのRPA活用が21人日の削減につながり、削減できた時間を使ってシステム改修案件の仕様書作成業務を遂行し、超過勤務削減にも寄与した。さらに11月からオンライン申告認証情報の返信メール自動作成を開始し、3月末に納付義務者の情報収集を行うための官報自動検索を完成させた。</p>	<p>○申告関係書類の削減</p> <p>納付義務者に送付する申告関係書類は、紙削減による環境配慮のための、見直し・統合を行うことにより、送付種類を減らすとともに、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにデータ掲載して一部冊子の配布を取りやめ、配布を最小限に抑えた。書類の削減により、経費削減と納付義務者の利便性向上を図った。</p> <p>○人づくりの取組</p> <p>制度への理解と説明責任を果たすためのスキルアップの一環として、現地見学の研修実施により職員の人材育成にも力を入れた。これらの経験も生かしながら、申告納付手続に関する問合せに丁寧に対応し、制度の趣旨や手続等の理解を促すことができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>○課題1：財源の適正な確保</p> <p>被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を適切に確保することは制度の安定的な運用において重要である。</p> <p>○課題2：申告・納付の促進</p> <p>平成31年からの徴収関連業務委託契約が令和6年2月に終了し、第5期中期目標期間については新規委託先が変わるため、次期契約においても、民間事業者の創意と工夫を反映させ、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現していくとともに、ICTを活用した研修会及び説明会を実施していく必要がある。</p> <p>○課題3：脱炭素への対応</p> <p>カーボンニュートラルに向けた社会情勢の変化により、今後のSOx排出量の減少も想定されることから、より適正性及び公平性を確保しながら安定的に実施運用を図る必要がある。</p> <p>○課題への対応</p> <p>賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、ニューノーマルな時代に応じてDXを推進し、納付義務者の手続に係る利便性の向上や補償業務部の業務効率化をさらに進めていく。</p>	<p>以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると判断して「A」評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>納付義務者の利便性の向上と業務効率化にむけて、納付手続におけるICTのさらなる活用に努めていただきたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特段なし</p>
--	--	--	--	--	---	---

		<p>② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。</p>	<p>② 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督促を実施する。</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）（前中期目標期間実績：平均 41 件／年）</p>	<p>また、令和 4 年度に機構内で試行的に導入した AI チャットボットを申告納付期間中に機構ホームページへウィジェット搭載し、納付義務者からの問合せに 24 時間対応できるようにして、フリーダイヤルや問合せフォームの補完的役割を担い、納付義務者の利便性向上及び問合せ者のストレス軽減を果たした。</p> <p>公害健康被害補償制度に対する理解増進とステークホルダーへの説明責任を果たすためのスキルアップ及び職員の意欲向上のため、令和 4 年度に続き令和 5 年度についても四日市市と連携・協力のもと令和 4 年度にリニューアルした「四日市公害と環境未来館」、コンビナート見学を組み入れた研修会を開催し、補償業務部、予防事業部のほか総務部や財務部の管理部門を含む 13 人の職員が参加した。令和 5 年度においては、新たに納付義務者の事業場内の見学と企業の対応について元社員からの講義を組み入れ、公害への理解を深める機会とした。研修前には、公害健康被害補償業務や機構の前身である環境事業団が手掛けた緩衝緑地などについて事前勉強会を実施した。研修後には、機構全体で Web 報告会を開催して、研修当日の様子の録画や研修参加者のインタビューを動画にまとめ、公害の歴史、課題、今後の取組に係る重要性などについてフィードバックを行った。（9 月～10 月）</p> <p>また、四日市公害と同様に大気系公害に係る研修を大阪市西淀川地区の団体と連携・協力のもと実施し、18 人が参加した。公害健康被害者の声をはじめ、西淀川大気汚染公害裁判に関わったステークホルダーの話を直接聞き、公害のもたらす被害への理解を深め、機構職員としての見識を高めた。（11 月）</p> <p>なお、研修の結果は、当該団体の HP や関係団体の機関紙やで紹介された。</p> <p>② 未申告納付義務者に対する申告督促の実施</p> <p>申告を期日（5 月 15 日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、各地商工会議所及び機構において、電話及び文書等による申告督促を行った。督促の結果、納付義務者数 8,130 事業者中、期日時点で未申告者は 383 事業者であったが、362 事業者が申告に応じ、3 月末時点において 21 事業者まで未申告者を縮小させ、99.7%（8,109 件/8,130 件）と高い申告率を確保した。</p>		
--	--	---	---	--	---	--	--

<p>(B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(b)申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。</p> <p>(C)汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(c1)汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均41件/年）</p>	<p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。</p> <p>② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p> <p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。(A)②と同)</p>	<p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。</p> <p>① 未納の納付義務者に対しては、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。</p> <p>② 督促に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p> <p>(C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督促を実施する。(A)②と同)</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）</p> <p>未納納付義務者に対する納付督促件数（納付督促現地実施件数）（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件/年、過年度分 平均5件/年）</p> <p>汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保</p>	<p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99.980%（24,390,009千円/24,394,912千円）</p> <p>① 未納の納付義務者に対する納付督促の実施 納付督促については、電話による督促を85事業者（納付期限までに納付しない者及び申告後当月中に納付していない者）に対して実施した。その効果もあり、収納率は99.980%と高い水準を保っている。なお、4事業者は破産手続が開始されたため、交付要求を実施した。</p> <p>② 過年度の未納の納付義務者に対する措置 令和4年度以前の未納の納付義務者（以下「未納者」という。）は、令和5年度期首時点で6事業者であった。そのうち、1事業者は不納欠損の処理を実施し、1事業者は破産手続中のため交付要求中である。4事業者は納付計画に基づく納付が継続中であり、引き続きこれらの納付状況を確認していく。</p> <p>(C) 制度の適正性・公平性の確保</p> <p>① 未申告納付義務者に対する申告督促の実施 (A)②と同様のため省略)</p>		
---	---	--	--	---	--	--

<p>(c2)未納納付義務者に対する納付督促件数（前中期目標期間実績：現事業年度分平均3件/年、過年度分平均5件/年）</p>	<p>② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。(B)①と同)</p>	<p>② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対しては、機構において電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。(B)①及び②と同)</p>		<p>② 未納の納付義務者に対する納付督促の実施 (B)①及び②と同様のため省略)</p> <p>(資料編 P1_補償1 公害健康被害補償制度の概要) (資料編 P2_補償2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移) (資料編 P2_補償2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移) (資料編 P3_補償3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況 申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)</p>		
<p>(c3)汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数平均105件/年、指導件数平均161件/年）</p>	<p>③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。</p>	<p>③ 限られた人的ソースで効果的かつ効率的な申告書審査を行うため、審査の迅速化の検討や審査の外注等について試行を行う。申告内容に疑義等がある納付義務者に対し実地調査又は重点調査を実施し、適正な申告となるよう指導することで、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保する。</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数平均105件/年、指導件数平均161件/年）</p>	<p>③納付義務者に対する実地調査及び指導の実施 各事業者のばい煙発生施設や SOx の排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査することで、適正な申告が行われているかを詳細に確認するために、実地調査を4事業者に対して実施した。 また、令和2年度から新たに実施している資料及び調査票の提出による調査（以下「重点調査」という。）を21事業者に対して実施した。 これらの調査の結果、不適切な申告があった場合には、指導を行い、賦課金額に変更があるものについては修正処理を行った。 重点調査は効率的ではあるが、複雑な内容の確認や技術的な議論を行う場合には不向きなため、重点調査に Web 会議システムの活用したオンラインヒアリングを組み合わせるなど、重点調査と実地調査のハイブリット調査方法を検討・試行した。（Web 会議5件） また、脱炭素に向けた燃料転換、次世代技術の導入等による SOx 排出量への影響を確認するため実地調査に併せてヒアリングを行った。</p>		
<p>(c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均116件/年）</p>	<p>④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。</p>	<p>④ 申告書の審査及び実地調査等を実施することで、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。また、申告額の誤りの原因等について分析することで、</p>	<p>申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均116件/年）</p>	<p>④申告額の誤りに対する修正又は更正処理の実施 申告書の算定内容の誤りや前年度調査の指導事項の再確認などの申告書審査による修正又は更正処理を54件実施した。 (参考：修正処理 20件 245万円、 更正処理 34件 △1,627万円)</p>		

<p>(D)汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均70%）</p>	<p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインやFD・CD申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン</p>	<p>申告誤りを防止するための説明資料への反映やマニュアルの更新などの対策を講じる。</p> <p>(D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① オンライン申告を奨励するため、簡易にオンライン申告が可能なWeb入力フォームを新たに実装し、申告納付説明・相談会及び機構ホームページ等においてオンラインの利用促進を図り、オンライン申告へ</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均70%）</p> <p>オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均16件/年）</p>	<p>(資料編 P4_補償4 汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果)</p> <p>また、用紙申告で単純な計算誤り等のあった48事業者に対して、オンライン申告（簡易版含む）の慫慂を行った。</p> <p>今後、誤りの発生原因を分析し、その結果に基づき、間違いの多い事例を2024年度版申告作成マニュアル等に反映し、申告誤りを防止するための適切な対策を講じた。</p> <p>限られた人員で効果的かつ効率的な審査を行うため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙資料で保管している申告関係書類（約4万ページ）の電子化を行った。検索性の向上による業務の効率化がもたらされ、更にテレワークへの対応により働き方改革にも資することができた。また、資料を格納していたキャビネット空間をオフィス改革して、新しい発想をもたらすことが期待されるコミュニケーションの場に変更し、業務の効率化や活性化につなげた。</li> <li>・審査業務について外部委託の可能性を検討するための調査を行った。得られた審査業務の課題に基づき、作業内容や業務フローの見直しを令和6年度中に実施予定である。</li> <li>・実務経験者の減少等により調査技術の承継が困難になっていることから調査経験を補うため調査事例の共有による勉強会や納付義務の承継研修等を部内職員に対して実施した。</li> </ul> <p>(D) 納付義務者の利便性・効率性の確保</p> <p>汚染負荷量賦課金に係る電子申告率：81.0%</p> <p>① オンライン等申告の促進</p> <p>納付義務者の事務負担軽減や誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告の対象となるばい煙発生施設等を有しておらず、算定様式の作成・提出が不要となる事業者を対象として、オンライン申告システム内にWeb上で直接入力することで申告が完了となる入力フォームを設け、オンライン申告（算定様式なし用）を稼働した。当該入力フォーム</li> </ul>		
---	--	---	--	--	--	--

<p>(d2) オンライン申告セミナーの開催数 (前中期目標期間実績：平均16件/年)</p>	<p>申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。</p> <p>② オンライン申告の未実施又は操作に慣れない担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。</p>	<p>の移行を促す。</p> <p>② オンライン申告未実施事業者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、未実施事業者に対するフォローやニーズ調査を行い、利便性向上のための取組を実施する。</p> <p>③ 令和6年度の機構内クライアントシステムの更新に対応するため、導入されたOS及びブラウザで徴収・審査システムが稼働できるように更改の準備を進める。</p>	<p>から申告を行った事業者は982件であった。オンライン申告率は77.9%に伸長した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度オンライン申告を行った事業者のうち、令和5年度において用紙申告又はFD・CD申告へ変わった事業者を対象とした個別調査(9月)</li> <li>・「FD・CD申告」の終了に伴うオンライン申告への懇談案内(11月、翌年2月)</li> </ul> <p>結果として、電子申告(オンライン及びFD・CD)率は81.0%となった。</p> <p>② オンライン申告システム (D)①同様のため省略)</p> <p>③ 徴収・審査システムの改修等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットバンキングを活用した納付金データ取り込みによる業務効率化(9,238件)</li> <li>令和4年度までは、銀行に入金されていた汚染負荷量賦課金額について、銀行から送付されるFAX又は通帳の入金情報及び銀行から送付される領収済通知書を根拠にシステムに手入力していたが、インターネットバンキングから入金情報をダウンロードして徴収・審査システムに取り込めるようにシステムに機能追加の改修を行うことで、業務効率化を図った。令和4年度比で入力作業員16人日分(5/1～15分：4,165件)を削減することができた。</li> <li>・禁煙治療の費用の助成に関する事業に係るシステム改修</li> <li>令和6年7月から公害保健福祉事業「禁煙治療の費用の助成に関する事業」を運用開始される予定となったため、急遽、現在稼働している徴収・審査システム内の福祉事業システムに機能を追加する改修を進めることとした。令和6年5月末までに完成するようにシステム改修を進めた。なお、ブラウザ改修は令和6年度に実施する予定である。</li> </ul>	<p>ページー(※)を利用した収納件数(前中期目標期間実績)</p> <p>④ 電子納付収納サービス(ページー)を利用した収納に係る利用促進</p>		
<p>(d3)ページーを利用した収納件数(前中</p>	<p>③ 納付に係る利便性を高めるため、ページ</p>	<p>④ 納付に係る利便性を高めるため、ページー等</p>	<p>ページー(※)を利用した収納件数(前中期目標期間実績)</p> <p>④ 電子納付収納サービス(ページー)を利用した収納に係る利用促進</p>			

<p>期目標期間実績：平均62件/年※ペイジー (Pay easy)：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス</p>	<p>ーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。</p>	<p>を利用した電子収納について、申告納付説明・相談会での利用方法の説明のほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。</p>	<p>績：平均62件/年) ※ペイジー (Pay-easy)：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス</p> <p>&lt;その他の指標&gt; ー</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 被認定者への補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。</p>	<p>ペイジーの利用は、1,925件(令和4年度同月対比18%増)に増加した。さらに、ペイジー利用促進のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付義務者の利便性向上のためペイジーの取扱金融機関の拡大に向け、金融機関との協議を進めた結果、新たにみずほ銀行、千葉銀行並びに北國銀行の3行が取扱い開始に至った。</li> <li>・機構ホームページにペイジーの取扱金融機関を随時更新</li> <li>・汚染負荷量賦課金の延納分の納付書送付用封筒の余白にペイジー利用案内を記載して送付(7月・10月・1月)</li> <li>・これまで同封していた「電子納付用入力シート」を廃止し、このシートの内容を納付義務者にペイジー利用を促すリーフレットに盛り込んで配布(延納分の納付書送付時等)することにより事務の効率化を図った。</li> <li>・ペイジー納付手順のデモを賦課金特設サイトに掲載し周知</li> </ul>		
<p>(d4)申告納付説明・相談会の開催件数(前中期目標期間実績：平均103件/年)</p>	<p>④ 申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を4月に開催する。</p>	<p>⑤ 受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえ、ICTを活用し、申告納付説明・相談会を開催するとともに、「賦課金特設サイト」のチャットボットや問合せ対応のRPAなどの最新技術を活用した対策を試行・検討する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握して対策</p>		<p>⑤ 説明・相談会の実施等 (A)①イ(ア)と同様のため省略)</p>		

		<p>を講じる。</p> <p>⑥ 申告関係書類等について、紙媒体での配布を削減し、HPでの電子媒体へ移行するなど、コスト削減の推進を図る。</p> <p>⑦ 受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。</p> <p>⑧ 受託事業者の担当者を対象に、制度や申告の手続について、正しく理解してもらうため、徴収業務の点検・指導方法を習得するための研修資料を提供し、受託者の創意工夫でWeb など活用して、効率的かつ効果的な研修を実施いただくよう、指導・調整を行う。</p>		<p>⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂 ((A)①イ (ア) の後段と同様のため省略)</p> <p>⑦ 納付義務者からの問合せへの対応 ((A)①イ (イ) と同様のため省略)</p> <p>⑧ 担当者研修会の開催 ((A)①アと同様のため省略)</p>		
--	--	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-2	納付業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第19条、第46条、第48条及び第49条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	36,005,035
納付業務に係る指導調査件数	—	第3期中期目標期間実績:平均15件/年	15件/年	4件/年 (ヒアリングのみ実施) ※新型コロナウイルスの影響により対面による指導調査は中止	10件/年	16件/年 (うち2件はオンライン会議)	15件/年 (うち3件はオンライン会議)	決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	31,267,414
納付業務システム研修の参加者数	—	第3期中期目標期間実績:平均27人/年	34人/年	0人/年 (新型コロナウイルスの影響により中止)	補償給付: 動画視聴 14再生/年 福祉事業: 30人/年 (オンライン会議)	56人/年 (全てオンライン会議) 補償給付: 25人(3人)/年 福祉事業: 31人(3人)/年 ※( )は対面参加人数	57人/年 (全てオンライン会議) 補償給付: 28人(1人)/年 福祉事業: 29人(5人)/年 ※( )は対面参加人数	経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	31,290,421

									経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	△96,249
									行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	31,267,414
									従事人員数	20	20	20	20	20

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>(2) 納付業務</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A)適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(a1) 納付業務に係る指導調査件数(前中期目標期間実績:平均15件/年)</p>	<p>(2) 納付業務</p> <p>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね3年に1回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。</p>	<p>(2) 納付業務</p> <p>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 地方公共団体に指導調査を実施することで、補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るとともに、地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっている状況を踏まえ、オンライン開催など優良実施事例を収集し、環境省に報告するとともに地方公共団体に情報提供する。また、環境省が実施した中壮年層を対象とした被認定者へのアンケート調査の結果を踏まえ、地</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援</p> <p>納付業務に係る指導調査件数(前中期目標期間実績:平均15件/年)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 補償給付費等の納付業務</p> <p>① 納付申請等に係る事務処理の適正化</p> <p>ア. 納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る指導調査</p> <p>補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金については、事務処理の適正性を確認するため、原則として3年に1回のサイクルで対象となる45地方公共団体に指導調査を実施していることから、15地方公共団体に対し調査を実施した。(うち3地方公共団体についてはオンライン会議で実施)。また、指導調査結果及び地方公共団体からの要望等を取りまとめ、環境省に報告を行った(3月)。</p> <p>イ. 公害保健福祉事業の実態把握</p> <p>公害保健福祉事業については、以前から課題となっている執行状況の低下と、環境省が実施した中壮年層を対象とした被認定者の実態調査の結果を踏まえ、被認定者に向けた情報発信としてチラシを作成した。内容としては、福祉事業の案内や令和6年度から事業を開始する「禁煙治療費用助成事業」(以下「禁煙治療費用助成事業」という。)の周知、予防事業で作成しているぜん息に関するパンフレットや動画の案内等で、地方公共団体を通じ、被認定者へ配布した。(配布部数23,540部、37地方公共団体)</p> <p>また、禁煙治療費用助成事業の周知のため、「医療トビックス たばこの害」において「禁煙外来の標準治療プロ</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価: B</p> <p>地方公共団体の納付業務の事務処理等の適正かつ効率的な制度運営を確保するため、下記「○」の対応を図り、積極的に地方公共団体への支援を行うことにより、納付事務手続や被認定者への補償給付の支給が滞りなく行うことができたことから、自己評価をBとした。</p> <p>○適正な制度の運営</p> <p>指導調査については、一部の地方公共団体については利便性向上の観点からオンライン会議で実施したことにより、事務処理内容について適正に指導を行うことができた。また、調査結果及び調査で得た課題や地方公共団体の要望等については、今後の事業の見直しに資するよう、環境省に報告し、課題を共有した。</p> <p>○公害保健福祉事業の継続</p> <p>認定患者の中壮年層を主な対象に、福祉事業の広報や被認定者に有用な情報を掲載したチラシを作成し、地方公共団体を介して被認定者へ配布したことにより、福祉事業の認知を高めた。また、「禁煙外来の標準治療プログラム」を紹介している「すこやかライフ51号」を地方公共団体を通じて被認定者等に配布することにより、地方公共団体の福祉事業担当者とのコミュニケーションの向上が図られた。</p> <p>○研修による納付申請等に係る事務手続きの効率化</p> <p>システム研修については、オンライン形式で研修を実施したことにより、研修後のアンケートでは、研修の満足度について、補償給付担当者は85.7%、福祉事業担当者は93.1%から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。また、研修の実施形式については、81.0%が今後も参加しやすいオンライン会議を希望するとの回答があった。さらに、制度やシステムの操作方法について理解を深めたことにより、地方公共団体の事務処理の効率化を促した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>○課題1: 制度運営の強化</p> <p>地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>納付業務等に係る事務処理の適正性を図るため概ね3年に1回のサイクルで関係する全ての地方公共団体に指導調査を行うこととしているが、令和5年度は、コロナ禍の影響が残る中、15地方公共団体に調査を実施(うち3地方公共団体はオンライン会議で実施)した。</p> <p>公害保健福祉事業については、これまでの実態調査等を踏まえ、被認定者に向けた情報発信として、福祉事業の案内や令和6年度から事業を開始する禁煙治療費用助成事業の周知、予防事業で作成しているぜん息に関するパンフレットや動画の案内等を内容とするチラシを作成し、地方公共団体を通じ、被認定者へ配布した。また、令和6年度から開始する禁煙治療費用助成事業の周知のため、「禁煙外来の標準治療プログラム」を紹介している「すこやかライフ51号」を、機構から地方公共団体を通じ、被認定者等に配布した。そして、創意工夫のある地方公共団体の実施事例を収集するため、2地方公共団体に対し実態調査を実施し、「納付義務者に対する懇談会」で映像による事例紹介を行うことにより、事業の必要性、重要性の理解を促進した。</p> <p>納付申請に係る事務処理については、禁煙治療費用助成事業</p>	

<p>(a2) 納付業務システム研修の参加者数 (前中期目標期間実績：平均 27 人/年)</p>	<p>② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。</p>	<p>②納付業務システムに係る要望を把握し、その結果を踏まえ、システム改修やセキュリティ対策等を行う。また、地方公共団体の希望する担当者全員を対象としたシステム研修については、参加しやすいオンライン形式で開催し、納付業務システムや操作方法について理解を促進し、事務手続の適正化、効率化を図る。</p>	<p>納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人/年）</p> <p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; —</p>	<p>グラム」を紹介している「すこやかライフ 51 号」（平成 30 年 3 月発行）を、機構から 23 の地方公共団体を通じ、被認定者等に配布した（2 月、配布部数 2,210 部）。</p> <p>公害保健福祉事業の創意工夫のある事例を収集するため、2 地方公共団体に対し実態調査を実施した。その実施状況について、各地方公共団体に情報共有するとともに（12 月）、「納付義務者に対する懇談会」において動画による事例紹介することにより、事業の必要性、重要性の理解を促進した（3 月）。</p> <p>② 納付申請等に係る事務処理の効率化</p> <p>ア. 納付業務システムの改修</p> <p>禁煙治療費用助成事業が追加されることに伴い、地方公共団体及び機構で使用している納付業務システムに禁煙治療費用助成事業で必要となる帳票、集計表及びチェック機能等を追加するシステム改修を行った。（令和 6 年 5 月末までにシステム改修を完了し、令和 6 年 7 月より使用開始。）</p> <p>イ. 納付業務システムに係る研修の実施</p> <p>納付業務システムの研修については、オンライン会議より実施した。</p> <p>このうち、補償給付担当者への納付業務システムの研修については、対象となる 41 地方公共団体のうち、研修への参加を希望した 27 地方公共団体 28 人の担当者を対象に、5 月に 2 回開催した。また、福祉事業担当者への納付業務システムの研修については、対象となる 43 地方公共団体のうち、研修への参加を希望した 26 地方公共団体 29 人の担当者を対象に、8 月に 2 回開催した。</p> <p>対面での参加を希望した担当者については、機構会議室において、実際に PC を操作しながら研修・指導を行った。</p> <p>【納付業務システムに係る研修の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付業務システムの操作方法を理解してもらうため、納付業務システムへのログイン方法からデータの入力及びアップロード方法まで、一連の作業について、オンラインで実際の操作を見せながら説明を行った。</li> <li>・公害健康被害補償制度の仕組みや納付業務の手続についても説明を行い、納付業務について再認識を促した。</li> </ul> <p>(資料編 P5_補償 5-① 旧第一種地域 被認定者数の年度別推移)</p>	<p>効率化を促進する必要がある。</p> <p>○課題 2：公害健康福祉事業の継続</p> <p>被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。</p> <p>○課題 3：今後の支援体制</p> <p>毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。</p> <p>○課題への対応</p> <p>適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る。</p> <p>また納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく。</p>	<p>の追加に係るシステム改修を実施した。また、納付業務システムの研修を 27 地方公共団体 28 人の担当者に対しオンライン会議により実施した。福祉事業担当者への研修については、研修の参加を希望した 26 地方公共団体 29 人の担当者を対象に実施した。以上を踏まえ、コロナ禍の影響が残る中、事業追加等にも適時対応することで中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>コロナ禍の影響が残る中、令和 5 年度は 15 件の指導調査を実施された。引き続き指導調査の実施に努められたい。また、今後も WEB を用いた研修を行うなど、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、地方公共団体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特段なし。</p>
---	--	--	--	---	---	---

					<p>(資料編 P5_補償5-② 旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移)</p> <p>(資料編 P6_補償6 旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移)</p> <p>(資料編 P7_補償7-① 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (旧第一種地域))</p> <p>(資料編 P8_補償7-② 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (第二種地域))</p>	
--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1	調査研究、知識の普及・情報提供、研修		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	<難易度：高>社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(評価指標)								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	791,310
調査研究に係る外部有識者委員会の評価	(5段階中) 3.5以上	第3期中期目標期間実績：3.2	3.7	3.5	3.7	3.8	4.0	決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	655,016
(関連した指標)								経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
事業従事者への研修の受講者数（※1）	—	平成 29 年度受講者：72 人 (333 人)	109 人 (331 人)	239 人 (643 人)	117 人 (698 人)	117 人 (1,621 人)	89 人 (1,750 人)	経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	57,585
調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数	—	第3期中期目標期間実績：平均 4.25 件/年	8 件	2 件	4 件	6 件	6 件	行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
情報提供数	—	第3期中期目標期間実績：平均 150 回/年	150 回	172 回	242 回	163 回	296 回	従事人員数	16	16	16	16	16
ぜん息等電話相談件数（※2）	—	第3期中期目標期間実績：平均 1,255 件/年	1,026 件	986 件	867 件	691 件	821 件						

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※1 ソフト 3 事業研修（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）及び保健指導研修の受講者数  
（ ）内はコメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めた研修受講者数を記載

※2 マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A)調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5以上を獲得する(前中期目標期間実績 3.2)</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(a)採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で 70%程度に設定する。</p>	<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価：(5段階中 3.5以上(前中期目標期間実績:3.2)を獲得するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。</p> <p>② 更に採択後の調査研究に関して外部有識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映さ</p>	<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p>(A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的に行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価(5段階中 3.5以上)を獲得し、研究の質の確保を図る。</p> <p>① 調査研究の実施に当たり、外部有識者による年度(事後)評価を実施し、評価結果を研究実施者等にフィードバックする。</p> <p>② 評価委員の意見を踏まえ、次期調査研究の新規課題を設定するとともに、新規公募を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5以上を獲得する(前中期目標期間実績:3.2)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において(5段階中) 3.5以上を獲得</p> <p>令和5年度は、調査研究(令和4~5年度の2年間計画)の最終年度であり、外部有識者委員会(環境保健分野・環境改善分野の計10人)の評価を実施し、全課題平均 4.0 を獲得した。</p> <p>ア. 調査研究の課題数(令和4~5年度)</p> <p>環境保健分野：6課題 環境改善分野：2課題</p> <p>イ. 主な研究</p> <p>(ア) 環境保健分野：高齢のぜん息及び COPD(慢性閉塞性肺疾患)の患者の増加を踏まえ、成人ぜん息患者の治療実態を把握するための全国規模での調査を行い、効果的な治療・指導法を策定。</p> <p>(イ) 環境改善分野：地方公共団体におけるシミュレーションモデルを活用した光化学オキシダント対策の検討に関する調査研究を実施。その成果として、福岡県では「AI 技術を活用した大気汚染予測情報配信事業」が令和6年度より行われることとなった。</p> <p>①外部有識者による年度評価結果のフィードバック、事後評価の実施</p> <p>外部有識者評価委員の意向・意見に精通している機構職員が、研究代表者が主催する各研究班の会議に必ずオンライン又は現地訪問により参加し、令和4年度に実施した評価委員の年度評価の内容を直接・確実にフィードバックし、研究計画に反映させるとともに、調査研究への浸透を図った。</p> <p>事後評価(1月)についても、研究実施者等にフィードバックし研究報告書への反映を図った。</p> <p>②新規課題の設定及び公募【第14期環境保健調査研究】</p> <p>令和6年度から開始する第14期環境保健調査研究について、現在推進中の調査研究の進捗及び患者団体との接点の多い機構の職員のイニシアチブにより、評価委員会の意見を踏まえ、環境保健分野に係る3分野6課題を決定し、公募を行った。</p> <p>なお、第13期環境保健調査研究との変更点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>疫学的な調査の研究期間については、より長期的な視点に立った調査が必要との評価委員会の意見を踏まえ3年から5年に変更し</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：S</p> <p>「調査研究、知識の普及・情報提供、研修」事業は、高齢化の進展に伴う罹患者の増加に着目するなど重点化・効率化を推進する必要があることから、そもそも&lt;難易度：高&gt;と評価されていた。</p> <p>令和5年度は、5月より新型コロナウイルス感染症が感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)上の5類感染症に位置付けられたところである。しかしながら、9月末頃までの期間においては、令和4年度に引き続き、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ(看護師、保健師等)が、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続いていた。</p> <p>5類感染症に位置付けられた5月以降、対面形式による事業が再開されたが、事業の対象である呼吸器系疾患の患者等においては対面での参加を忌避される傾向が続いた。地方公共団体において予防事業に携わる人員の不足や住民ニーズの把握が困難という課題もあり、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。</p> <p>このような厳しい事業環境下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。</p> <p>その結果、特筆事項として、事業従事者への研修の受講者数については、1,750人で関連指標として過去最大の数値となった(基準値比 425%増)。</p> <p>また、評価指標である調査研究に係る外部</p>	<p>評定</p> <p>S</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>「調査研究、知識の普及・情報提供、研修」事業は、高齢化の進展に伴う罹患者の増加に着目するため、当該項目の重要度、困難度について、&lt;難易度：高&gt;と評価されていた。</p> <p>令和5年度は、5月より新型コロナウイルス感染症が感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)上の5類感染症に位置付けられたところである。しかしながら、9月末頃までの期間においては、令和4年度に引き続き、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ(看護師、保健師等)が、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続いていた。</p> <p>5類感染症に位置付けられた5月以降、対面形式による事業が再開されたが、事業の対象である呼吸器系疾患の患者等においては対面での参加を忌避される傾向が続いた。地方公共団体において予防事業に携わる人員の不足や住民ニーズの把握が困難という課題もあり、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。</p> <p>このような厳しい事業環境下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。</p>

	せる。		<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規課題の設定に当たっては、患者団体等が呼吸リハビリテーションの普及及び生物学的製剤に高い関心があることを踏まえ、複数の専門医からも ICT を活用したリハビリテーションの重要性を示唆された。このため、新規課題に ICT を活用した在宅呼吸リハビリテーションのプログラム（医療用アプリ）開発及び生物学的製剤を使用した患者の長期経過等に関する研究を実施することとした。公募に当たっては、機構ウェブサイトに掲載したほか、学会ウェブサイト及び雑誌に掲載し、幅広く公募を行った。3分野・計6つの研究テーマ（下表参照）に対して7件の応募があり、評価委員による事前評価を経て7件の調査研究課題を採択した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学会ウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本呼吸ケア・リハビリテーション学会</li> <li>・日本呼吸器学会</li> <li>・日本小児アレルギー学会</li> <li>・日本小児臨床アレルギー学会</li> <li>・日本アレルギー学会</li> </ul> </li> <li>●日本アレルギー学会の学会誌「アレルギー」</li> <li>●医学雑誌 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「週刊日本医事新報」（10/14 発行）</li> <li>・「Web 医事新報」（10月中旬から1ヶ月間）</li> <li>・「アレルギーの臨床」11月号</li> </ul> </li> </ul> <table border="1" data-bbox="1124 1167 1822 1717"> <thead> <tr> <th>大課題</th> <th>研究テーマ名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小児・成人ぜん息に関する調査研究</td> <td>①高齢ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法</td> </tr> <tr> <td>②重症ぜん息患者の増悪予防策</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">COPDに関する調査研究</td> <td>①COPD患者の自己管理と重症化予防</td> </tr> <tr> <td>②COPD患者のICTを活用した在宅の呼吸リハビリテーションの効果検証</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気管支ぜん息等の動向等に関する調査研究</td> <td>①生物学的製剤を使用した患者の長期経過等に関する調査研究</td> </tr> <tr> <td>②指定地域を対象とした気管支ぜん息等の予後と併存症（鼻炎・肥満等のぜん息増悪の危険因子）に関する調査研究</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、事前評価結果については、研究実施者にフィードバックし、研究計画に反映させた。</p> <p>なお、令和4年度までに実施した調査研究の成果については、成果の全体を機構のホームページで公開し、調査研究成果集として関係地方公共団体や関係学会等に配布するとともに、その概要をパンフレッ</p>	大課題	研究テーマ名	小児・成人ぜん息に関する調査研究	①高齢ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法	②重症ぜん息患者の増悪予防策	COPDに関する調査研究	①COPD患者の自己管理と重症化予防	②COPD患者のICTを活用した在宅の呼吸リハビリテーションの効果検証	気管支ぜん息等の動向等に関する調査研究	①生物学的製剤を使用した患者の長期経過等に関する調査研究	②指定地域を対象とした気管支ぜん息等の予後と併存症（鼻炎・肥満等のぜん息増悪の危険因子）に関する調査研究	<p>有識者の評価については、全課題平均で「4.0」を獲得し、第4期中期計画期間中で最高レベルの数値、かつ基準値である3.2からは25%増の数値となった。なお、環境改善分野の調査研究については、福岡県において「AI技術を活用した大気汚染予測情報配信事業」として令和6年度より社会実装することができた。</p> <p>さらに、地域で活動する患者団体・NPOと地方公共団体とが協働して予防事業を進めている取組を好事例としてモデル化し、他の地方公共団体へ横展開を図ることができた。</p> <p>加えて、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT（情報通信技術）を自主的・積極的に活用した事業展開を図ることができた。</p> <p>以上のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたこと、かつ中期目標において難易度が「高」とされていることから自己評価を「S」とした。</p> <p>詳細は次のとおり。</p> <p>(1) 量の拡大等</p> <p>① 予防事業の担い手である地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修については、7種類を行い1,750名が受講した。受講者数については、関連指標として過去最大の数値となった（基準値比425%増）。</p> <p>② ぜん息等の患者や家族を中心とするSNS（X旧Twitter）の継続的な情報提供を296回/年（前中期目標期間最終年度値比97%増）を行った。また、フォロワー数については、6,716人となった（前中期目標期間最終年度値比2,154%増）。</p> <p>(2) 質の向上</p> <p>① 外部有識者委員の意向・意見に精通している機構職員が、呼吸器系疾病の医師等の研究代表者主催の班会議にオンライン参加し、評価結果等を確実に研究に浸透させる</p>	<p>その結果、特筆事項として、事業従事者への研修の受講者数については、1,750人で関連指標として過去最大の数値となった（基準値比425%増）。</p> <p>また、評価指標である調査研究に係る外部有識者の評価については、全課題平均で「4.0」を獲得し、第4期中期計画期間中で最高レベルの数値、かつ基準値である3.2からは25%増の数値となった</p> <p>なお、環境改善分野の調査研究については、福岡県において「AI技術を活用した大気汚染予測情報配信事業」として令和6年度より社会実装することができた。</p> <p>さらに、地域で活動する患者団体・NPOと地方公共団体とが協働して予防事業を進めている取組を好事例としてモデル化し、他の地方公共団体へ横展開を図ることができた。</p> <p>加えて、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT（情報通信技術）を自主的・積極的に活用した事業展開を図ることができた。</p> <p>それから、ぜん息等の患者や家族を中心とするSNS（X旧Twitter）の継続的な情報提供を296回/年（前中期目標期間最終年度値比97%増）を行った。また、フォロワー数については、6,716人となった（前中期目標期間最終年度値比2,154%増）。</p> <p>以上のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたこと、かつ中期目標において難易度が「高」とされていることなどを総合的に判断し、「S」評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 特段なし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特段なし</p>
大課題	研究テーマ名															
小児・成人ぜん息に関する調査研究	①高齢ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法															
	②重症ぜん息患者の増悪予防策															
COPDに関する調査研究	①COPD患者の自己管理と重症化予防															
	②COPD患者のICTを活用した在宅の呼吸リハビリテーションの効果検証															
気管支ぜん息等の動向等に関する調査研究	①生物学的製剤を使用した患者の長期経過等に関する調査研究															
	②指定地域を対象とした気管支ぜん息等の予後と併存症（鼻炎・肥満等のぜん息増悪の危険因子）に関する調査研究															

<p>(B)事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(b1)事業従事者への研修の受講者数（平成29年度受講者：72人）</p>	<p>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 質の高いカリキュラムを提供していくため、地方公共団体の事業従事者等を対象にアンケートを実施しニーズの把握を行</p>	<p>(B) 地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の取組を行う。研修の実施に当たっては、ICT（情報通信技術）を積極的に活用する。</p> <p>① 地方公共団体のソフト3事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深め事業実施に必要な知識等を習得してもらうため、受講者へアン</p>	<p>事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施</p> <p>事業従事者への研修の受講者数（平成29年度受講者：72人）</p>	<p>トに反映した。</p> <p>（資料編 P9_予防1 調査研究の評価方法について）</p> <p>（資料編 P10_予防2 第13期（令和5年度）環境保健分野に係る調査研究概要／令和5年度環境改善分野に係る調査研究概要）</p> <p>(B) 事業従事者への効果的な研修</p> <p>地方公共団体が主催するソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の事業従事者（地方公共団体職員）等を対象に、予防事業への理解を深め、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に研修を実施した。</p> <p>事業従事者への研修（ソフト3事業研修及び保健指導研修）の受講者数は中期目標の関連した指標に掲げる平成29年度（72人）比24%増の89人となった。コメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めると全受講者数は、1,750人となった。これはオンライン開催に変更したことに加え、令和4年度に引き続きクラウド型の学習管理システム（Learning Management System）を導入し、研修の受講管理及び進捗管理の効率化を図ったことや研修の参加募集の広報を積極的に行ったことなどの取組による。</p> <p>令和4年度のアンケート結果を踏まえ、呼吸ケア・リハビリテーションについては、コロナウイルス感染拡大以降、初めて対面による手技実習会を2回（川崎・神戸）開催した。</p> <p>研修ごとの受講者数と修了者数は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1124 1167 1822 1675"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講者数</th> <th>修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフト3事業研修</td> <td>33人</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>保健指導研修</td> <td>56人</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>ぜん息患者教育スタッフ養成研修</td> <td>361人</td> <td>247人</td> </tr> <tr> <td>アレルギー指導研修</td> <td>372人</td> <td>248人</td> </tr> <tr> <td>呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修</td> <td>742人</td> <td>520人</td> </tr> <tr> <td>呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会（参集形式）</td> <td>41人</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>環境改善研修</td> <td>145人</td> <td>98人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,750人</td> <td>1,225人</td> </tr> </tbody> </table> <p>①受講者へのアンケートの実施、研修の見直し</p> <p>受講者にアンケートを実施し、受講満足度は有効回答者の98.5%から5段階評価で上位2段階までの評価を得ており、例年同様に、高い満足度を維持した。</p> <p>特に、対面による手技実習会のアンケートでは、回答者40人の100%から「有意義だった」、今後の業務に活用できるか、の質問にも</p>	研修名	受講者数	修了者数	ソフト3事業研修	33人	25人	保健指導研修	56人	46人	ぜん息患者教育スタッフ養成研修	361人	247人	アレルギー指導研修	372人	248人	呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	742人	520人	呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会（参集形式）	41人	41人	環境改善研修	145人	98人	計	1,750人	1,225人	<p>ことにより、調査研究に係る外部有識者委員会において、全課題平均で4.0の高評価（基準値比25%増）を獲得することができた。</p> <p>② 引き続きコロナ対応に忙殺される地方公共団体職員、及び生活現場で患者に寄り添うコメディカルスタッフの受講利便性を向上させたオンライン研修における高い満足度（参加者の98.5%が5段階評価で上位2段階までの満足度）の獲得できた。</p> <p>参加者のニーズに応え、令和5年度から対面による呼吸ケア・リハビリテーションの手技実習会を開催することができた。本実習会のアンケートでは、回答者40人の100%から「有意義だった」、今後の業務に活用できるか、の質問にも100%から「活用できる」、との回答があり、非常に高い満足度が示された。</p> <p>③ 令和5年度も、（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が認定する「呼吸ケア指導士の取得に必要な単位の対象講座」に、機構の呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修が認定されるなど、顕著な成果を得ることができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者に対しては薬物療法と非薬物療法の併用が効果的との最新の知見を踏まえ、呼吸リハビリテーションの普及及び専門家の育成を進める。</p> <p>また、医療サービスに係る調査研究や研修等にデジタル技術を積極的に活用することにより、予防事業の質の向上を図るとともに、これまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地域のニーズに対応するために必要な事業展開を図る。</p>
研修名	受講者数	修了者数																														
ソフト3事業研修	33人	25人																														
保健指導研修	56人	46人																														
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	361人	247人																														
アレルギー指導研修	372人	248人																														
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	742人	520人																														
呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会（参集形式）	41人	41人																														
環境改善研修	145人	98人																														
計	1,750人	1,225人																														

<p>(C) 調査研究 実施機関への指導等による適切な事務処理の確保</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 4.25 件/年）</p>	<p>い、適宜見直しを行うなど研修を効果的に実施する。</p> <p>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の研修後の取組の変化について、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。</p> <p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処理方針の説明を行うとともに、採択した調査研究のすべての実施機関に指導調査を実施し調査研究費の適正な執行を確保する。</p>	<p>ケートを実施しニーズの把握を行うとともに、応募が多い研修の参加人数を増やし、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。</p> <p>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の取組の変化について上長にアンケートを行い、その結果を踏まえより効果の高い研修を実施する。</p> <p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 調査研究費の経理処理について引き続き指導・助言を行うとともに、関係規程に基づき現地調査を実施する。</p>	<p>調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保</p> <p>調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 4.25 件/年）</p>	<p>100%から「活用できる」、との回答があり、非常に高い満足度が示された。</p> <p>受講者からは、「呼吸介助をどう誘導するか、解剖学の部分から理解できて力の加減などから実際に体験することができて良かった」「オンラインでなく実技をすることができてリハビリへの意欲も高まった。」といったコメントが寄せられた。</p> <p>②研修後の上長への追跡アンケートの結果</p> <p>研修受講者の上長へのアンケート結果において、受講「満足度」については有効回答者の 100%から、「研修成果の活用状況」については有効回答者の 94%から、それぞれ 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。</p> <p>また、令和 5 年度も呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修等が、以下の専門医認定取得に必要な単位の対象講座としての認定を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が認定する「呼吸ケア指導士（同学会公表数値：約 800 人）」</li> <li>・（一社）日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター（同学会公表数値：719 人）」</li> </ul> <p>これにより、予防事業の研修認知度の向上が期待でき、研修修了者の活躍の幅が大きく広がることなど、予防事業対象地域をはじめとした地域医療の質の向上につながる成果を得られた。</p> <p>(資料編 P12_予防3 令和 5 年度研修事業実施状況)</p> <p>(C) 調査研究の適切な実施</p> <p>令和 5 年度は新たな委託調査研究期間（令和 4～5 年度）の最終年度に当たることから、調査研究に係る会計処理を適正に行っていくため、各調査研究実施機関の会計事務担当者に対して、オンラインによる事務処理説明会を実施するとともに、調査研究費執行に係る問合せに対し適切に指導を行った。</p> <p>また、適正な執行を図るために、調査研究費の支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方法等に係る現地調査を実施した。</p>		
---	---	---	---	--	--	--

<p>(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(d1) 情報提供数（前中期目標期間実績：平均 150 回/年）</p>	<p>(D) 知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 機構・地方公共団体・学会等が行うぜん息・COPD 等に関する情報について、Web、メールマガジン、SNS を用いて積極的に情報提供を行う。</p>	<p>(D) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及に関して最新の情報を始め適切に情報を提供するため、以下の取組を行う。</p> <p>① ぜん息患者やその家族に科学的知見に基づく確かな医療情報等をパンフレットの他、Web 等を通じて積極的に提供するとともに、環境改善分野の情報提供についての的確に対応する。</p>	<p>知識の普及事業における効果的な情報提供の実施</p> <p>情報提供数（前中期目標期間実績：平均 150 回/年）</p>	<p>(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施</p> <p>① ぜん息・COPD 等に関する情報の Web、SNS 等を用いた情報提供</p> <p>i) ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用</p> <p>ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用に当たっては、時宜を得たテーマ設定とターゲット層を意識したツイートの発信、ホームページへの情報掲載、メールマガジンの配信を、効果的に組み合わせることで、必要な情報が確実に読み手に届くよう努めた。</p> <p>特に、SNS (X 旧 Twitter) については、ぜん息等の発症予防に必要な情報などの積極的かつ継続的な情報提供を 296 回/年（令和 4 年度 163 回/年）行った。</p> <p>また、機構主催の市民公開講座では、フォローを呼びかけるために、若手職員が手作りでキャンペーンを企画した。フォロワー数は自己管理支援を促す物品とともに機構コンテンツ等の情報を提供するキャンペーンを実施し、令和 5 年度末に 6,716 人となった。</p> <p>ii) パンフレット等の提供、改訂</p> <p>パンフレット、ノベルティ、DVD の配布に当たっては、オンラインによる申込みと PDF の閲覧及びダウンロードを促して効率化を図るとともに、「モニター越しだと見づらい、文字が読みづらい」というアンケート結果や意見を踏まえて一定の読者層には引き続き現物配布を組み合わせることにより、効果的に情報提供を行った。</p> <p>パンフレット等の配布先と配布数は、次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1124 1528 1819 1759"> <thead> <tr> <th>配布先</th> <th>配布数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体等（保健所、学校を含む。）</td> <td>78,120 部</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>208,915 部</td> </tr> <tr> <td>個人等</td> <td>28,005 部</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>315,040 部</td> </tr> </tbody> </table> <p>パンフレット等には、患者、医師、コメディカルスタッフに役立つ、最新の正しい医学的知見・情報を分かりやすく掲載していることから、パンフレット等の記事の転載依頼の申し込みは、例年 100 件を超えている。令和 5 年度においても 120 件（令和 4 年度 119 件）の転載依頼</p>	配布先	配布数	地方公共団体等（保健所、学校を含む。）	78,120 部	医療機関	208,915 部	個人等	28,005 部	合計	315,040 部		
配布先	配布数															
地方公共団体等（保健所、学校を含む。）	78,120 部															
医療機関	208,915 部															
個人等	28,005 部															
合計	315,040 部															

<p>(d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）</p>	<p>② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNS など多様な手段により周知を行う。</p>	<p>② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、作成した予防事業シンボルキャラクターも活用しつつ、メールマガジン、SNS（ツイッター）など多様な手段により周知を行うとともに、ICT を活用しオンライン開催等により実施する。</p>	<p>ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>調査研究について、今後の公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。</p>	<p>があったことは、機構のパンフレット等が、上記の配布数をはるかに超えて、社会において幅広く活用されていることを示している。</p> <p>iii) すこやかライフの発行</p> <p>令和6年2月に、“ぜん息、COPD の患者さんとそのご家族に寄り添う”ことを制作方針として、最新の医療情報や読者が自宅で実践できる情報等を提供する「すこやかライフ」の第58号を発刊した。「すこやかライフ」の定期購読者は5,385人と非常に多くからの支持を得た。</p> <p>また、ウェブ版すこやかライフでは、時季に応じた情報や令和5年7月に開催した市民公開講座のレポート、セルフマネジメントについての最新の知見等をホームページに掲載することにより、患者・家族・それらを支える医師・コメディカルスタッフのニーズに応える正しい知識のタイムリーな普及啓発を積極的に進めた。</p> <p>②ぜん息・COPD 電話相談及び関連イベント等の実施</p> <p>i) 患者団体との連絡会</p> <p>毎年度実施している患者団体との「公害健康被害予防事業に関する連絡会」をオンラインにより開催（令和5年12月・8団体が参加）。</p> <p>機構からは予防事業の実施状況について報告し、地方公共団体との協働事業をテーマに意見交換を実施。</p> <p>また、個々の患者団体とのより密接な意見交換を求める連絡会における意見に応え、直接複数の患者団体を訪問し、予防事業への要望や意見交換を行った。</p> <p>ii) ぜん息・COPD 電話相談室</p> <p>ぜん息・COPD 電話相談室の運営においては、ぜん息・COPD の患者に寄り添う方針のもと、看護師及び専門医によるフリーダイヤルを通年開設し、821件の相談に対応した。</p> <p>学会の発表や海外の研究論文等では、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けてぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は、大きく減じたが、積極的な周知活動の結果、増加に転じている。</p> <p>iii) ぜん息・COPD 電話相談室の周知</p> <p>過去の掲載媒体の分析を踏まえ、ぜん息・COPD 電話相談室の周知・利用拡大を図るため、一般紙（5月）、スポーツ紙（8月）、患者関係団体が患者向けに定期刊行する広報誌（5月、6月、9月、10月、12月）のほか、Web リスティング広告を積極的に活用し、ターゲット層に応じた効果的な周知を行った。</p>		
		<p>③ ぜん息や COPD の</p>		<p>③ぜん息・COPD 患者に対する情報提供</p>		

			<p>基礎疾患を抱える患者に対し、新型コロナウイルス感染症などに関する有用な情報を提供するとともに、研修を通じた人材育成にも努める。</p>	<p>i) 市民公開講座の開催</p> <p>ぜん息等のアレルギー疾患や患者等の自己管理支援に関して正しい知識の提供を行うため、第 39 回日本小児臨床アレルギー学会との共催で、ぜん息等について興味がある市民を対象とした市民公開講座を福岡市で実施した。集客のための福岡市内の幼稚園、小学校及び病院等へのちらし配布及び福岡県庁 SNS への発信依頼により、199 人の参加があった（7月）。</p> <p>治療を進める中での悩みや疑問に少しでも答えられるような機会とするため、治療方法など基本的な知識についての講演のほか、事前に参加者から寄せられた多くの質問に講演者が丁寧に回答する構成とした。</p> <p>また、講演後にも、専門医に直接質問できるように、個別相談コーナーを設けた。</p> <p>参加者へのアンケート結果では、有意義であったかについて、有効回答者の 92%から、それぞれ 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得、「喘息治療薬を使っているが、治療のめやすが知れてよかった。」などの感想があった。</p> <p>また、すこやかライフのウェブ版において市民公開講座のレポートを掲載し、講座の内容をより広く周知した。レポートの閲覧者からは、「学会に参加出来なかったので、こうして市民公開講座の内容が連載されると助かる。基礎から最新のトピックスまで、短時間で網羅されているのが市民公開講座の魅力である。」などの感想があった。</p> <p>ii) e ラーニングシステムの配信</p> <p>保健師、看護師等の医療従事者を対象に、小児気管支ぜん息等の患者教育に必要な実践的な知識・技能について e ラーニングで提供した（令和 3 年度から運用開始。厚生労働省のアレルギーポータルサイトとも連携）。</p> <p>（資料編 P13_予防 4 令和 5 年度 知識の普及事業実施状況）</p>		
--	--	--	--	--	--	--

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-2	地方公共団体への助成事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(関連した指標)								予算額(千円)	770,100	761,640	761,924	825,604	791,310
ソフト3事業参加者数 (※1)	—	第3期中期目標期間実績: 152,223人/年	131,697人	102,630人	110,721人 ※専門医等による解説動画等の配信 (25,533再生) ※機構による代替事業参加者 (191人) 上記計 延べ (136,445人)	99,134人 ※専門医等による解説動画等の配信 (1,847回再生)	99,227人 ※専門医等による解説動画等の配信 (2,317回再生)	決算額(千円)	638,367	589,583	583,295	671,349	655,016
事務指導実施件数	—	第3期中期目標期間実績: 平均7.75件/年	8件	4件	10件	10件	8件	経常費用(千円)	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
人材バンクを活用した支援実施状況(※3)	—	—	15団体 21事業	1団体 1事業	2団体 3事業	2団体 2事業	12団体 16事業	経常利益(千円)	△32,080	47,614	98,978	66,995	57,585
								行政コスト(千円)	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
								従事人員数	16	16	16	16	16

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

※1 ソフト3事業とは、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※2 ソフト3事業の代替事業として「呼吸筋ストレッチ体操動画等」の再生回数を合算すると「237,959人」が当該事業の参加者となる。

※3 上記の「支援実績状況」の数字は、地方公共団体が人材バンクに登録している専門家を活用した件数ではなく、地方公共団体が「機構に対して新規に専門家の紹介を依頼した件数」であるため、機構を介さず、又は、過去の機構の紹介により既にネットワーク化された、人材バンク登録専門家を活用した数字は含まれていない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A)事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(a1) ソフト3事業参加者数(前中期目標期間実績:152,223人/年)</p> <p>(a2) 事務指導実施件数(前中期目標期間実績:平均7.75件/年)</p>	<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p>	<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行うとともに、ICTを活用した事業展開等について助成事業を実施する地方公共団体に情報提供を行う。</p> <p>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p>ソフト3事業参加者数(前中期目標期間実績:152,223人/年)</p> <p>事務指導実施件数(前中期目標期間実績:平均7.75件/年)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>※助成事業等の対象地域は、公害健康被害の補償等に関する法律の旧第一種地域 41 地域とこれに準ずる地域として定められた6地域の計47地域(市町村合併により現在は46地域)。</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p>①事業環境等の変化に対応した事業内容の充実</p> <p>i) 患者団体・NPOとの意見交換会の開催及び直接訪問による意見交換</p> <p>患者団体からの要望を踏まえ、関東及び関西の3つの患者団体を訪問し、予防事業への要望や意見交換を行った。</p> <p>また、公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及びぜん息・COPDの予防・健康回復のために活動する8つのNPO法人等との予防事業に関する意見交換会を行った(12月)。</p> <p>(資料編 P15_予防5 意見交換を実施した団体)</p> <p>ii) 地方公共団体の優良事例の横展開</p> <p>パッケージ支援で専門職向け講演会を補助し、講演内容を撮影・編集し、他の地方公共団体にも共有することで、予防事業の推進に有用な情報を幅広く展開した。</p> <p>助成事業の実施状況や実態を確認し、助成金の適正な執行が図られているか等を確認するため、指導調査を8件実施した(前中期目標期間実績:平均7.75件/年)。指導調査を実施した地方公共団体において、COPD出前講座によって高齢者サロンやボランティア団体とのつながりを活用し、「集め</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定:S</p> <p>令和5年度は、5月より新型コロナウイルス感染症が感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)上の5類感染症に位置付けられたところである。しかしながら、9月末頃までの期間においては、令和4年度に引き続き、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ(看護師、保健師等)が、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続いていた。</p> <p>5類感染症に位置付けられた5月以降、対面形式による事業が再開されたが、事業の対象である呼吸器系疾患の患者等においては対面での参加を忌避される傾向が続いた。地方公共団体において予防事業に携わる人員の不足や住民ニーズの把握が困難という課題もあり、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。</p> <p>このような厳しい事業環境下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。</p> <p>その結果、特筆事項として、人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施については、①パッケージ支援の利用者に人材バンク登録者を紹介、②人材バンク登録者を対象とした研修会の初開催、③優良事例の横展開などを図った結果、患者ニーズの高い事業を広く展開するために実施するパッケージ支援(機構による地方公共団体の伴走支援)については、令和4</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>令和5年度は、5月より新型コロナウイルス感染症が感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)上の5類感染症に位置付けられたところである。しかしながら、9月末頃までの期間においては、令和4年度に引き続き、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ(看護師、保健師等)が、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続いていた。5類感染症に位置付けられた5月以降、対面形式による事業が再開されたが、事業の対象である呼吸器系疾患の患者等においては対面での参加を忌避される傾向が続いた。地方公共団体において予防事業に携わる人員の不足や住民ニーズの把握が困難という課題もあり、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。このような厳しい事業環境下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。その結果、特筆事項として、人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施については、①パッケージ支援の利用者に人材バンク登録者を紹介、②人材バンク登録者を対象とした研修会の初開催、③優良事例の横展開などを図った結果、患者ニーズの高い事業を広く展開するために実施するパッケージ支援(機構による地方公共団体の伴走支援)については、令和4</p>	

	<p>② 事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト3事業について効果的・効率的に実施してい</p>	<p>② ソフト3事業について効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図る。</p>		<p>る」から「集まっているところへ」出向くという工夫をしている事例を聴取した。この優良事例を実務者連絡会議の場での地方公共団体へ情報共有した（12月）。</p> <p>iii) ICTを活用した事業展開の促進</p> <p>オンライン開催及びハイブリッド開催（会場とオンラインを組み合わせた開催）による事業実施を支援するパッケージ支援（機構による地方公共団体の伴走支援）メニューを設けることで、ICTを活用した事業を実施し易くなる環境を整備し、2地方公共団体に対して講演会のハイブリッド開催の支援を行ったほか、対面開催の事業を撮影し、後日アーカイブ配信を行う実施方法についても支援を行った。</p> <p>また、中止となったソフト3事業に代わる健康相談・機能訓練の促進のため、これまでに作成した以下のコンテンツの活用を働きかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸筋ストレッチ動画及び副教材 （令和5年度動画再生回数 119,461回）</li> <li>・乳児スキンケア動画及び副教材 （令和5年度動画再生回数 14,877回）</li> <li>・食物アレルギーに配慮した離乳食の動画コンテンツ及び副教材（令和5年度動画再生回数 1,977回）</li> <li>・専門医及び看護師によるぜん息の自己管理に関する動画（令和5年度動画再生回数 2,317回）</li> </ul> <p>iv) 専門医によるオンライン講演会の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、大人数向けの講演会を実施できる地方公共団体は限られているため、健康相談事業の代替事業として、ぜん息等のアレルギー疾患を持つ子どもの保護者を対象に講演会を開催した。厚生労働省からの後援をもらい、乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、疾患の基礎知識や日常生活の注意点について、専門医による講演を行った（YouTube 配信 視聴登録者数 378人）。</p> <p>②事業効果の把握・共有によるソフト3事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ソフト3事業の参加者に対するアンケート調査の実施</p> <p>ソフト3事業の実施効果の測定・把握のため、助成事業の対象である46地方公共団体における事業の参加者に対して、事業の実施後及び2か月後に行うアンケート調査を令和5</p>	<p>年度3地方公共団体4事業であったのに対し、令和5年度9団体15事業まで拡大させることができた（令和4年度比275%増）。</p> <p>また、ソフト3事業参加者数については、引き続き、新型コロナ感染拡大によりぜん息患者等の集合形式の事業は大幅に減少している状況にある。このため、機構による代替事業として「専門医等による解説動画」に加え、「呼吸筋ストレッチ体操動画」を制作・配信した。その結果、再生回数は138,732回となり、ソフト3事業参加者数と合算すると、延べ237,959人が当該事業の参加者となった（基準比56%増）。</p> <p>さらに、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、患者団体・NPOとのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための地域連携ガイドブックを作成し、優良事例を横展開することができた。</p> <p>加えて、患者団体からの要望及び地方公共団体の患者団体や患者を支援するNPO等と連携事業への関心・ニーズを踏まえ、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施することができた。その結果、同体験会には合計14人の患者が参加し、アンケート結果では、有効回答者の全員（100%）から、「満足度」について5段階評価で上位2段階までの評価を得ることができた。</p> <p>このほか、パッケージ支援による伴走支援、人材バンクの活用による専門人材の派遣、実務者連絡会議におけるコミュニティ福祉論の専門家による講演及び優良事業の紹介をして横展開を進めてきたこと等による成果もあり、ソフト3事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者の満足度が、令和4年度の90%に対して、92%（5段階評価の上位2段階までの評価の回答者の割合。）となり、今中期計画期間における最高の評価を得ることができた。</p> <p>以上のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたことから自己評価を「S」とした。</p> <p>詳細は次のとおり。</p>	<p>年度9団体15事業まで拡大させることができた（令和4年度比275%増）。</p> <p>また、ソフト3事業参加者数については、引き続き、新型コロナ感染拡大によりぜん息患者等の集合形式の事業は大幅に減少している状況にある。このため、機構による代替事業として「専門医等による解説動画」に加え、「呼吸筋ストレッチ体操動画」を制作・配信した。その結果、再生回数は138,732回となり、ソフト3事業参加者数と合算すると、延べ237,959人が当該事業の参加者となった（基準比56%増）。</p> <p>さらに、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、患者団体・NPOとのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための地域連携ガイドブックを作成し、優良事例を横展開することができた。</p> <p>加えて、患者団体からの要望及び地方公共団体の患者団体や患者を支援するNPO等と連携事業への関心・ニーズを踏まえ、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施することができた。その結果、同体験会には合計14人の患者が参加し、アンケート結果では、有効回答者の全員（100%）から、「満足度」について5段階評価で上位2段階までの評価を得ることができた。</p> <p>このほか、パッケージ支援による伴走支援、人材バンクの活用による専門人材の派遣、実務者連絡会議におけるコミュニティ福祉論の専門家による講演及び優良事業の紹介をして横展開を進めてきたこと等による成果もあり、ソフト3事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者の満足度が、令和4年度の90%に対して、92%（5段階評価の上位2段階までの評価の回答者の割合。）となり、今中期計画期間における最高の評価を得ることができたことなどが評価できる。以上の点を踏まえ、所期の目標を上回る成果を得られていると総合的に判断し、「A」評価とした。</p>
--	---	--	--	---	--	--

<p>(B)人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業への支援の実施</p>	<p>く。</p> <p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p>	<p>③ 地方公共団体が抱える事業実施に係る課題の解消に向け、患者会（NPO）等と連携して解決した好事例の展開・共有を図る。</p> <p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p>	<p>人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業への支援の実施</p>	<p>年度においても実施し、アンケート集計分析システムを活用して分析した結果をソフト3事業の実施に活かすため、地方公共団体へ共有した。</p> <p>③患者団体・NPO等との連携、好事例の展開・共有</p> <p>i) 地域連携ガイドブックの策定事業</p> <p>優良事例を横展開して地方公共団体の課題解決の一助とするため、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、患者団体・NPOとのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための地域連携ガイドブックを作成した。</p> <p>また、地方公共団体の実務者連絡会議において、地域連携に関するコミュニティー福祉論の専門家から今後のコミュニティー形成に向けた講演を行うとともに、地域連携ガイドブックを作成した患者団体による発表の場を設けることで、地方公共団体に共有し今後の助成事業の展開を図った。</p> <p>ii) 患者団体連携事業の試行</p> <p>令和4年度に患者団体から呼吸機能の簡易検査ができる呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を用いた新たな事業展開への要望を受け、また地方公共団体にも患者団体や患者を支援するNPO等と連携した事業への関心・ニーズがあったことから、令和4年度に引き続き「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施した。</p> <p>（資料編 P16_予防6 令和5年度 ソフト3事業等実施状況） （資料編 P17_予防7 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況） （資料編 P18_予防8 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―（令和5年度本格調査結果―中間報告―））</p> <p>(B) 人材バンク・パッケージ支援を活用した地方公共団体の助成事業の支援</p>	<p>(1) 量の拡大等</p> <p>■人材バンクを活用したパッケージ支援</p> <p>人材バンクに登録されている専門家を、地方公共団体が実施する健康相談事業等の講師として12地方公共団体の16事業に派遣することでできた（令和4年度比700%増）。</p> <p>■ICTを活用した事業展開等</p> <p>オンライン開催及びハイブリッド開催による事業実施を支援するパッケージ支援メニューを設け、ICTを活用した事業を実施し易くなる環境を整備し、2地方公共団体に対して講演会のハイブリッド開催の支援を行うことができた。また、対面開催の事業を撮影し、後日アーカイブ配信を行う実施方法についても支援を行うことができた。</p> <p>ICTを活用した事業展開等の結果として、令和5年度各動画総再生回数は138,732回となり、健康相談・機能訓練の促進のため、呼吸筋ストレッチ動画及び副教材など各コンテンツの活用を図ることができた。</p> <p>(2) 質の向上</p> <p>関東及び関西の3つの患者団体及び公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及びぜん息・COPDの予防・健康回復のために活動する8つのNPO法人等との予防事業に関する意見交換会を行った。当該意見交換会のニーズを踏まえ、次の患者団体・NPO等との連携、好事例の展開・共有を図ることができた。</p> <p>■患者団体・NPO等との連携、好事例の展開・共有</p> <p>地域連携ガイドブックの策定事業として、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、患者団体・NPOとのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための地域連携ガイドブックを作成し、優良事例を横展開して地方公共団体の課題解決の一助とすることが</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>予算、人員の面で厳しい事業環境下にある地方公共団体を支援するため、特に事業ニーズの把握及び重点化並びに関係団体との連携促進のための取組の拡充に引き続き努めていただきたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特段なし</p>
---	--	---	--------------------------------------	--	---	--

<p>&lt;関連した指標&gt; (b1)人材バンクを活用した支援実施状況</p>	<p>① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事業の内容の充実を図る。</p> <p>② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。</p>	<p>① 予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援を行う。</p> <p>② 予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体へ活動事例などの情報の共有化を図る。</p>	<p>人材バンクを活用した支援実施状況</p> <p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; —</p>	<p>①予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援</p> <p>i) 予防事業人材バンク登録者の紹介</p> <p>人材バンクに登録されている専門家を、地方公共団体が実施する健康相談事業等の講師として12地方公共団体の16事業に派遣した。</p> <p>ii) 人材バンクを活用したパッケージ支援</p> <p>パッケージ支援事業（機構から事業の企画や運営方法に係る助言、講師の選定、オンライン事業の配信補助や肺機能測定のための機材準備等の支援）として9地方公共団体15事業を実施した。なお、そのうち7地方公共団体11事業については、延べ13人の人材バンク登録者を派遣した。</p> <p>なお、令和5年度から呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器の貸出をパッケージ支援メニューに追加し、測定士の派遣及び機器貸出を行うこととなり、新宿区のFeNO測定会を支援した。</p> <p>②予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体への活動事例などの情報共有</p> <p>年度初めに人材バンク登録者にアンケート調査を行い、登録継続の意思を確認するとともに、直近1年間の活動状況も含め名簿に取りまとめ地方公共団体に提供した。</p> <p>また、地方公共団体及び人材バンク登録者に、人材バンク制度を利用した優良事例を共有することで、人材バンクの更なる活用、次年度以降の登録継続及び今後の予防事業への協力を促した。</p> <p>なお、年度末時点で人材バンク登録者数は、167人（小児向け：40人、成人向け：127人）となった。</p>	<p>できた。</p> <p>また、地方公共団体の実務者連絡会議において、地域連携に関するコミュニティー福祉論の専門家から今後のコミュニティー形成に向けた講演を行い、地方公共団体の実務者連絡会議において共有し今後の助成事業の展開を図ることができた。</p> <p>さらに、患者団体連携事業として、患者団体からの要望及び地方公共団体の患者団体や患者を支援するNPO等との連携事業への関心・ニーズを踏まえ、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施することができた。</p> <p>その結果、同体験会の講師には、高齢者のモチベーションを高める手法に熟知している医師の他に理学療法士や看護師を人材バンクより合計4人を派遣し、患者とより良い交流の機会となった。また、同体験会に参加した機構職員にとっても、患者の生の声を聞くことで何を求めているのかを深く理解することができた。</p> <p>同体験会には合計14人の患者が参加し、アンケート結果では、有効回答者の全員（100%）から、「満足度」について5段階評価で上位2段階までの評価を得た。</p> <p>■予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体への活動事例などの情報共有</p> <p>令和5年度から呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器の貸出をパッケージ支援メニューに追加し、測定士の派遣及び機器貸出を行うことができるようになり、新宿区のFeNO測定会を支援することができた。</p> <p>また、地方公共団体及び人材バンク登録者に、人材バンク制度を利用した優良事例を共有し、人材バンクの更なる活用、次年度以降の登録継続及び今後の予防事業への協力を促すことができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>これまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地</p>	
--	--	--	--	---	---	--

						<p>域のニーズに対応するために必要な事業展開を図るとともに、医療従事者・NPO等のステークホルダーと協働した事業に対する支援を行うことにより、助成事業の効果を高めていく。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-3	公害健康被害予防基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
（関連した指標）								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	791,310
安全で有利な運用等により確保した事業財源額	—	第3期中期目標期間実績：平均925百万円/年	701百万円 （※22百万円）	696百万円 （※24百万円）	716百万円 （※35百万円）	732百万円 （※51百万円）	745百万円 （※85百万円）	決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	655,016
								経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
								経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	57,585
								行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
								従事人員数	16	16	16	16	16

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※当初の中期計画予算（令和元～5年度の合計額）に対し、各年度末時点で算出した中期計画予算（令和元～5年度の合計額）の増額値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>(3) 公害健康被害 予防基金の運用等</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 事業に必要な財 源の確保と事業の重 点化</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(a1) 安全で有利な運 用等により確保した 事業財源額(前中期 目標期間実績:平均 925 百万円/年)</p>	<p>(3) 公害健康被害予 防基金の運用等</p> <p>(A) 事業財源の確保 及び効果的・効率的な 事業実施に向け、以下 の取組を行う。</p> <p>① 市場等の動向を注 視し、機構の運用方針 に基づく安全で有利 な運用を行うととも に、補助金・積立金を 活用し事業財源の確 保を図る。</p> <p>② 限られた財源を有 効に活用するため、ぜ ん息等の発症予防及 び健康回復への寄与 度が高い事業に重点 化を図る。</p>	<p>(3) 公害健康被害予防 基金の運用等</p> <p>(A) 予防事業の実施に あたり、以下の取組を通 じ事業財源の確保を図 り、効果的・効率的に事 業を実施する。</p> <p>① 公害健康被害予防基 金について、市場等の動 向を注視し、運用方針に 基づく安全で有利な運 用を最優先に、環境負荷 の低減その他社会的課 題の解決等の基準のほ か、償還時期の平準化を 考慮した運用を行うと ともに、自立支援型公害 健康被害予防事業補助 金、前中期目標期間から 繰り越された目的積立 金の取崩しにより事業 財源の安定的な確保を 図る。</p> <p>② 予防基金の運用収入 の減少傾向が続くため、 前中期目標期間でとり まとめた「第4期中期計 画における公害健康被 害予防事業に関する基 本方針」に則り、ソフト 3事業について、引き続</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>事業に必要な財源の確保と 事業の重点化</p> <p>安全で有利な運用等により 確保した事業財源額(前中 期目標期間実績:平均 925 百万円/年)</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>—</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A)事業財源の確保及び効果的・効率的な事業の実施</p> <p>① 公害健康被害予防基金の運用等よる事業財源の安定的な確保</p> <p>・運用方針に基づき安全な運用に努めつつ、環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資する債券(社債)の取得や、中・長期の債券の取得による償還時期の平準化に留意し、令和5年度の償還財源計 33 億円のうち 28 億円の効率的な運用に努めたことで、当初中期計画予算(令和元年度から令和5年度までの合計) 2,424 百万円に対し、運用収入の改善を図った(令和5年度末時点での中期計画予算合計額: 2,508 百万円。85 百万円の増)。</p> <p>※令和5年度取得債券の平均利回り: 1.29%(令和4年度取得債券の平均利回り: 1.16%)</p> <p>・市中金利の低下が続いている中、償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性を勘案し、グリーンボンドやソーシャルボンド等の環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的としつつ、より利回りが確保できる債券を積極的に購入した。</p> <p>(資料編 P20_予防9 公害健康被害予防基金債券運用状況)</p> <p>② ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化</p> <p>・ソフト3事業の実施効果の測定・把握のため、助成事業の対象である 46 地方公共団体における事業の参加者に対して、アンケート調査を実施し、アンケート集計分析システムを活用して分析した結果を地方公共団体へ共有しソフト3事業の実施に活かした。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定: A</p> <p>令和5年度においては、ぜん息等を予防する事業のために積み立てられた 450 億円の公害健康被害予防基金を用いて、①環境問題の予防に資する事業のために発行された債券(グリーンボンド、ソーシャルボンド)を購入するとともに、②債券の運用益等によりぜん息等の予防事業を行う、いわば、二重の予防事業の体系を確立した。</p> <p>その上で、①については、ESG の視点を組み入れた運用と利息確保の両立を、着実かつ適正に達成するとともに、②については、運用益等を活用した予防事業の実施に当たり、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度の高い事業への重点化を実現したことから、自己評価を A とした。</p> <p>具体的には、次のとおり。</p> <p>(1) ESG の視点を組み入れた運用と、利息確保の両立</p> <p>予防事業部においては、公害健康被害予防基金の運用益及び自立支援型公害健康被害予防事業補助金を用いて事業を実施するため、従前は、基金の運用に当たっては利率の高い債券を購入することにより、事業財源の安定的な確保を図ってきた。</p> <p>こうした中、令和元年度に、ERCA の経営理念(環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出と保全に努める。)に照らして、公的機関としての責務を考慮して、環境に配慮した債券購入の方針を自主的積極的に打ち出し、ERCA 全体の運用方針の改正へとつなげてきた。</p> <p>一般的に、環境等に配慮した債券は利率が低くなるが、令和5年度においては、新たな債権の購入に当たっては、利率だけを優先するのではなく、ERCA の運用方針に基づき、全て、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券(以下「環境等に配慮した債券」という。)を積極的に取得することとした。</p> <p>具体的には、環境負荷が相対的に低いと判断される債券の購入に加え、令和4年度に引続きグリーンボンド(2億円)、ソーシャルボンド(2億円)を購入した。</p> <p>そして、以上のような運用利率と環境配慮の両面を踏まえた着実な運用の結果として、収入予算のうち収入の6割強を</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>令和5年度においては、ぜん息等を予防する事業のために積み立てられた 450 億円の公害健康被害予防基金を用いて、①環境問題の予防に資する事業のために発行された債券(グリーンボンド、ソーシャルボンド)を購入するとともに、②債券の運用益等によりぜん息等の予防事業を行う、いわば、二重の予防事業の体系を確立した。</p> <p>その上で、①については、ESG の視点を組み入れた運用と利息確保の両立を、着実かつ適正に達成するとともに、②については、運用益等を活用した予防事業の実施に当たり、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度の高い事業への重点化を実現した点が評価できる。</p> <p>以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると判断して「A」評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>特段なし。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特段なし。</p>	

			<p>き地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。</p>			<p>占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均 1.08%）を 85 百万円上回る 2,508 百万円（3.5%増）を確保することができた。</p> <p>(2)予防事業の重点化 新型コロナウイルス感染症の拡大により地方公共団体が担う予防事業が中止・縮小される中、予防事業を着実・継続的に実施するため、COPD の普及啓発やオンラインによる講演会、呼吸筋ストレッチ教室の実施、地方公共団体のニーズと患者団体等のシーズをマッチングした新たなパッケージ支援メニューの開発など、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化に積極的に取り組んだ。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 運用機会を逃すことがないよう債券の償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性を勘案して、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした、より利回りが確保できる債券を積極的に購入していく。</p> <p>また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を確保し、効果的・効率的に活用していくなど、引き続き安定的な財源確保を図っていく。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-1	助成事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	<難易度：高>活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈評価指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	985,264
助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率	第4期中期目標期間中に90%以上に90%以上	第3期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1% ※(87.7%)	79.3% ※(87.3%)	78.8% ※(96.7%)	80.0% ※(96.3%)	84.6% ※(96.9%)	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	882,395
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	(10点満点中)平均7.5点以上	第3期中期目標期間実績：平均6.7点	7.8点	7.8点	7.9点	7.8点	8.4点	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	902,168
〈関連した指標〉								経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	125,769
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	—	第3期中期目標期間実績：平均88.0%	96.2%	97.0%	96.2%	96.4%	94.0%	行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	902,168
人材育成と定着を図る助成件数の割合	—	複数年計画の新規採択案件の16.8%	23.3%	19.0%	22.2%	20.5%	29.0%	従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
交付決定処理期間	—	第3期中期目標期間実績：平均26.8日	27日	25日	25日	25日	27日						
支払処理期間	—	第3期中期目標期間実績：平均	24.8日	26.0日	23.6日	22.8日	20.8日						

※( )の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	理由	
(1) 助成事業	(1) 助成事業	(1) 助成事業 近年の多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、創設30年を迎える地球環境基金におけるこれまでの助成事業の成果や効果を振り返るとともに、NGO・NPO等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた、新たな助成スキームの方針を取りまとめる。	<主な定量的指標>	<主要な業務実績> (中期目標策定時に想定していなかった自主的な取組) ○地球環境基金創設30年に係る取組 令和5年度に地球環境基金の創設30年を迎えるに当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境NGO・NPOへの支援の新たな方向性を打ち出すために、創設20年の事業見直し後の取組を含めたこれまでの助成事業を振り返るとともに、地域のNGO・NPO等による環境保全活動の実態やニーズを改めて確認し、期待するNGO・NPO像や目指す社会像を明確にし、創設20年時に設定したビジョン・ミッションや新たな助成スキームに係る事業実施方針等の検討を行い、外部有識者からの意見等を取りまとめ、創設以来の大幅な見直し案を作成した。 令和5年度に行った主な取組は以下のとおりである。 ア. ステークホルダーミーティングの実施※ ※詳細は振興事業の項参照 イ. 外部有識者へのヒアリング 検討に当たり、幅広い層から、地球環境基金やNGO・NPOによる環境保全活動の現状、地域課題解決における市民活動の位置づけ等について意見を聴取することとし、助成先団体(ネットワーク系、政策提言系、環境教育分野)、中間支援組織、ソーシャルビジネス関係者、地域金融機関、学識経験者など計34名に対してヒアリングを実施した。また、ステークホルダー側からみた協働の利点や阻害要因等を探るため、助成先団体(3団体)のステークホルダー(省庁、自治体、企業、教育機関、NPO等)に対し、協働の現状についてのヒアリングを実施した(5~6月及び9~12月)。 ウ. 過年度助成先団体へのアンケートの実施 過去10年間に助成を行った団体を対象にアンケート調査を実施し、創設20周年時(平成25年度)と同様のアンケート項目とすることで経年比較を行ったところ、助成した活動	<評定と根拠> 評定: S ・第4期中期目標に掲げられた活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすいことや第3期中期目標期間の最高値を更に上回るチャレンジングな水準の目標であることなどから、難易度「高」と設定されている。更に、令和5年度の活動継続率及び事後評価の対象となる活動は、新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を受けており、事業の質と量を確保することが非常に厳しい状況下にあった。 このような中、令和3年度に助成を終了し、終了後1年以上経過した実質的な活動継続率は96.9%(62団体/64団体)と高い活動継続率を確保し、第4期中期目標のチャレンジングな目標値を大きく上回る量的に顕著な成果(対中期計画値107.7%)を得た(※全団体が継続した場合の最高値は111%)。 令和4年度に最終年度を迎えた助成団体の活動の事後評価は8.4点(目標値7.5点)と、いずれも第4期中期計画期間において最も高い数値を獲得した。 ・また、令和5年度は中期目標策定時に想定していなかった自主的な取組として、地球環境基金創設30年に当たり、長期的かつ前回の事業見直し(10年経過後)の効果把握・検証の観点から、これまでの活動成果を取り纏め振り返るとともに、アンケート・ヒアリング調査等によりNGO・NPOの実態把握や助成	評定	A	<評定に至った理由> ・助成終了後1年以上経過した時点での活動継続率については、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすいことや、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であり、第3期中期目標期間の最高値を更に上回るチャレンジングな水準の目標であることから、難易度「高」に設定されている。令和3年度に助成を終了し、終了後1年以上経過した実質的な活動継続率は96.9%と非常に高い継続率を確保した。 ・令和4年度に助成活動期間を終了した案件を対象とした外部有識者の事後評価では、10点満点換算で8.4点と目標(7.5点)を上回り、第4期中期目標期間において最も高い評価が得られた。 ・令和5年度の活動継続率及び事後評価の対象となった活動は、新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を受けており、事業の質と量を確保することが非常に厳しい状況下にあった中、令和元年度より実施している外部有識者による中間コンサルテーションや毎年度の活動終了時の助言などの団体へのきめ細かい活動支援が着実に成果に繋がったものと考えられる。 ・令和5年度より、概算払いの全助成先団体

の約 8 割が継続して活動していることを確認する一方、NGO・NPO の活動基盤の脆弱性や多様な主体との連携・協働等の課題が依然として根深く続いている結果を得た。

エ. 取組の振り返り及び事業見直し案の作成

20 周年の事業見直し後の取組についての取りまとめ及びイ. によるヒアリング結果、ウ. によるアンケート結果をもとに、地球環境基金の将来像を検討し、その実現に向けた新たな助成事業メニュー等の見直し案を作成した。

オ. 第 1 回・第 2 回ワーキンググループの開催（6 月、8 月）

外部有識者によるワーキンググループを開催し、エ. の見直し案についての助言や意見等を受けた。

カ. 助成専門委員会及び評価専門委員会への中間報告（9 月）

両委員会において、オ. のワーキンググループでの意見等を踏まえた見直し案を提示し、委員から助言や意見等を受けた。

キ. 第 3 回ワーキンググループの開催（1 月）

これまでの検討内容に関する総括を行い、事業見直しの方向性について一定の結論を出した。

ク. 助成専門委員会、評価専門委員会及び運営委員会への附議（2～3 月）

両委員会において、ワーキンググループで取りまとめた事業見直しの方向性等を報告し、大枠の了承を得た。

（中期計画策定時に想定していなかった政策実現の寄与に対する取組（2 件））

○助成金の資金配分、活動計画の審査の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する新規事業等の獲得に向けた取組  
・「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和 6 年 3 月 5 日閣議決定、4 月 12 日成立）に基づく新規業務の追加

助成事業の実施に当たっては、交付要望書提出のための説明動画や説明会の実施、提出に先立つ丁寧な事前相談を行うとともに、地球環境基金が 1993 年の創設以来 30 年にわたって行ってきた（生物多様性保全に係る活動計画に限っても約 4 千件の）審査知見及びノウハウを活用し、環境保全への有効性、実行可能性、継続性等の切り口から、年間 300 を超える量の申請の審査事務を実施してきた。また、採択後も事業期間の伴走支援を行うことにより、助成終了後も実質的には 96.9%に及ぶ高い活動継続率の維持につなげることに成功し、質の高い環境 NGO・NPO の活動の効果が長期的かつ継続的に量を拡大させることに貢献してきた。

効果を測定するなど創意工夫し、幅広い層の意見や各種データを多角的に分析、検討し、将来の社会動向を見据えた地球環境基金の中期重点戦略や助成方針を作成するなど今後の地球環境基金の事業のあり方を取りまとめた。

今回の見直しは、地球環境基金と環境省の連携を強化するプログラムの導入や NPO の活動基盤への支援など基金創設以来の抜本的な見直しに取り組み、地球環境基金が環境施策の実施機関として持続的に成長、発展し、事業目的を達成する上で極めて大きな意義をもつものであり、重要かつ難易度の高い取組として質的な面で大きな成果を上げることができた。

なお、これらの取組を着実かつ速やかに実行するため、第 5 期中期計画の策定において、第 4 中期計画の内容を大幅に見直し、NPO・行政・企業等の多主体が協働することにより大きな社会的インパクトを創出することや、NPO の持続的な活動発展や組織の成長につながる仕組みづくりをすることなどを盛り込み、これらの取組を通じて持続可能な社会の実現を目指していく。

・更に、令和 5 年度は中期計画策定時に想定していなかった政策実現の寄与に対する取組として、環境政策の実施機関として助成事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、環境基本計画の 6 つの重点戦略のうち 2 つの重点戦略（「自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上」「環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり」）に係る業務である「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和 6 年 3 月 5 日閣議決定、4 月 12 日成立）に基づく新たな業務に取り組むことが認められ、独立行政法人環境再生保全機構法が改正された。今後の政策実現への更なる貢献が期待できる成果である。

への拡充、助成金申請システムの本格導入、助成金の計画変更に関する運用ルールの見直しなどを行い、助成金手続きの利便性の向上、効率化等に大きく寄与する取組を実施した。

・令和 5 年度は地球環境基金創設 30 年にあたり、自主的な取組として、多くのヒアリング調査等により NGO・NPO の実態把握や助成効果を測定するなど創意工夫し、今後の地球環境基金の事業のあり方を取りまとめた。その中で、助成プログラム等について基金創設以来の抜本的な見直しに取り組んだ。

・助成事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、令和 5 年度に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく新たな業務に取り組むことが認められ、独立行政法人環境再生保全機構法が改正された。今後の政策実現への更なる貢献が期待できる成果である。

・以上のことから、所期の目標を上回る成果を得られていると総合的に判断し、「A」評価とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

新たな助成メニューの着実な運用を図ること。また、助成メニューに対応した新たな評価制度の構築に向けた見直しを検討するなど、より効果的な助成の実施にむけて引き続き取り組むこと。

<その他事項>

特に無し。

<p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A)助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(a)本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができな</p>	<p>(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績：最高値86.2%)となることを目指し、以下の取</p>	<p>(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率について、新型コロナウイルス感染症の影響等も考慮し、目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績：最高値86.2%)とな</p>	<p>助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）</p>	<p>2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指す「30by30目標」を実現するに当たっては、増進活動実施計画等の申請が多数見込まれる。また、OECD国際データベースへの登録に当たっては、生物多様性増進活動の効果が長期的かつ継続的であり、十分に統治・管理されていること等が要件となる。こうした背景を踏まえ、安定的な事務執行の知見、経験を十分に有する機構が、増進活動実施計画等の申請受付や実施体制の確認などの認定事務の一部を担うとともに、地域生物多様性増進活動の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供を担う機構法の改正を含む「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」が閣議決定され、国会で成立した。</p> <p>・環境省が令和6年度より実施する「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」における資金配分業務の受託</p> <p>第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）において環境省が推し進めている地域循環共生圏事業について、地球環境基金が創設以来30年にわたって行ってきた資金配分機関としての適切な執行管理、助成団体への指導等を通じて役割を十分に果たしてきたこと、また令和3年度から実施している「地域循環共生圏助成」を通じた事業への貢献、さらに助成事業全般を通じた地域協働や中間支援主体の育成に係る知見等が評価されたことにより、地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成を主目的とした「令和6年度の地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」に係る資金配分業務等を新たに受託した。</p> <p>（難易度「高」となるチャレンジングな水準の目標を含む評価指標等達成のための取組）</p> <p>○助成事業全般</p> <p>助成案件の採択、助成金の交付及び助成活動に関する評価（事前目標共有～実地調査）等を着実に実施するとともに助成団体への情報提供や進捗管理等の支援を強化したことにより、評価指標である「活動継続率」及び「事後評価」は、いずれも第4期中期計画期間において最も高い数値を獲得することが出来た。</p> <p>また、令和5年度は助成活動の成果拡大のため、利便性の向上及び事務手続きの簡略化等に向けて以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部概算払いの要件の変更（対象団体の拡大）</li> <li>・助成金申請システムの本格導入</li> </ul> <p>いずれも予定どおり導入できたが、従来からの変更点につい</p>	<p>また、環境省が令和6年度から実施する「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」における資金配分業務について、地球環境基金の助成金配分業務等の経験やノウハウが評価され、新たな業務として受託することになり、環境省事業との連携強化の効果等により、政策実現の更なる寄与が期待できる。</p> <p>・地球環境基金の積年の課題であった、助成金手続きの利便性の向上及び簡略化を図るため、令和5年度より概算払いの全助成先団体への拡充、助成金申請システムの本格導入、助成金の計画変更に関する運用ルールの見直しなど令和5年度の実績は今後の助成金手続きの効率化等に大きく寄与するものである。</p> <p>以上のとおり、令和5年度は所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得たことから自己評価をSとした。</p> <p>令和5年度の量的及び質的向上の取組の詳細は以下のとおり。</p> <p>○地球環境基金創設30年における取組</p> <p>地球環境基金創設30年に当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境NGO・NPOへの支援の新たな方向性を打ち出すために、これまでの助成事業を振り返るとともに新たな助成スキームに係る方針の検討を行った。検討に当たり、助成先団体だけでなく、中間支援組織や学識経験者などの幅広い層から意見を聴取し、さらに外部有識者によるワーキンググループにおいて助言や意見等を受けたことで今後の環境NGO・NPOへのより効果的な支援のあり方を見据えた見直し案を取りまとめた。</p> <p>○助成金業務の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する新規事業等の獲得</p> <p>「地域における生物の多様性の増進のための</p>
--	---	--	---	--	---

<p>った高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。</p>	<p>組を行う。</p> <p>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。</p>	<p>ることを目指す。</p> <p>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、助成事業アドバイザーの活用や、自発的活動制度やリスクリング学習会等の活用により、機構職員の能力の向上により、高度な専門性を持って進捗管理等を行う寄り添い支援の充実をはかる。</p>	<p>て一部の助成団体の理解不足が見受けられたため、助成団体とのコミュニケーションを密にし、運用面の周知を強化した。</p> <p>(A)助成による支援を行った活動の継続性の確保</p> <p>①助成案件の質の向上に資する体制等の整備</p> <p>助成期間を通じて助成対象活動の下支えができるよう、新規助成の全案件(57件)について、地球環境基金担当職員(以下「基金担当者」という。)と助成事業アドバイザーとの間で、各助成先団体の交付申請書における活動目標や計画の妥当性等の確認を行った(5月)。基金担当者は、この結果を踏まえ、年間を通じて引き続き助成事業アドバイザーの助言を受けるなどしながら、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。</p> <p>また、日本NPOセンターが主催する研修(組織基盤強化研修、初任者研修等)に機構職員が参加し、そこで得た知識を支援団体に還元し、寄り添い支援の充実を図った。</p>	<p>活動促進等に関する法律」及び「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」は、いずれも第6次環境基本計画の重点戦略として掲げられているものであり、令和6年度以降にそれらの業務の一翼を担うこととなったのは、これまでに地球環境基金が活動計画の審査や、社会変化・環境問題の動向によるニーズに応じた助成メニューの設定など資金配分機関としての枠組みを超えた取組を行い、成果を積み重ねてきたことが評価されたものである。</p> <p>○助成終了後の実質的な活動継続率：高い継続率を確保</p> <p>助成活動終了後1年以上経過した時点での活動継続率の目標は、助成期間中及び助成終了後において新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下であったにもかかわらず、令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果に繋がり、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、持続的に活動を継続している実質的な活動継続率において高い活動継続率を確保した。</p> <p>○事後評価：目標を上回る評価を獲得</p> <p>令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションや毎年度活動終了時の助言、指導を充実させるなどの取組を推進している。</p> <p>中間コンサルテーションにおいてはオンラインの利点を活用して評価専門委員等が助成団体の代表者だけでなく、活動現場の従事者にも直接助言・指導を行うとともに、活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や毎年度終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」など助成団体の活動支援を強化してきた。</p> <p>これらの取組が着実に成果に繋がり、3年間の活動期間中に新型コロナウイルス感染症の拡大</p>
--	--	---	---	--

② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。

② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。

③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。

③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、活動の継続や自立に必要な情報提供や組織基盤強化等の支援を行う。

②研修や情報提供による助成団体への支援

・全国8か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス(EPO)と、10～11月に各地域で実施する助成金説明会において、参加団体にとって活動の継続性や発展性につながる情報提供となるプログラムの企画・調整を行った。

・助成団体の活動事例や地球環境基金が行う研修等について、Instagram及び利用者の年齢構成や実名性など各SNSの特徴等を踏まえて令和4年度に新たに立ち上げたFacebookなどのSNS、ホームページを活用した情報発信に取り組んだ。

・地球環境基金助成による環境保全活動の事例や実績を広く情報提供するために毎年度作成している「活動報告集」について、紙資源の利用削減による環境配慮のため、令和4年度報告(令和5年10月公開)から冊子の印刷を廃止し、ホームページでの公開のみとした。また、地球環境基金ホームページに掲載している助成先一覧とリンクし、新たに各事例をエリア別・分野別に検索できるような仕組みとすることで、閲覧者の利便性向上及び成果の活用促進に資するものとした。

助成先団体による活動事例紹介(セミナー)や意見交換会などの情報提供プログラムを積極的に組み入れた助成金説明会を全国8か所で実施した(10～11月)。

③助成終了後の活動調査及び結果の活用

i) フォローアップ調査の実施

令和元年度から令和3年度まで3年間継続して助成を受けた団体50団体及び令和2年度からの延長措置を行った15団体(※)の計65団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。(5～6月)

調査対象65団体(回収率100%)のうち、助成終了後1年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体が55団体(84.6%)、「他団体で継続している」と回答した団体が7団体(10.8%)であり、活動がその後も何らかの形で「継続している」のは65団体中62団体(95.4%)であった。

また、継続の実態を把握するため、「活動の目的を達成した」ため「活動を継続していない」と回答した1件を母数から除いて整理すると、本来継続されるべき活動の9割超、96.9%(62団体/64団体)が継続していることが分かった。

(資料編 P21\_地球1 助成事業に関するフォローアップ

による移動の自粛など活動の制限が大きかった状況下において目標を上回る評価を得た。

<課題と対応>

○地球環境基金創設30年に当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境NGO・NPOへの支援として新たな助成メニューの作成等を行った。令和6年度から助成メニューの運用を進め、着実に実施していくとともに、それに対応した新たな評価制度の構築に向けた見直しを検討する。

○令和6年度以降に実施する新規業務においては、助成事業を通じて蓄積した知見やノウハウを活用して取り組むことで、より一層環境政策に貢献する。

○助成先団体の状況を踏まえ、引き続きNGO・NPOの喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。

<p>(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(b)各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。</p>	<p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p>	<p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となることを目指す。</p> <p>① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p>	<p>助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）</p>	<p>調査結果（2023 年度）</p> <p>ii) 調査結果の活用等</p> <p>上記 i) の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を 3 件抽出し、フォローアップ実地調査を行った（8～9月）。</p> <p>実地調査の結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として公表した（12月）。</p> <p>iii) 地球環境基金助成金データベースの整備</p> <p>活動や組織の自立を図る指標として地球環境基金助成金データベースの整備を行い、団体の総収入や会員数、職員数等の推移についてデータを収集するとともに、団体の自立の状況を定量的に確認するためにデータベースの解析を行った。</p> <p>(B) 助成による支援を行った活動の質の向上</p> <p>①助成活動の進捗状況の確認</p> <p>i) 基金担当者によるモニタリング</p> <p>令和 5 年度は、助成開始から 1 年以上が経過した活動 104 件を対象として、令和 4 年度の活動報告や当年度の交付申請書等をもとにモニタリングを行い、評価専門委員と共有した。また、状況を詳細に確認する必要があると思われる 27 団体の活動現場に機構職員が出向き、実地調査を行った。</p>		
---	--	---	--	---	--	--

② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。

② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、オンライン等の手法を活用し、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。

②評価の実施

■助成事業スケジュール（3年計画の場合）



i) 事前目標共有

2023年度助成金における新規採択 57 件を対象に、全件実施した（4～5月）。

内定決定（令和5年3月22日）後の約1か月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員が目標設定や計画内容について改めて確認を行い、各内定団体に活動の目標や計画の改善等について個別面談（オンライン）を行った。ここでの改善点を交付申請書の計画等に反映することで、助成活動の質の向上につなげた。

ii) 中間コンサルテーション

活動計画3年以上の2年目を迎えた 56 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 53 件（つづける助成 10 件、ひろげる助成 41 件、フロントランナー助成 1 件、プラットフォーム助成 1 件）を対象に、中間コンサルテーションをオンラインで実施した（9～10月）。なお、助成団体及び評価専門委員との資料の提出・送付においては今回初めて「地球環境基金助成金申請システム」を活用して行うことで、関係者の利便性の向上を図った。

iii) 事後評価（書面評価）

令和4年度に活動を終了した活動のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 56 件（つづける助成 11 件、ひろげる助成 39 件、フロントランナー助成 1 件、プラットフォーム助成 1 件、復興支援助成 4 件）を対象に事後評価を実施した（6～7月）。

事後評価は評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、20点満点中平均 16.9 点（10点満点換算で 8.4 点）となった。

評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に

③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。

③ 助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりを具体的に整備し、より活動のステップアップを図ることができる助成制度を構築する。

対して個別にフィードバックした（9月）。

（資料編 P46\_地球2 2023 年度地球環境基金助成事業の事後評価（書面評価）結果概要）

iv) 継続評価

フロントランナー助成3年目の2団体について、4・5年目の助成継続の可否を判断するために活動状況等を確認するために、評価専門委員が活動の目標の達成度及び実施の効率性について調査を行った（11月）。

v) 実地調査

令和4年度に3年間の活動を終了した団体から、事後評価（書面評価）の得点の上位（4件）、中位（2件）の計6件を実地調査の対象として評価専門委員会で選定した。なお、下位に当たる団体は無かった。

書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等の聴取や改善のためのアドバイス等を行うために、対象団体の事務所等を訪問し、ヒアリング調査を行った（11～1月）。

③活動のステップアップを図れる助成制度の構築

i) 評価専門委員会の実施

年2回委員会を開催し、令和5年度中に実施する評価の計画や実施方法の検討、実施結果の報告等を行うこととしている。

9月に第1回、3月に第2回の評価専門委員会を開催した。

ii) 評価結果の団体へのフィードバック・振り返り

次年度以降の計画や活動の改善につながるよう、評価専門委員会で確定した事後評価（書面評価）結果を各助成先団体にフィードバックした。

実地評価（11～1月）の結果等について第2回評価専門委員会（3月）での確認後にフィードバックした。

特に中間コンサルテーションについては、評価専門委員によるアドバイスの内容が令和6年度の活動計画に反映されるよう、各団体がコンサルテーション終了後に「振り返りシート」による振り返りを行った（10～11月）。

(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上

<関連した指標>  
(c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）

(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。

① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。

(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行うことができるよう、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。

①外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて、民間団体が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを設定する。

助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上

外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）

iii) 活動報告会の実施

令和5年度が助成最終年度の団体（団体）による「地球環境基金活動報告会」は、Web 会議システムを活用して各団体の3年間の活動状況・成果の発表動画を録画・作成し、ホームページ及びYouTube で公開した。

iv) 関係機関との連携強化

全国8か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）との連携協定の下、各地域での助成金説明会を実施し、地球環境基金が支援すべき地域ニーズの掘り起こし等を行った（10～11月）。また、EPO連絡会に出席（全3回）し、30周年事業の進捗報告を行った。

(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施

① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定

i) 助成対象について

令和5年度は161件、総額541百万円の助成金交付決定を行った（6月）。その内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が19件総額91百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が11件総額46百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動するもの）が131件総額403百万円であった。

<助成金交付状況> （単位：件、百万円）

助成メニュー	令和5年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額
はじめる	7	9	3	4
つづける	22	45	30	63
ひろげる	106	382	113	394
フロントナー	6	40	6	36
プラットフォーム	3	14	4	19
復興支援	—	—	4	11
特別	2	3	3	4
LOVE BLUE	15	15	12	12
計	161	512	175	546

※単位未満切り捨て、確定（決算）ベース

※災害復興支援等の活動について、令和4年度をもって「復

興支援助成」として助成メニューでの取扱いは終了し、令和5年度からは「はじめる助成」等の各助成メニュー内において復興支援等分野の活動として取り扱う。

ii) 助成対象の重点化

令和5年度交付決定161件（国内案件：131件、海外案件：30件）のうち、重点配慮事項の対象活動は158件（98.1%）であった。

（資料編 P50\_地球3 2023年度助成金分野別件数内訳）

iii) 令和6年度助成活動の採択

ア 募集案内決定

第1回助成専門委員会（8月）において、国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む「2024年度助成金募集案内」を決定し、令和5年10月2日に公表した。

2024年度助成金審査方針の重点配慮事項のうち、「脱炭素社会形成・気候変動対策に資する活動への支援」及び「生物多様性の保全に資する活動への支援」の2項目に係る活動を特に重視し要望審査を行うこととした。

また、助成メニューとして、地域循環共生圏のビジョンや体制づくりなど準備段階の活動に対する「特別助成」を継続した。

募集の周知に当たっては、募集案内の簡易版（リーフレット）のみを印刷・配布することとした。これまで行っていた募集案内の冊子版は印刷を取り止め、電子版のホームページ掲載のみとすることで、紙の使用量を削減した。

さらに、Facebookアカウントを活用し、助成金募集時期に当たる10月11日～11月15日までの間、Facebookバナー広告を実施した。この広告掲載に当たっては、機構ホームページに「ランディングページ」を設け、閲覧者が助成金のみならず地球環境基金の各情報にアクセスしやすいよう工夫した。

（資料編 P52\_地球4 令和6（2024）年度地球環境基金助成交付要望審査に当たっての重点配慮事項）

イ 助成金説明会の開催

2024年度助成金の募集に当たり、ERCA（地球環境基金）主催の説明会を8回（10～11月）、セブーンイレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を1回（9月）実施し、周知を図った。これらの説明会は会場参集型のほか、オンラインやハイブリッド（オンラインと参集型の組合せ）

でも行い、オンライン活用の会場は、全国の環境 NGO・NPO が所在地や活動地を問わずどの地域の説明会にも参加できるものとなった。

ERCA 主催の説明会は、助成金の効果的な活用につながるよう、EPO との連携・協力の下、各地域の特性を踏まえたテーマやプログラムを設定し、多くの会場で各地域を拠点に活動している助成先団体による活動事例紹介（セミナー）を併せて実施した（10～11月）。

ウ オンライン個別相談会の開催

助成金応募を検討している団体を対象としたオンライン個別相談会を計5日間にわたって開催した（10～11月）。

エ 応募状況と内定

令和5年11月13日～12月4日までの間、「地球環境基金助成金申請システム」により2024年度助成金の要望書受付を行った。なお、継続の団体については、提出書類のうち団体の基礎資料などの前年度も提出した同種の書類については自動的に引き継がれるようにし、再度提出することを不要とした。

308件（イ案件：34件、ロ案件：22件、ハ案件：252件）の応募を受け、受付締切後は、事務局（部内）審査の後、2～3月に助成専門委員会の審査及び運営委員会の承認を得て、3月下旬に165件の2024年度助成金交付を内定し、採否の通知を行った。

<令和6年度助成活動の応募・内定状況>

（単位：件）

助成メニュー	応募	内定（うち新規）	
はじめる	37	6	(6)
つづける	56	26	(11)
ひろげる	168	114	(38)
フロントランナー	9	4	(0)
プラットフォーム	12	4	(3)
特別（地域循環共生圏）	6	2	(1)
LOVE BLUE	20	9	(1)
計	308	165	(60)

（資料編 P55\_地球5 地球環境基金助成金 助成金額・件数の推移）

②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進

② 助成事業を通じて、SDGsの考え

② 助成活動のSDGsのゴール等について交

<p>(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）</p>	<p>の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</p> <p>③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。</p>	<p>付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</p> <p>③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な助成方法について検討し、取りまとめる。</p>	<p>人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）</p>	<p>引き続き、複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGs のどのゴール・ターゲットに該当するかを選択する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。</p> <p>③人材の育成と定着を図る助成方法の検討 i) 若手プロジェクトリーダー育成支援助成 令和5年度助成先団体から新たに10期生として9名を採択した（応募18名）。これは3年以上計画の対象メニュー新規案件（31件）の29%を占めている。</p>	
<p>(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上</p> <p>&lt;関連した指標&gt; (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間</p>	<p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。</p> <p>② 助成金交付が内定した団体と、目標共有</p>	<p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明動画をオンデマンド配信する。また、複数年にわたる助成活動を行う全団体について会計チェックシートやオンライン等を活用して確認・指導を行う。なお、助成金支払事務処理状況等も踏まえ、特に現地調査の必要がある団体には事務所指導調査を実施する。</p> <p>② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場</p>	<p>事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上</p> <p>交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8</p>	<p>(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上</p> <p>①会計事務等に関する指導等の実施 i) 内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施 説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談やメール等での問合せに対応する方法により実施した（4月）。 ii) 事務所指導調査の実施 助成継続2年目の56団体を対象に「会計自己チェックシート」による会計処理等の状況確認を実施した（7～9月）。 上記の状況確認の結果、特に確認や指導が必要な1団体について、当機構職員が団体事務所等に出向いて指導調査を実施した。</p> <p>②助成金交付申請手続の実施 i) オンライン個別面談の実施等</p>	

実績：平均 26.8 日)	<p>の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間 (28 日) 以内として速やかな手続に努める。</p>	<p>としてオンラインによる個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間 (28 日) 以内として速やかな手続に努める。</p>	日)	<p>助成内定団体との面談はオンラインの活用、電話やメール等の連絡により実施した (4~5 月)。</p> <p>この際、全ての新規採択団体 (57 団体) について、オンラインによる「事前目標共有」のための個別面談を実施した。また、継続団体についても活動状況を確認し、令和 5 年度の交付申請手続及び期中の活動に向けたすり合わせを行った。</p>		
(d2) 支払処理期間 (前中期目標期間実績：平均 25.3 日)	<p>③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を 4 週間 (28 日) 以内とする。</p>	<p>③ 助成金の支給に当たり、助成先団体の要望を踏まえ、助成金の 50% を上限に、一部概算払いを実施するとともに、申請書類について厳正な審査を実施することで、事務手続の効率化及び利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を 4 週間 (28 日) 以内とする。</p>	支払処理期間 (前中期目標期間実績：平均 25.3 日)	<p>③事務の効率化と利便性向上の取り組み</p> <p>i) 書類提出の電子化推進</p> <p>活動実績報告書 (4 月) は、電子データ (メール) での提出を受け付けた。交付申請書 (5 月) 及び支払申請 (年 3 回) に係る書類については、「地球環境基金助成金申請システム」での提出を受け付けた。</p> <p>ii) 一部概算払いの実施</p> <p>助成先団体の利便性向上及び活動基盤の強化を図るため、令和 5 年度から概算払いの要件を変更し、新規団体等を含めた対象団体を拡大した。これにより、令和 4 年度 (30 団体、50 百万円) の 3 倍以上となる 101 団体に対して、助成金 50% を上限に概算払い (159 百万円) を実施した (6 月)。</p> <p>iii) 他の助成制度の紹介</p> <p>環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子の情報を更新し、ホームページにおいても掲載した (9 月)。</p> <p>iv) 助成金支払申請の速やかな手続の実施</p> <p>助成金の支払申請に係る事務については、厳正かつ迅速な審査に努めている。また、上記 ii) のとおり一部概算払いの対象団体を拡大したことに伴い、支払申請の回数を年 4 回から年 3 回に変更し、事務手続の簡素化・効率化を図った。令和 5 年度の平均処理日数は 20.8 日であった。</p>		

		<p>④ 計画変更手続きに係る要件を見直し、事務手続の効率化及び利便性の向上に努める。</p> <p>⑤ 令和4年度に構築・稼働した「地球環境基金助成金申請システム」を活用し、助成金の事務手続に係る民間団体の利便性向上や効率化を図るなど業務のDX化を推進する。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p>④計画変更手続きに係る要件の見直し</p> <p>要件の見直しについて情報収集及び検討を行い、助成専門委員会及び評価専門委員会で協議の上、2024年度助成金から適用することとした。</p> <p>⑤地球環境基金助成金申請システムの本格導入等</p> <p>令和4年度に構築した「地球環境基金助成金申請システム」は、2023年度助成金の要望手続（令和4年11～12月）から稼働させ、令和5年度から本格導入した。助成金システムの継続的かつ安定的に運用していくために、令和10年度までの保守契約を締結している。</p> <p>交付申請（5～6月）、中間コンサルテーション及び支払申請（9～10月）、変更申請（1月）においてシステムを活用し、双方向における利便性の向上や事務手続の効率化を図った。実績報告（令和6年4月）においても活用した。また、要望書受付時のアンケートによる意見等を収集し、より使いやすいシステムに向けた検討を進めた。</p> <p>また、過去10年分の助成金データベースの整理及びデータ補正を行い、システムへ取込みを行った。</p>	
--	--	--	---	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-2	振興事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	985,264
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	—	第3期中期目標期間実績：平均2回	10回（8地方大会、全国大会、ecocon）	10回（8地方大会、全国大会、ecocon）	10回（8地方大会、全国大会、ecocon）	9回（8地方大会、全国大会）	9回（8地方大会、全国大会）						
ユース世代を対象とした研修実施回数	—	第3期中期目標期間実績：平均4回／年	6回	4回	4回	6回	6回	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	882,395
研修受講者アンケートによる肯定的評価	—	第3期中期目標期間実績：平均95.4%	98.5%	95.9%	97.7%	98.2%	100%	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	902,168
								経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	125,769
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	902,168
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
(2) 振興事業	(2) 振興事業	(2) 振興事業 近年の多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、創設30年を迎える地球環境基金におけるこれまでの振興事業の成果や効果を振り返るとともに、NGO・NPO等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた、新たな人材育成スキームや情報提供方法等の方針を取りまとめる。	<主な定量的指標> 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化	<主要な業務実績> ○地球環境基金創設30年に係る取組 令和5年度に地球環境基金の創設30年を迎えるに当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境NGO・NPOへの支援の新たな方向性を打ち出すために、20周年の事業見直し後の取組を含めたこれまでの振興事業を振り返るとともに、同じく検討を行った助成スキームの内容も踏まえたうえで、新たな人材育成スキームや情報提供に係る事業実施方針等の検討を行った。令和6年度以降に見直しに取り組む。 令和5年度に行った主な取組は以下のとおりである。 ア. ステークホルダーミーティングの実施(4月)※ ※詳細は(B)④を参照 イ. 外部有識者へのヒアリング(1回目)※※ ※※詳細は助成事業の項参照 ウ. 過年度助成先団体へのアンケートの実施 過去10年間に助成を行った団体を対象にアンケート調査を実施し、創設20周年時(平成25年度)と同様のアンケート項目とすることで経年比較を行ったところ、助成した活動の約8割が継続して活動していることを確認する一方、NGO・NPOの活動基盤の脆弱性や多様な主体との連携・協働等の課題が依然として根深く続いている結果を得た。 エ. 取組の振り返り 20周年の事業見直し後の取組についての取りまとめを行った。 オ. 第1回・第2回ワーキンググループの開催(6月、8月) 外部有識者によるワーキンググループを開催し、助言や意見等を受けた。 カ. 助成専門委員会及び評価専門委員会への中間報告(9月) 両委員会において報告を行い、委員から意見等を受けた。 キ. 外部有識者へのヒアリング(2回目)(9月～)※※ ※※詳細は助成事業の項参照 ク. ステークホルダーミーティングの実施(11～12月)※ ※詳細は(B)④を参照 ケ. 第3回ワーキンググループの開催(1月) これまでの検討内容に関する総括を行い、事業見直しの方向性について一定の結論を出した。 コ. 助成専門委員会、評価専門委員会及び運営委員会への附議(2～3月)	<評価と根拠> 評価:A ・地球環境基金創設30年に当たり、これまでの振興事業の振り返りを行うため、各種アンケートやヒアリング調査等を実施し、各研修等の事業効果の検証やニーズ把握等を行った。今回の調査において、一定期間経過後の中長期の事業効果が確認されるなど今後の振興事業の展開において重要な示唆を得るものとなった。 ・環境政策の実施機関として振興事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、環境省の重点施策に係る業務に新たに取り組むこととなった。これらの取組により社会課題解決に向けて新たなステークホルダーとの連携・協働を創出することが期待できるものである。 ・令和5年度の若手プロジェクトリーダー研修の参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は100%であり、全国ユース環境活動発表大会の応募数は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ応募数が、87→90→108→115高校と着実に増加している。 ・ユース世代や若手の人材育成の強化に重点的に取り組むとともに、高校生と大学生、3期合同の研修生間の交流会を実施し、縦のネットワークづくりに取り組んだ。 ・ステークホルダーミーティングを実施し、多様な地域の各主体との情報交換・意見共有を行った。	評価 A	<評価に至った理由> ・令和5年度は、地球環境基金創設30年に当たり、アンケートやヒアリング調査により、各研修等の事業効果の検証やニーズ把握等を実施した。 ・若手プロジェクトリーダー研修を年3回実施し、将来のリーダーとしての必要な知識技術だけでなく、研修生へのアンケート結果によるプロジェクト推進に必要なスキルも反映したプログラムを構成し、工夫して実施した結果、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は100%であった。 ・ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国ユース環境活動発表大会を実施した。令和5年度は115団体と多くの高校の応募を得ることができた。開催にあたり、会場参加を基本としつつ、会場参加困難な参加者についてはオンライン参加を可能とするハイブリッド参加形式で実施し、事前準備や参加者へのきめ細かい対応等によって参加者相互の意見交換が円滑に行われるよう工夫した。 ・高校生または大学生を対象とした環境保全やSDGsのセミナーを全国各地で計6回実施した。(第3期中期目標期間実績:平均4回) ・地域課題の解決に向けた取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを令和4年度に引き続き企画し、開催した(3回)。 ・振興事業検討会を創設し、研修等の企画案や実施結果に対して助言を受けるなど、振興事業をより効果的に実施するために積極的な取組を実施した。

<p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回／</p>	<p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度2回以上</p>	<p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、オンライン等の手法も活用し、以下の取組を行う。</p> <p>① 広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的</p>	<p>ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回／年）</p>	<p>両委員会において、ワーキンググループで取りまとめた事業見直しの方向性を報告し、大卒の了承を得た。</p> <p>○振興事業における情報提供・研修事業の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する事業の受託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域循環共生圏づくり支援体制構築事業の受託</li> </ul> <p>第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）において環境省が推し進めている地域循環共生圏事業について、平成26年度から行っている若手プロジェクトリーダー研修や、組織基盤に係るセミナー・シンポジウム等の実施を通じて、プログラムの企画立案、研修の組み方、講師の選定等のノウハウを有していることが評価され、地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成を主目的とした「令和6年度の地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」に係る啓発業務等を新たに受託することとなった。</p> <p>○振興事業全般</p> <p>全国ユース環境活動発表大会実施に向けた取組や、若手プロジェクトリーダー研修の実施等により、人材の創出に取り組んだ。</p> <p>また、令和5年度は、事業効果の向上に資するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振興事業検討会の創設</li> <li>・若手プロジェクトリーダー研修生同士の交流機会の提供</li> <li>・環境ユースフィールド研修のニーズ調査を実施し、今後のあり方についての検討</li> <li>・全国ユース環境活動発表大会における応募手続きに関する利便性の向上及び大学生との交流機会の提供</li> </ul> <p>(A)環境保全活動を行う人材の創出</p> <p>① 大会の実施</p> <p>i) 全国ユース環境活動発表大会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9回大会の開催に当たっては、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と調整を行い、募集要項等を決定した。</li> </ul>	<p>これらの取組は、地球環境基金が助成金の配分に留まらず、団体の地域活動推進に資する知識やノウハウを提供し、将来の担い手の確保・育成やネットワーク構築など活動の振興に大きく貢献するもので、令和元年度より強化している寄り添い支援を体現するものとして大きな意義のある成果である。</p> <p>以上のことから自己評定をAとした。</p> <p>根拠の詳細は以下のとおり。</p> <p>○地球環境基金創設30年における取組</p> <p>環境や社会課題等の変化に対応した、環境NGO・NPOへの支援の新たな方向性を打ち出すために、これまでの振興事業の振り返りを行うとともに、同じく検討を行った助成スキームの内容も踏まえたうえで、新たな人材育成スキームや情報提供に係る方針の検討を行った。検討に当たり、助成先団体だけでなく、中間支援組織や学識経験者などの幅広い層から意見を聴取し、さらに外部有識者によるワーキンググループにおいて助言や意見等を受けたことを踏まえ、令和6年度以降に見直しに取り組む。</p> <p>○環境政策に貢献する事業の受託による新たな取組</p> <p>「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」は、環境省が時代の要請への対応として社会課題解決に向けた重点施策として取り組んでいるものであり、令和6年度にその業務の一翼を担うこととなったのは、これまでに地球環境基金が実施してきた情</p>	<p>・以上のことから、中期目標期間の所期の目標を上回る成果が得られていると判断して「A」評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	---	---	---	--	---	---

年	実施する。	とした発表会を地域毎及び全国規模で2回以上開催する。また、ユース世代のネットワークの拡充を図るため、発表会以外の機会でも交流できる仕組みを構築する。	ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回/年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構ホームページ内に大会サイトを新設して、資料請求から応募まで一貫してシステム処理を行えるようにし、応募者の利便性向上と事務効率化を図った。</li> <li>・広報に関する新たな取り組みとして、「SB Student Ambassador ブロック大会」（サステナブル・ブランド国際会議に参加し、高校生の立場から意見を発表するプログラム）と連携し、本大会への参加を呼びかけた。</li> <li>・地方大会は、各地方の会場にて地方大会を実施する形式にて募集を開始した（9月～11月）。また、事情により、会場で発表することが困難な団体については、事前に発表を撮影した動画を当日会場で放映し審査する形での出場を認めた。</li> <li>・地方大会の審査委員に新たに ESD（持続可能な開発のための教育）の専門家を加え、「教育」という観点を含めて大会運営を行っていくようにした。</li> </ul> <p>・令和5年度は115団体（令和4年度実績：108団体）から応募があり、12月に開催する地方大会（審査会）には一次審査を通過した93団体が出場した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会、及び高校生による投票の結果、令和6年2月に開催する全国大会（審査会）に進出する16団体を決定した</li> <li>・全国大会は、審査会と高校生等による投票を行い、各賞を決定した。</li> </ul> <p><b>【環境大臣賞】</b> 栃木県立矢板高等学校「未来へつながる放牧牛 ～ビーフダイバーシティと避難放牧～」</p> <p><b>【環境再生保全機構理事長賞】</b> 熊本県立熊本農業高等学校 「養豚業のゼロエミッション #産業廃棄物に輝きを！」 (資料編 P56_地球6 第9回全国ユース環境活動発表大会)</p>	<p>報提供及び研修事業の成果が評価されたものである。</p> <p>○若手（ユース世代を含む）の人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業と振興事業の両輪で、助成団体の今後の環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダーの育成支援研修については当初計画予定どおり年3回実施し、将来のリーダーとしての必要な知識技術に加えて、研修生へのアンケート結果によるプロジェクト推進に必要なスキルをも反映したプログラムを構成し、工夫して実施した。</li> <li>・全国ユース環境活動発表大会は、事前ヒアリングにおいて実施を希望する意見が多く寄せられたため、他の主催者と協議し、令和4年度に引き続き各会場にて実施する形式で開催としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web参加の形式での出場も認めることとした。応募に当たって各参加校が作成した発表動画は大会ホームページで公開し、全国の高校生等に広く配信することができた。</li> <li>・これらの研修等の開催に当たっては、令和5年度より、新たに設置した振興事業検討会において企画案の検証等を行ったうえで、職員が主体的に研修計画の立案から当日の運営まで実施する体制とした。開催に当たり、会場参加困難な参加者についてはオンライン参加を可能とするハイブリッド参加型形式で実施し、事前準備や参加者へのきめ細かい対応等によって参加者相互の意見交換が円滑に行われるよう工夫して実施することができた。</li> </ul>
(a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回/年）	② 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度4回以上実施する。	② 全国の高校生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して4回以上実施する。	ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回/年）	②ユース世代を対象とした研修等の実施 高校生向けのセミナー、大学生向けのミーティングをいずれも会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催した。また、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修3件を集合型にて開催した。	

<高校生・大学生向け研修等の開催状況>

	内容	会場	参加
6月	大学生 SDGs ミーティング	東京都（ハイブリッド）	17団体 53名
7月	高校生 SDGs セミナー	仙台市（ハイブリッド）	14校 43名
8月	高校生企業環境研修 （キリンHD(株)）	長野県	2校 3名
10月	大学生 SDGs ミーティング	オンライン	6団体 17名
11月	高校生企業環境研修 （㈱タニタ）	東京都	1校 5名
1月	高校生企業環境研修 （協栄産業(株)）	茨城県	1校 7名

(B) 研修・調査等事業の効果的な実施

① 研修・調査の企画運営

i) 振興事業検討会の実施

令和5年度より振興事業アドバイザー体制を廃止し、職員が主体的に研修計画の立案から当日の運営まで実施する体制とし、体系的かつ継続的に研修内容等の見直しを行うために年2回検討会を開催し、令和5年度中に実施する研修企画案に対する妥当性の検証及びその実施結果に関する総括等を行うこととした。

第1回検討会（5月）では、研修計画案についての検討や、今後の改善の方向性に関する意見等をいただき、第2回検討会（3月）では、研修等の実施結果を報告し、意見等をいただいた。

○ステークホルダーミーティングの開催

地域課題の解決に向けた新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを令和4年度に引き続き企画・開催した（3回）。本ミーティングを通じて、今後の地域の環境保全活動への支援策の検討に向けて新たな視点や気づきを得ることが出来た。

<課題と対応>

○地球環境基金創設30年に当たり、見直しを行った新たな助成メニューを踏まえ、研修等の新たな人材育成スキームや情報提供方法等の方針の検討を進める。令和7年度からの実施に向けて外部有識者へのヒアリングや振興事業検討会における助言や意見等の聞き取り等を通じた検討を進めていく。

○令和6年度には10回目となる全国ユース環境活動発表大会の開催に向けて、これまでの成果を振り返りつつ、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と開催方法等について協議を行う。

(B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施

(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。

① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。

(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、オンライン等の手法も活用し、以下の取組を行う。

① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による検討会を設置し、効果的なカリキュラムとなるよう努める。

カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施

<関連した指標>

(b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）

研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）

ii) 若手プロジェクトリーダー研修の実施

助成事業において中心的に活動する若手（第8期6名、第9期7名、第10期9名の計22名）に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を実施した（7月、10月・1月実施）。令和4年度まで、研修生間の縦のネットワークづくりのために1月度研修時に3期合同で交流会を実施していたが、ネットワーク強化のため、令和5年度は7月度研修より毎回交流会を取り入れた。また、より効果的な伴走支援を目的として、若い期より導入を開始した講師のメンター制度を、令和5年度から最終年度の期（第8期）にも導入することで、助成終了後の助成活動の継続や自走化に向けたさらなる支援強化を図った。また、研修プログラムをより実践的なものとするため、研修生が従事する業務内容と必要なスキルについてアンケートを実施し、研修内容に反映した。

令和5年度は8期生6名が修了した。

（資料編 P57\_地球7 若手プロジェクトリーダー育成人数の推移）

iii) ユース世代の人材育成に資する研修の実施

令和4年度に引き続き、主に学生を中心とした対象者に対し、環境保全活動の取組みを現場で学ぶ機会を経験することで、将来的に地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成することを目指した「環境ユースフィールド研修」を、SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業に選定された富山県南砺市を研修対象として実施する予定であった。応募者数増加のため、昨年度同様、環境らしんばんへの掲載や各 EPO の SNS による情報発信など内外の複数媒体における広報を展開したほか、初めて Instagram の宣伝機能を活用するなど広報を強化したが、応募者が最少催行人数に達しなかったため中止とした。そのため、研修参加に係る開催地やテーマなどについて大学生等を対象に、ニーズ調査を行うこととし、それらを元に令和5年度も開催を見送ることとした海外派遣研修を含めた今後の研修のあり方についての検討を行った。

iv) 研修受講者アンケート

実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で 100%であった。

また、これまでに若手プロジェクトリーダー研修を修了した 53 団体（1期生～6期生）を対象にアンケートを行ったところ、うち 6 割の修了生が現在も団体に所属しており、同業

② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。

② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を1回以上実施する。

③ 民間団体等の若手人材の育成、組織基盤の強化など民間団体が抱える喫緊の課題の解決に資する取組を推進する。

④ 地域づくりや地域課題の解決に向けて地域の実態やニーズ等を的確に把握するとともに、地域のステークホルダーとの協働を促進する取組を推進する。

界への転職も含めると、現在も約7割の修了生が同種の活動を継続していることが分かった。

(資料編 P58\_地球8 令和5年度 地球環境基金振興事業 研修・講座実施状況一覧)

② SDGs等に関する研修等の実施

ユース世代に対して、(A)②「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を6回実施した。

③助成先団体の組織基盤の強化に向けた検討

新型コロナウイルス感染症の影響による助成先団体の組織基盤の脆弱性の喫緊の課題に取り組むための支援として、令和3年度及び令和4年度組織基盤強化のための研修を行ってきたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、研修は実施せず、今後の効果的な組織基盤に対する支援のあり方の検討について30周年事業における今後の事業見直しのあり方検討の中で行うこととした。

④ステークホルダーミーティングの開催

令和4年度に引き続き、NGO・NPOが地域の各主体と協働し、多様化する地域課題の解決に向けて取り組む活動や地域の実態等を把握するために、環境省地方環境パートナーシップオフィス(EPO)及び地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)と連携し、関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うステークホルダーミーティングを3地域で実施した。

<ステークホルダーミーティングの開催実績>

	主な参加者	会場	参加
4月	全国規模でのネットワークを構築しているNGO・NPO、環境省等の関係者	東京都(ハイブリッド)	14団体 6名
11月	地域の学生、NGO・NPO、中間支援組織、企業等の関係者	愛媛県宇和島市(ハイブリッド)	6団体 28名
12月	地域のNGO・NPO、中間支援組織、企業、金融機関等の関係者	宮城県仙台市(ハイブリッド)	6団体 14名

		<p>⑤ 企業協働プロジェクト「LOVE BLUE 助成」の助成団体間の交流会を開催し、ネットワークの促進を図る。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p>⑤LOVE BLUE 助成団体間交流会の開催</p> <p>令和5年度は、LOVE BLUE 助成先団体のうち、代表4団体が1月に開催された「釣りフェスティバル 2024 in Yokohama」において活動成果を発表するとともに、団体間で交流を図った。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-3	地球環境基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第15条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	985,264
SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	—	—	ツイッター掲載数：118件、フォロワー数：484人 インスタグラム掲載数：91件、フォロワー数：167人	ツイッター掲載数：145件、フォロワー数：708人 インスタグラム掲載数：129件、フォロワー数：320人	ツイッター掲載数：195件、フォロワー数：1,388人 インスタグラム掲載数：89件、フォロワー数：447人	ツイッター掲載数：162件、フォロワー数：2,036人 インスタグラム掲載数：114件、フォロワー数：569人	ツイッター掲載数：179件、フォロワー数：6,643人 インスタグラム掲載数：83件、フォロワー数：821人	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	882,395
特定寄付金の受け入れ金額	—	第3期中期目標期間実績：平均13,750千円	18,000千円	18,000千円	18,000千円	23,000千円	18,000千円	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	902,168
基金の運用益	—	第3期中期目標期間実績：平均185百万円	82百万円	88百万円	87百万円	94百万円	109百万円	経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	125,769
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	902,168
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>(3) 地球環境基金の運用等</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(a1) SNS (ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)</p>	<p>(3) 地球環境基金の運用等</p> <p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p>	<p>(3) 地球環境基金の運用等</p> <p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。</p> <p>① ホームページ、SNSや各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行うとともに、地域の環境NPOやユース世代の環境活動を積極的に発信するため、地方メディア(地方新聞社)が行うSDGs推進の取組に参画し、新聞媒体等を通じて情報発信する。また、本年4月、「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」開催記念イベントとして開催される環境イベントに出展し、地球環境基金及び環境再生保全機構への理解促進・認知度の向上に努める。これらの機会を通じて、助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進</p> <p>SNS(ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実</p> <p>① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保</p> <p>ア ホームページを通じた広報</p> <p>助成先団体の活動成果の動画配信、ユース事業、イベント等の告知を行った。</p> <p>子供たちのための環境学習情報サイト「生まれ！グリーンフレンズ」では、後述の「環境広場ほっかいどう2023」で行ったアンケート結果等を踏まえ、クイズ形式による学習コンテンツや助成先団体活動紹介ページを新たに追加する改修を行った。</p> <p>イ SNSを通じた広報</p> <p>・ツイッターでは、身近なエコ活動、助成活動のほか、機構全体のイベント等の発信を行った。令和5年度のキャンペーン企画の広報展開においては、過去のキャンペーン結果を踏まえたターゲット層の絞り込み、バナーやハッシュタグの見せ方の工夫を行った結果、フォロワー数は6,643人(対前年度比226.2%増)となっている。</p> <p>インスタグラムでは、助成先団体の活動紹介や令和6年度の助成金募集の説明会などについて投稿した。フォロワー数は821人となっている。(対前年度比44.2%増)</p> <p>・令和4年度に立ち上げたFacebookは、助成先となるNGO・NPOと当基金、NGO・NPO同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信(活動事例の紹介や助成金情報の発信など)を行った。フォロワー数は275人となっている。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>令和5年度は地球環境基金創設30年の節目の年であることから、各助成先団体の活動成果の発信に留まらず、地球環境基金としてのこれまでの成果を取りまとめ広く発信するため、「地球環境基金便り」特集号の発行(3万5千部発行)、環境イベント「エコプロ2023」への出展、学術的観点からの成果の学会発表、学会誌への投稿など多くの広報コンテンツで地球環境基金の積年の成果を発信し、国民や事業者の方々に対して地球環境基金の理解の促進やブランディングの向上を図ることができた。</p> <p>SNSを通じた広報においては、キャンペーン企画等の広報展開の工夫を行い、ツイッターフォロワー数の対前年度比226%増、インスタグラムフォロワー数の対前年度比44%増、Facebookのフォロワー数の対前年度比49%増となり、SNSを通じた新たな層への発信も一層拡大した。</p> <p>また、企業寄付の新たな仕組みとして、寄付型私募債の仕組みに着目し、令和5年度は全国の地方銀行及び第二地方銀行協会の本部の協力を得て、全国の加盟銀行に寄付型私募債に係る依頼文書を送付することができ、本仕組みの普及に向けた足掛かりとなる活動を行うことができた。寄付に関する手続等の事務作業効率の向上を図るため、ノーコードによる新たな寄付金管理システムを開発し、寄付手続に関する事務作業の効率改善を図ることができた。</p> <p>以上のことから、自己評価をAとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>・地球環境基金事業への理解増進を図るため、各種媒体やメディア等との連携により民間団体の活動成果の発信を充実させる。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>・令和5年度はホームページや広報誌「地球環境基金便り」特集号の追加、SNSを活用した情報発信の強化、環境イベントや学会発表等により、積極的な広報が実施された。</p> <p>・SNSを通じた広報については、キャンペーン企画等の広報展開の工夫を行い、ツイッターフォロワー数の対前年度比226%増、インスタグラムフォロワー数の対前年度比44%増、Facebookのフォロワー数の対前年度比49%増となり、SNSを通じた新たな層への発信も一層拡大した。</p> <p>・古本を活用した寄付メニュー「本de寄付」等の広報や、私募債の発行手数料による寄付受け入れの増加に向けて金融機関の訪問を行うなど、個人や企業からの寄付の獲得のため積極的に広報活動を実施した。</p> <p>・寄付に関する手続等の事務作業効率の向上を図るため、ノーコードによる新たな寄付金管理システムを開発し、寄付手続に関する事務作業の効率改善を図った。</p> <p>・以上のことから、目標を上回る高い水準を確保していると判断して「A」評価とした。</p>	

				<p>ウ 新聞、広報誌等による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」の募金を広く周知するため、新聞広告掲載（東京新聞 2 回掲載）及び高齢者向け情報誌「はいから」への広告掲載を行った。</li> <li>広報誌「地球環境基金便り」（55 号（35,000 部、9 月発行））については、寄付者、自治体、高等学校、NPO センター等約 8,000 か所に送付した。55 号では環境省が重点展開している「地域循環共生圏」の特集を組み、地域の多様な魅力を最大限に活用しながら環境・社会・経済の同時解決を目指す考え方、助成団体が行っている地域資源を活用した活動を紹介した。</li> </ul> <p>3 月発行の 56 号では、地球環境基金創設 30 周年記念の特集を組み、これまでの基金の歩みを振り返るとともに、次の 10 年に向けた事業の方向性や展開を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地球環境基金レポート」（10 月発行、Web 掲載）では、活動成果の特に優れた取組を広く普及するため、助成先団体などに周知した。</li> <li>環境 NPO やユース世代が地域で行っている環境活動を地方メディアと協働で積極的に発信するため、令和 5 年度から行っている北海道新聞社に加え、新たに河北新報社と連携し、助成団体及び地球環境基金の紹介、全国ユース環境活動発表大会の地方大会に参加した高校生の取組を記事にした。</li> </ul> <p>エ. アcademia関係での広報</p> <p>地球環境基金創設 30 年の成果発信の一環として、国際 P2M 学会の秋季大会（10 月）における特別セッション枠で、招待講演として職員が地球環境基金のこれまでの歩みと今後の展開を講演した。また、助成先団体 4 団体からは活動成果の発表を行った。さらに、本大会での発表内容は国際 P2M マガジン第 20 号に投稿した。Academia関係という新たな層への発信を通じて、助成活動の特徴である計画性や成果志向等についての理解の促進につなげることができた。</p> <p>オ イベント等への出展</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>G7 札幌 気候エネルギー・環境大臣会合を記念して開催された環境総合イベント「環境広場ほっかいどう 2023」へ出展（4 月 15 日（土）～16 日（日：札幌ドーム）し、タブレットによる子供の環境学習情報サイト「集まれ！グリーンフレンズ」の体験や機構の業務紹介を行った。</li> </ul>		<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、各種媒体やメディア等との連携により、活動成果の発信を行い、認知度の向上を図っていただきたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	---	--	---

<p>(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）</p>	<p>② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>	<p>② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>	<p>特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）</p>	<p>・環境イベント「エコプロ 2023」にブース出展し（12月6日～8日）、地球環境基金創設30周年をテーマに地球環境基金事業のこれまでの歩みや環境NPOやユースの活動報告を紹介し、地球環境基金の取組を広く周知した。</p> <p>カ 個人や企業等による寄付の確保</p> <p>古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」等の積極的な広報を展開するとともに、企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の発行手数料の一部をSDGsの取組に寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう、新たに全国の地方銀行及び第二地方銀行の私募債発行担当者に本部の協力を得て依頼文を发出するとともに、地球環境基金の仕組みや地球環境基金を寄付先とした私募債発行企業の取組を記事にした地球環境基金便りを送付した。また、地方銀行を訪問し、私募債担当者へ直接説明するなど寄付の獲得に努め、令和5年度は4行から私募債の発行手数料による寄付を受け入れることができた（10件156万円の寄付実績）。</p> <p>また、寄付に関する事務手続や管理の作業効率の向上を図るため、ノーコードによる寄付管理システムを短期間かつ低コストで開発し、寄付金管理作業に関する業務改善を図った。</p> <p>② 地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得</p> <p>全国ユース環境ネットワーク促進事業では、令和4年度と同じ4社から賛同をいただき、寄付を得た（総額300万円）。</p> <p>また、従前より企業協働プロジェクト（LOVE BLUE 助成）に寄付をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対して本プロジェクトの意義や助成先団体の活動の成果等を理解いただき、寄付を得ることができた（1,500万円）。</p>		
<p>(B) 安全かつ有利な資金運用</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の基</p>	<p>安全かつ有利な資金運用</p> <p>基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p>	<p>(B) 安全かつ有利な資金運用</p> <p>① 安全かつ効率的な運用</p> <p>資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえたESG投資の比率を増加させて運用を行った。（グリーンボンド等の割合9.89%：前年度7.77%）</p>		

			準を考慮した効果的な 運用を行う。	<評価の視点> -			
--	--	--	----------------------	--------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第5条第1項、第6条第1項 環境再生保全機構法第10条第1項第5号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報				② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049	3,947,231	3,949,264
審査基準、審査状況等の公表回数	—	第3期中期目標期間実績：4回／年	4回	4回	4回	4回	4回	決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729	3,047,648	1,202,029
基金の管理状況の公表回数	—	第3期中期目標期間実績：1回／年	1回	1回	1回	1回	1回	経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724	3,047,697	1,203,733
								経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701	3,765	8,776
								行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724	3,047,697	1,203,733
								従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																												
				業務実績	自己評価	評価	B																											
<p>(1) 助成業務</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(a1) 審査基準、審査状況等の公表回数 (前中期目標期間実績：4回/年)</p> <p>(B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(b1) 基金の管理状況の公表回数 (前中期目標期間実績：1回/年)</p>	<p>(1) 助成業務</p> <p>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。</p> <p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限 (令和9年3月) を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、</p>	<p>(1) 助成業務</p> <p>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。</p> <p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営</p> <p>審査基準、審査状況等の公表回数 (前中期目標期間実績：4回/年)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理</p> <p>基金の管理状況の公表回数 (前中期目標期間実績：1回/年)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営</p> <p>助成状況 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減事業</th> <th>代執行支援事業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,939,777</td> <td>3,529</td> <td>1,943,306</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,871,865</td> <td>△1,771</td> <td>2,870,094</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6,650,248</td> <td>105,363</td> <td>6,755,611</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,668,557</td> <td>356,655</td> <td>3,025,212</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,122,464</td> <td>58,922</td> <td>1,181,386</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,252,911</td> <td>522,698</td> <td>15,775,609</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 助成金の審査基準、審査状況</p> <p>各助成事業の実績は以下のとおり。</p> <p>ア 軽減事業</p> <p>環境大臣が指定する者 (JESCO) からの助成金交付申請等を適正に審査したうえで、1,122 百万円を助成した (助成件数：1,981 件)</p> <p>イ 代執行支援事業</p> <p>JESCO からの助成金交付申請等を適正に審査したうえで、59 百万円を助成した (助成件数：44 件)</p> <p>また、助成金の審査状況及び実施状況について以下のとおり公表した。</p> <p>1回目 令和4年度第4四半期実績 (4月)</p> <p>2回目 令和5年度第1四半期実績 (7月)</p> <p>3回目 令和5年度第2四半期実績 (10月)</p> <p>4回目 令和5年度第3四半期実績 (1月)</p> <p>(B) 基金の適切な管理</p> <p>① 基金の適正な管理及び管理状況の公表</p> <p>基金の管理状況をホームページにおいて公表した。(5月)</p> <p>また、人材育成、組織強化のため、機構職員向けに JESCO 東京 PCB 処理事業所の施設見学及び意見交換を行った (11月)。</p> <p>(資料編 P59_PCB1 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務の概要)</p> <p>(資料編 P60_PCB2 高濃度 PCB 廃棄物の地域別処理期間等)</p>	区分	軽減事業	代執行支援事業	合計	令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306	令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094	令和3年度	6,650,248	105,363	6,755,611	令和4年度	2,668,557	356,655	3,025,212	令和5年度	1,122,464	58,922	1,181,386	合計	15,252,911	522,698	15,775,609	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>PCB 廃棄物の円滑な処理を推進するため、透明性・公平性を確保しつつ、以下の取り組みを堅実かつ円滑に行ったことから、自己評価を B とした。</p> <p>○ 高濃度 PCB 廃棄物の事業終了期限 (令和8年3月末) に向けて、JESCO からの中小企業判定依頼を適正に審査した。</p> <p>○ 軽減事業及び代執行支援事業について、JESCO からの支払い申請に対し適正に処理して助成金を交付した。</p> <p>○ 助成金の実施状況等を四半期ごとに、基金の管理状況を年1回、ホームページにおいて公表した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>処理期限が定められている一方で、掘り起しによる新規発見分の処理や処理施設の安全な解体に関し、国の施策に迅速に対応できるよう、引き続き関係各所と密に連携する。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>軽減事業について環境大臣の指定する者からの支払申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表されており、PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価したものの。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>高濃度 PCB 廃棄物の事業終了期限 (令和8年3月末) に向け、今後も、中小企業者等が保有する PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>特に無し。</p>
区分	軽減事業	代執行支援事業	合計																															
令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306																															
令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094																															
令和3年度	6,650,248	105,363	6,755,611																															
令和4年度	2,668,557	356,655	3,025,212																															
令和5年度	1,122,464	58,922	1,181,386																															
合計	15,252,911	522,698	15,775,609																															

	基金の管理状況を年 1回ホームページに おいて公表する。		<その他の指標> -  <評価の視点> -			
--	------------------------------------	--	-----------------------------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第10条第1項第6号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	882,969	276,784	279,550	338,831	254,158
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	—	第3期中期目標期間実績：平均1,203回/年	1,180回	1,178回	1,154回	1,149回	1,150回	決算額（千円）	356,780	256,424	302,264	242,126	337,914
維持管理積立金の管理状況の公表回数	—	第3期中期目標期間実績：平均1回/年	1回	1回	1回	1回	1回	経常費用（千円）	279,266	282,946	285,725	291,472	263,894
								経常利益（千円）	784	2,580	3,873	3,710	9,970
								行政コスト（千円）	287,619	282,946	285,725	291,472	263,894
								従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																										
				業務実績	自己評価																																											
<p>(1) 管理業務</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど 透明性・公平性の 確保</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数 (前中期目標期間実績: 平均 1,203 回/年)</p> <p>(B)維持管理積立金の適正な管理</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(b1)維持管理積立金の管理状況の公表回数 (前中期目標期間実績: 平均 1 回/年)</p>	<p>(1) 管理業務</p> <p>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 積立者に対し運用状況等の情報提供を 着実に行うため、運用利息等を毎年度1回 通知するとともに、積立 立て、取戻しに対する 事務を適切かつ確実に 行う。</p> <p>(B) 維持管理積立金の 適正な管理を行う ため、以下の取組を行 う。</p> <p>① 維持管理積立金の 管理状況を年1回ホー ムページにおいて公 表する。</p>	<p>(1) 管理業務</p> <p>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を 運営するため、以下の取 組を行う。</p> <p>① 積立者に対し運用状 況等の情報提供を 着実 に行うため、運用利息等 を毎年度1回通知する とともに、積立て、取戻 しに対する事務を適切 かつ確実に 行う。</p> <p>(B) 維持管理積立金の 適正な管理を行うため、 以下の取組を行う。</p> <p>① 維持管理積立金の管 理状況を年1回ホーム ページにおいて公表す る。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>設置者等及び許可権者への 積立額や取戻額、運用利息 額等の情報提供回数 (前中 期目標期間実績: 平均 1,203 回/年)</p> <p>維持管理積立金の管理状況 の公表回数 (前中期目標期 間実績: 平均 1 回/年)</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 透明性・公平性の確保</p> <p>① 情報提供及び適切かつ確実な事務</p> <p>i) 積立額及び取戻額</p> <p>積立及び取戻しに係る事務を適切かつ確実に 行った。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">積 立</th> <th colspan="2">取 戻 (Δ)</th> <th rowspan="2">残 高</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>677</td> <td>7,687</td> <td>53</td> <td>Δ992</td> <td>110,982</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>647</td> <td>7,410</td> <td>48</td> <td>Δ561</td> <td>117,831</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>608</td> <td>5,469</td> <td>47</td> <td>Δ1,715</td> <td>121,585</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>606</td> <td>5,933</td> <td>41</td> <td>Δ1,219</td> <td>126,299</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>583</td> <td>5,976</td> <td>40</td> <td>Δ1,312</td> <td>130,964</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii) 運用利息の通知及び払渡し</p> <p>令和4年度分維持管理積立金利息 (令和5年3月通知) について、希望する設置者 (4月定期払 687 件、その他 16 件) に支払った。</p> <p>また、最終処分場設置の許可権者 (99 都道府県等) に、各管内の設置者の積立額 及び取戻し額を通知した (6月)。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理</p> <p>維持管理積立金の適正な管理のため、法律上期限が定められた以下の業務を確実に 遂行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可権者からの算定通知 (12 月末期限) の内容確認</li> <li>・設置者の積立て (2 月末期限) 確認及び預り証書の発行</li> <li>・令和5年度分利息額の計算 (計算期間令和5年3月1日～令和6年2月28日)</li> <li>・設置者へ利息額及び積立額・取戻額を通知 (3月末)</li> <li>・許可権者へ積立遅延者リストを送付 (3月末)</li> </ul> <p>① 維持管理積立金の管理状況の公表</p> <p>維持管理積立金の適正な管理のため、令和4年度末時点の維持管理積立金の管理 状況をホームページで公表した。</p> <p>(資料編 P61_維持1 維持管理積立金管理業務の概要)</p>	区 分	積 立		取 戻 (Δ)		残 高	件数	金額	件数	金額	令和元年度	677	7,687	53	Δ992	110,982	令和2年度	647	7,410	48	Δ561	117,831	令和3年度	608	5,469	47	Δ1,715	121,585	令和4年度	606	5,933	41	Δ1,219	126,299	令和5年度	583	5,976	40	Δ1,312	130,964	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定: B</p> <p>埋立処分終了後の適正な維持管理 を推進するため、以下のとおり、透明 性・公平性を確保しつつ、着実かつ適 正に実施したことから、自己評価を B とした。</p> <p>○ 設置者への維持管理積立金の運 用利息の通知及び払渡し、積立金の 積立て及び取戻し、並びに許可権者 への通知を適切に行い、業務の透明 性・公平性の確保に努めた。</p> <p>○ 維持管理積立金を適正に管理し、 管理状況をホームページで公表し た。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>最終処分場の受入量の減少等によ り、積立金の預かり期間が長期化する 傾向にあるため、許可権者に適宜状況 を確認しつつ、環境省と情報共有を図 り適正な管理に努めていく。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">評価</th> <th style="width: 50%;">B</th> </tr> </table> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>積立者に対する運用状況等の透 明性・公平性の確保については、 維持管理積立金の運用利息の通 知を行うとともに、積立額及び 取戻し額の事務を適切かつ確実 に行っている。また、ホームペー ジにおいて管理状況を適切に公 表しており、埋立処分終了後の 適切な維持管理に向けた対応を 適正に遂行していることから、 「B」と評価した。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	評価	B
区 分	積 立		取 戻 (Δ)			残 高																																										
	件数	金額	件数	金額																																												
令和元年度	677	7,687	53	Δ992	110,982																																											
令和2年度	647	7,410	48	Δ561	117,831																																											
令和3年度	608	5,469	47	Δ1,715	121,585																																											
令和4年度	606	5,933	41	Δ1,219	126,299																																											
令和5年度	583	5,976	40	Δ1,312	130,964																																											
評価	B																																															

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-1	認定・支給に係る業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条及び第79条の2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第104号）附則第3条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	<p>&lt;重要度：高&gt;石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。</p> <p>&lt;難易度：高&gt;石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<評価指標>								予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	5,749,260
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	122日 (前中期目標期間中の平均処理日数)を維持	122日 (前中期目標期間中の平均処理日数)	95日	212日	181日	168日	173日	決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	5,543,384
<関連した指標>								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数	—	第3期中期目標期間実績：平均12回/年	12回	12回	12回	12回	12回						

療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	—	第3期中期目標 期間実績：平均 17日	19日	17日	15日	16日	17日	経常利益（千円）	—	—	—	—	—
請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	—	第3期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%	行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
認定更新対象者への状況確認等の案内送付	—	第3期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	43	43	43	43	43
窓口相談、無料電話相談件数	—	第3期中期目標 期間実績：平均 5,688件／年	5,683件	4,749件	8,793件	6,924件	6,213件						
施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	—	—	22回	23回	1,667回	662回	1,244回						
保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	—	第3期中期目標 期間実績：平均 13回／年	14回	1回	1回	4回	5回						
制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	—	第3期中期目標 期間実績：各1 回／年	各1回	各1回	各1回	各1回	各1回						
救済制度において診断実績のある医療機関数	—	平成29年度実績：1,778病院	1,822病院	1,936病院	1,936病院	2,036病院	2,085病院						
医療従事者向けセミナーの実施回数	—	第3期中期目標 期間実績：平均 14回／年	13回	6回	4回	5回	7回						
個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	—	第3期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%						

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>(1) 認定・支給に係る業務</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績(平均122日)を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(a)療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数(※特殊な事情を有する案件を除く)は、前中期目標期間において約47日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。</p>	<p>(1) 認定・支給に係る業務</p> <p>(A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績(平均122日)を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整</p>	<p>(1) 認定・支給に係る業務</p> <p>(A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、従来の評価指標をそのまま適応することは適切でない状況となったものの、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会の医学的判定に係る審議状況等を勘案しつつ、その迅速化に向けた機構の協力強化も含め、認定申請・請求から認定等決定までの処理日数の縮減に努めることとしており、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績(平均122日)を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p> <p>① 医学的資料の収集等</p> <p>令和5年度は、申請・請求1,308件(令和4年度：1,406件)を受け付け、認定等処理1,536件(同1,406件)を行った。</p> <p>環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、申請者に代わって医学的判定に必要な資料をより早く、かつ、確実に収集して、判定申し出までの期間を短縮するなどし、第3期実績比138%となる、1,536件の認定等処理を行うことができた。</p> <p>窓口相談・無料電話相談は6,213件(第3期実績比109%)に対応し、申請・請求は1,308件(第3期実績比118%)を受け付けることができた。</p> <p>認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数212日から39日短縮した173日とするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響で生じた医学的判定の滞留を一定程度解消することができた。</p> <p>これを表すものとして、処理日数対象案件については、認定等決定を行うことができたものが、令和5年度は1,450件(令和4年度：1,314件)と大きく増加した。特に再判定を要した案件は、令和4年度は全体の36%(473件)であったが、令和5年度には大幅に増加し、全体の46%を占める666件の認定等決定を行うことができた。このため、平均処理日数の面では令和4年度の168日から数値を押し上げる要因となったものである。</p> <p>療養中の方の認定者数が924件と制度開始以来2番目に多くなる中、認定から支給までの事務処理日数も基準値17日を維持できている。なお、申請者より、機構の迅速、丁寧な対応について感謝の手紙や電話を10件以上頂いた。</p> <p>制度周知については、引き続き俳優の草薙剛氏を起用し、広報媒体を効果的に選択して、請求期限の案内を含めて周知を行った。</p> <p>さらに、建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行い、対象者の迅速な認定に結び付けた。</p> <p>以上のとおり、量的・質的な成果を達成したため、自己評価</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知するとともに保健所や医療従事者など現場への周知が重要である。</p> <p>石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、令和3年度から認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用し、TVCMを引き続き全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告など、広報媒体を効果的に選択し、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金、特別葬祭料の請求期限が延長されたことの周知も含めて、救済制度の周知を引き続き実施した。</p> <p>加えて、保健所(受付機関)担当者への説明会(関東、近畿での現地開催及び動画のホームページ掲載)や地方公共団体が実施する地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会(熊本県、埼玉県、群馬県)、学会等における医療従事者向けセミナー(7回)を開催するなど、現場への制度周知の取組を着実に実施した。</p> <p>幅広い広報活動による周知の結果、第3期中期目標期間実績：</p>	

	備に努める。	資料を収集し判定申出を行う。		<p>標本等の医学的資料をより早く、かつ、確実に収集して、判定申し出までの期間を短縮するなどし、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。</p> <p>療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数 212 日から 39 日短縮した 173 日とするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響で生じた医学的判定の滞留を一定程度解消した。なお、令和4年度は 168 日に短縮していたが、令和5年度は、以下の理由により処理日数が 173 日に増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度において、引き続き審査分科会（令和5年度以降においては審査検討会）の開催回数が増加し、滞留案件の初回の医学的判定が進んだため、令和4年度末には追加の医学的資料の提出が求められている再判定を要する案件が増加しており、これらの解消が課題となっていた。</li> <li>再判定を要する案件は、中央環境審議会で審議したものの、指定疾病であるか否かの判定が困難であるため、医学的資料の追加提出を求める通知が環境大臣より機構へ発出され、機構は医療機関へ資料の有無の確認や調整を行った上で、申請者等の同意書を添えて依頼文書を発出することにより医学的資料を収集して、判定の再申出を行う。なお、医療機関から速やかに提出いただけない場合があり、その際は再依頼等を行うため、相応の時間を要するものである。</li> <li>令和5年度は、これら再判定を要する案件を重点的に処理することで、令和4年度からの課題であった、再判定案件の滞留を一定程度解消し、医学的判定につなげた。</li> <li>これにより、処理日数の対象となる療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの請求に対し、令和4年度（1,314 件）から 136 件増えた 1,450 件の認定等決定を行うことができた。特に再判定を要した案件は、令和4年度は全体の 36%（473 件）であったが、令和5年度は全体の 46%を占める 666 件へと大幅に増加している。このため、平均処理日数の面では数値を押し上げる要因となったものである。</li> </ul> <p>また、初回の医学的判定の滞留案件は令和4年度末には概ね解消されている状況であったが、機構が迅速に初回申出及び再申出に取り組んだ結果、令和5年度末において、再び医学的判定の滞留案件が発生しており、環境省と連携し解消に向けて取り組んでいく必要がある。</p>	<p>をAとした。</p> <p>各事項の詳細は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、申請者に代わって医学的判定に必要な資料の収集に努めること等により、認定等処理については、第3期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,536 件（第3期実績比 138%）を行うことができた。</li> <li>窓口相談及び無料電話相談については、基準値：平均 5,688 件／年を上回る 6,213 件（第3期実績比 109%）に対応し、申請・請求については、第3期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を上回る 1,308 件（第3期実績比 118%）を受け付けることができた。</li> <li>申請・請求から認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数 212 日から 39 日短縮した 173 日とするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響で生じた医学的判定の滞留を一定程度解消することができた。なお、令和5年度は、以下の理由により処理日数が令和4年度の 168 日から 173 日に増加した。</li> <li>令和4年度に審査分科会の開催回数が増加し、滞留案件の初回の医学的判定が進んだため、令和4年度末には追加の医学的資料の提出が求められている案件が大幅に増加しており、これが令和4年度において課題として挙げられていた。</li> <li>令和5年度においては、これらの再判定を要する案件について重点的に処理を進めたことで、再判定案件の増加を解消し、医学的判定へとつなげることができた。</li> <li>結果として、処理日数対象案件について認定等決定を行うことができたものは、令和5年度は 1,450 件（令和4年度：1,314 件）と大きく増加した。特に再判定を要した案件は、令和4年度は全体の 36%（473 件）であったが、令和5年度には全体の 46%を占める 666 件へと大幅に増加している。このため、平均処理日数の面では数値を押し上げる要因となったものである。</li> <li>認定件数については、第3期中期目標期間実績：平均 904 件／年を大幅に上回る 1,138 件（第3期実績比 125%）</li> </ul>	<p>平均 5,688 件／年を大いに上回る 6,213 件の無料電話相談等（第3期実績費 109%）があり、第3期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,308 件（第3期実績比 118%）の申請等を受け付けた。</p> <p>石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる資料の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。その結果、認定等処理については、第3期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,536 件（第3期実績比 138%）を行うことができた。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響で生じた医学的判定の滞留を一定程度解消することにも繋がった。</p> <p>また、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であり、令和5年度においては申請・請求から認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の 122 日の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数 212 日から 39 日短縮し、173 日となった。</p> <p>認定件数については、第3期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,138 件（第3期</p>
--	--------	----------------	--	---	---	--

	<p>＜関連した指標＞</p> <p>(a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回/年）</p> <p>(B) 救済給付の确实</p>	<p>② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。</p> <p>③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）との定期的な情報共有を行う。</p> <p>(B) 救済給付の确实</p>	<p>② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、保健所説明会又はWeb掲載により、保健所担当者に対し各種手引等を活用し、窓口での相談業務や受付業務における留意点やポイントを伝える。</p> <p>③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）に毎月、情報提供を行い、連携を図る。</p> <p>(B) 救済給付の确实な</p>	<p>労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回/年）</p> <p>救済給付の确实な支給、認</p>	<p>(資料編 P62_石綿1 申請書等の受付状況と認定等状況（令和5年度））</p> <p>(資料編 P65_石綿2 審査中の案件に係る状況（令和5年度））</p> <p>(資料編 P66_石綿3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和5年度））</p> <p>(資料編 P67_石綿4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和6年3月31日までの累計））</p> <p>(資料編 P68_石綿5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和5年度））</p> <p>(資料編 P69_石綿6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和6年3月31日までの累計））</p> <p>(資料編 P70_石綿7 認定等に係る処理日数（令和5年度））</p> <p>② 保健所窓口担当者への制度周知等</p> <p>i) 保健所説明会等</p> <p>受付業務等の適切な実施に向けて、救済制度及び申請・給付の手続に関する保健所説明会を関東と近畿の2ブロックで現地開催した。なお、関東はオンラインでもライブ配信し（7月）、さらに、保健所等担当者が任意のタイミングで視聴が可能となるように、説明会の動画をホームページの保健所担当向けサイトに掲載した（8月）。</p> <p>ii) 地方公共団体研修会</p> <p>地方公共団体が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を開催した（熊本県5月（オンライン）、埼玉県10月（動画）、群馬県2月（オンライン））。</p> <p>(資料編 P72_石綿8 保健所説明会等実績（令和5年度））</p> <p>③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供</p> <p>労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について、厚生労働省に12回の情報提供を行った。</p> <p>(B) 救済給付の支給、認定更新申請の支援</p>	<p>となった。</p> <p>療養中の方の認定件数についても、第3期中期目標期間実績：平均755件/年を大幅に上回る924件（第3期実績比122%）であり、制度発足以来2番目に多い件数となった。</p> <p>認定件数が大幅に増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の17日を維持することができた。</p> <p>○ 申請等の受付業務に伴う対応や審査検討会の開催回数の増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った対応が実を結び、申請者から手続等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を10件以上頂いた。</p> <p>○ 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、引き続き認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用し、TVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。</p> <p>○ 中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が令和4年6月17日に10年延長されたことを受けて、救済制度の周知と併せて、延長についての周知・広報を引き続き実施した。</p> <p>○ 保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。</p> <p>○ 請求期限切れにより救済給付の請求ができなくならないよう、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。</p> <p>○ 建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省と定期的に情報共有を行い、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請については、環境大臣へ医学的判定</p>	<p>実績比125%）となった。療養中の方の認定件数は、第3期中期目標期間実績：平均755件/年を上回る924件（第3期実績比122%）であり、制度発足以来2番目に多い件数となった。</p> <p>認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の17日を維持出来ている。</p> <p>さらに、電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新ICTシステムによる医学的判定業務の運用について、環境省との連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を安定的に実施した。</p> <p>また、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に69回の情報共有等を行い、厚生労働省からも定期的に情報提供を受け、対象者の迅速な認定に結び付けた。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められ、また、難易度：高と設定しているところ、特に、医学的資料の追加を必要とする案件が増加する中、環境省への判定申出に先んじて医学的資料を取り寄せるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた点が評価できることから、A評価とする。</p>
--	--	--	--	--	--	---	---

<p>な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の速やかな支給(特殊案件を除く。)(前中期目標期間実績:平均17日)</p> <p>(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知(前中期目標期間実績:100%)</p> <p>(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付(前中期目標期間実績:100%)</p>	<p>な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。</p> <p>② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者(他法給付を除く。)に、請求勧奨を行う。</p> <p>③ 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。</p>	<p>支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。</p> <p>② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者(他法給付を除く。)に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。</p> <p>③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握する。</p>	<p>定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援</p> <p>療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の速やかな支給(特殊案件を除く。)(前中期目標期間実績:平均17日)</p> <p>請求期限のある救済給付の請求対象者への周知(前中期目標期間実績:100%)</p> <p>認定更新対象者への状況確認等の案内送付(前中期目標期間実績:100%)</p>	<p>① 速やかな支給のための取組</p> <p>被認定者等に対し48億889万円(令和4年度:48億2,828万円)の支給を行った。認定後速やかに支給手続を進め、初回療養手当に係る認定から支給までの事務処理を基準値の平均17日で行った。</p> <p>また、被認定者からの各種請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。</p> <p>(資料編P73_石綿9 救済給付の支給件数・金額(経年変化)(平成18年度~令和5年度))</p> <p>② 請求期限の案内等</p> <p>時効により救済給付の請求権を失効することのないよう、請求期限の6か月前、3か月前、1か月前に遺族・療養者に対して電話又は文書で連絡を行い、請求の再案内を実施した。対象者に対して、延べ179回連絡を行った(令和4年度実績:161回)。</p> <p>③ 認定更新の状況確認等</p> <p>認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の7か月前から認定更新案内を行い、必要に応じて医療機関へ照会しながら、認定の有効期間満了2か月前を目途に更新事務を適切に実施した。また、未申請者への状況確認・再案内を延べ70回行った(令和4年度実績:72回)。</p> <p>④ 被認定者等のニーズの把握</p> <p>被認定者等の状況、ニーズを把握するため、各種のアンケート調査を行った。</p> <p>(資料編P74_石綿10 被認定者等アンケート概要(令和5年</p>	<p>を申し出ることなく、速やかに認定を行うことができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度において判定小委員会が審議保留となった影響により増加した、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件の処理を進めている状況であり、引き続き、これらの解消に向けて取り組んでいく必要がある。</p> <p>申請・請求から認定等までの平均処理日数は173日となっているため、今後も、処理日数の正常化を目標に掲げ、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。</p> <p>○ 迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組とともに、医療手帳の交付を受けた被認定者が安心して医療を受けられるように、被認定者の医療の受けやすさに関する満足度を高める取組を新たに推進する。</p> <p>○ 建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行い、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請について、効率的に審査を進める。また、建設アスベスト給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。</p> <p>○ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。</li> <li>・本制度を国民に幅広く周知する方法について、費用対効果を含めて検討する必要がある。</li> <li>・医療従事者等への制度周知及び指定疾病の診断・治療等に関する知見の提供の仕方等についてより効果的な方法を検討する必要がある。</li> <li>・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報提供を行っていく必要がある。</li> <li>・保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、webの活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。</li> <li>・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における取りまとめへの対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>
--	--	--	--	---	---	---

<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行う。</p> <p>① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 第3期中期目標期間の広報事業の成果を踏まえ、全国規模の広報を行う。</p>	<p>石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知</p>	<p>度) )</p> <p>(C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知</p> <p>① 救済制度の効果的な周知</p> <p>i) 全国規模の広報</p> <p>石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、認知度の極めて高い俳優の草彅剛氏を起用した TVCM を全国で放映する(8月、1月)とともに、新聞広告(9月、3月)、ラジオ(3月)など、広報媒体を効果的に選択して広報を行った。また、職員5名が TV 出演し、制度紹介を実施した(8月、1月)。さらに、制度周知のため訴求力の高いポスター・チラシについては、令和4年度に引き続き保健所等や診断実績のある医療機関等に対し、ポスター・チラシの掲示等を依頼した。</p> <div data-bbox="1240 1087 1783 1434" data-label="Image"> <p style="text-align: center;">&lt;TVCM&gt;</p> </div> <p>(資料編 P76_石綿 11 主な広報実績 (令和5年度))</p> <p>ii) ホームページでの情報提供</p> <p>機構ホームページの「アスベスト(石綿)健康被害の救済」サイトにおいて、制度や請求期限の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を適時適切に行った。</p> <p>(資料編 P80_石綿 12 ホームページアクセス数 (令和5年度))</p>	<p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし</p>
<p>&lt;関連した指標&gt;</p>					

<p>(c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）</p>		<p>② 救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p>	<p>窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）</p>	<p>② 救済制度に関する相談への対応 引き続き、無料電話相談ダイヤルを設置し、窓口相談と合わせて丁寧に対応した。また、TVCM 期間中においては、一般の方からの相談・質問に対し、体制を強化して無料電話相談等に対応した。さらに、対応マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。</p> <p>ア. 窓口相談件数 48 件 イ. 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）6,165 件 計 6,213 件（基準値：平均 5,688 件／年）</p> <p>（資料編P81_石綿13 窓口相談・無料電話相談件数（令和5年度））</p>																		
<p>(c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>② 関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（令和4年3月27日）について周知を行う。</p>	<p>③ 石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。</p>	<p>施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>③ 制度周知に併せて実施した施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知 令和4年6月の法改正による中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知について、TVCM、新聞広告等による制度周知と合わせて効果的に実施した。</p> <p style="text-align: center;">＜主な周知実績＞</p> <table border="1" data-bbox="1219 1035 1804 1404"> <thead> <tr> <th>広報の手法</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TVCM</td> <td>1,222 回</td> </tr> <tr> <td>新聞広告</td> <td>2 紙</td> </tr> <tr> <td>ラジオ CM</td> <td>5 回</td> </tr> <tr> <td>医療専門誌</td> <td>2 誌</td> </tr> <tr> <td>学会セミナー</td> <td>7 回</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6 回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,244 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>（資料編P82_石綿14 特別遺族弔慰金等の周知実績（令和5年度））</p> <p>④ 医療関係者等への救済制度の周知 i) 医療関係団体等との連携による制度周知 石綿健康被害者の診断等に関わる医療関係者等への救済制度の周知を行うため、医療関係団体等3団体（日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会）の協力を得て、引き続きバナー広告の掲載等を行った。</p> <p>ii) 「石綿による肺がん」の周知</p>	広報の手法	件数	TVCM	1,222 回	新聞広告	2 紙	ラジオ CM	5 回	医療専門誌	2 誌	学会セミナー	7 回	その他	6 回	計	1,244 回		
広報の手法	件数																					
TVCM	1,222 回																					
新聞広告	2 紙																					
ラジオ CM	5 回																					
医療専門誌	2 誌																					
学会セミナー	7 回																					
その他	6 回																					
計	1,244 回																					

			<p>④ 中皮腫とその診断・治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、引き続きホームページを通じて提供する。</p> <p>⑤ 被認定者等については、環境省・厚生労働省とも連携し「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等を行う。</p>		<p>「石綿による肺がん」について医療現場への効果的な周知を図るため、学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。</p> <p>また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した（6月）。</p> <p>iii) 医療専門誌による制度周知 医療専門誌（画像診断、ナーシング）2誌を活用して制度周知を行った（3月）。</p> <p>⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供 機構ホームページにおいて中皮腫に係る総合的な情報について、適時に更新して提供した。</p> <p>⑥ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等 令和4年1月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に69回の情報提供を行った。</p> <p>また、建設アスベスト給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けた。提供を受けた情報を活用して、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請について、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進め、速やかに認定を行った。</p> <p>さらに、建設アスベスト給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、111件の資料提供を行った。</p> <p>引き続き、環境省・厚生労働省と連携して、情報共有や各種の調整を行い、建設アスベスト給付金制度に関連する業務に適切に対応していく。</p>		
--	--	--	---	--	--	--	--

<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(d1)保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明 実施回数（前中期目標期間実績：平均13回/年）</p> <p>(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回/年）</p>	<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。</p> <p>② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。</p>	<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とした説明会について、参集又はオンライン形式により実施、制度に関する情報提供を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。</p> <p>② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。</p> <p>③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。</p> <p>④ 申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。</p>	<p>保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表</p> <p>保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回/年）</p> <p>保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表</p> <p>制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回/年）</p>	<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表</p> <p>① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 (A) ②参照</p> <p>② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報をホームページ上で公表した。</p> <p>③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した（9月）。</p> <p>④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した（3月）。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>(E)指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(e1)救済制度において診断実績のある医療機関数(平成29年度実績:1,778病院)</p> <p>(e2)医療従事者向けセミナーの実施回数(前中期目標期間実績:平均14回/年)</p>	<p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。</p> <p>② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。</p>	<p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。</p> <p>② 医師等の医療関係者を対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。</p> <p>③ 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。</p>	<p>指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p>救済制度において診断実績のある医療機関数(平成29年度実績:1,778病院)</p> <p>医療従事者向けセミナーの実施回数(前中期目標期間実績:平均14回/年)</p>	<p>(E) 医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p>① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 令和4年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関2,085病院に対して、医師、医療機関向け手引を送付した(6月)。</p> <p>② 学会等におけるセミナーの開催 指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するため実施している学会セミナーについて、7回開催した。  (資料編 P83_石綿15 学会等におけるセミナー実績(令和5年度))</p> <p>③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、また、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元するため、以下の事業を実施した。 i) 一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業検討会を2回(6月、1月)を実施した。 また、医療従事者を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的とした、中皮腫細胞診実習研修会を令和4年度から回数を増やして2回開催した(9月、12月)。  ii) 救済制度の適正な申請につながるよう、医師に対する救済制度及び石綿による肺がんの認定基準の周知を目的とした新たな取組として、「石綿健康被害救済制度の肺がん認定基</p>		
---	---	--	--	---	--	--

<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）</p>	<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。</p>	<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。</p>	<p>個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営</p> <p>個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>—</p>	<p>準に関する web 教育システムの周知及び運用業務」を環境省からの受託事業として実施した。</p> <p>&lt;これまでの環境省受託事業&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1210 268 1816 997"> <thead> <tr> <th>受託業務名</th> <th>開始時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 救済制度における被認定者に関するばく露調査業務</td> <td>平成 22～24 年度</td> </tr> <tr> <td>2 石綿肺の診断等に関する支援業務</td> <td>平成 22 年度～ 【継続】</td> </tr> <tr> <td>3 中皮腫登録業務</td> <td>平成 25 年度～ 【継続】</td> </tr> <tr> <td>4 肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務</td> <td>平成 26 年度</td> </tr> <tr> <td>5 石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務</td> <td>平成 29 年度</td> </tr> <tr> <td>6 「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務</td> <td>平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>7 石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務</td> <td>令和 5 年度【新規】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(F) 個人情報管理等の対策</p> <p>① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等</p> <p>i) 情報セキュリティ及び個人情報の保護</p> <p>病歴等機微な個人情報を取扱う業務の性質から留意すべき点をまとめたヒヤリハット事例集を活用した自己点検を実施するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（3月）。また、職員が新たに着任する都度個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。</p>	受託業務名	開始時期	1 救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22～24 年度	2 石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度～ 【継続】	3 中皮腫登録業務	平成 25 年度～ 【継続】	4 肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度	5 石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度	6 「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度	7 石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度【新規】		
受託業務名	開始時期																					
1 救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22～24 年度																					
2 石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度～ 【継続】																					
3 中皮腫登録業務	平成 25 年度～ 【継続】																					
4 肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度																					
5 石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度																					
6 「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度																					
7 石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度【新規】																					

<p>② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。</p>	<p>② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、同システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把握し、業務を適切に管理する。さらに、今後の申請のオンライン化に向けて、システムの構築について検討を進める。</p> <p>③ 引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的かつ合理的な業務運営を行う。</p> <p>④ 環境省における制度全体の施行状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な</p>		<p>② 情報通信技術の利活用</p> <p>i) 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。</p> <p>ii) 認定・給付システムの改修等を実施し、申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進を図った(3月)。</p> <p>iii) 認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。</p> <p>iv) 電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用について、環境省との連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を安定的に実施した。</p> <p>③ 業務効率化を図るための検討</p> <p>石綿健康被害救済業務の効率化を進めるとともに、職員の業務専門性を高めるため、以下の取組を行った。</p> <p>i) 救済制度に関する研修等の実施</p> <p>判定小委員会委員等の専門家を講演者として招聘し、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するために実施している学会セミナーの開催の際に職員も聴講参加(7学会・延べ18人)し、救済制度に関する知識等について学び、業務の理解促進を図った。</p> <p>ii) TVCM による周知広報に向けた事前研修</p> <p>新規着任者を対象に、救済制度の広報期間に向けて事前研修を行い(8月)、問合せ者からの相談に体制を強化して部全体での確に対応した。</p> <p>iii) 業務効率化対象案件の検討</p> <p>部門内で立ち上げた業務効率化チームで効率化の対象とした案件(救済制度 Q&amp;A の利用しやすさ向上、医療ソーシャルワーカー向け制度周知の強化等)について、情報収集等の検討を進めた。</p> <p>④ 救済制度の施行状況についての情報提供等</p> <p>令和5年6月に取りまとめられた、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で示された今後の方向性への対応について、環境省と協議しながら検討を進めており、引</p>		
--	---	--	--	--	--

		<p>③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p>情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会における議論を踏まえ、環境省他関係機関とも連携の上、必要な対応について検討を進める。</p> <p>⑤ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>		<p>き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。</p> <p>⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに基金の状況をホームページにおいて公表した（6月）。</p>		
--	--	---	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-2	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第47条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特別拠出金の徴収率	第3期中期目標期間実績：100%	第3期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	5,749,260
								決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	5,543,384
								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
								従事人員数	43	43	43	43	43

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 納付義務者からの徴収業務 ＜評価指標＞ (A) 納付義務者からの徴収率 100% (前中期目標期間実績：平均 100%) ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 納付義務者からの費用の徴収について	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績 (平均 100%) を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績 (平均 100%) を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべ	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100% (前中期目標期間実績：平均 100%) ＜その他の視点＞ — ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ (A) 特別事業主からの特別拠出金の徴収 特別事業主4社に対し、令和5年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を徴収した。	＜評価と根拠＞ 評価：B 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施しており自己評価をBとした。 ＜課題と対応＞ ○ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。	評価	B ＜評価に至った理由＞ 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として全ての特別事業主より確実に徴収を行っており、中期計画の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特別拠出金の徴収については、

<p>て、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。</p>	<p>すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p>き特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p>・徴収すべき額を確実に徴収しているか。</p>			<p>引き続き着実な徴収を行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>
--	--	--	----------------------------	--	--	---

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7-1	研究管理		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第8号～10号
当該項目の重要度、難易度	<重要度：高>研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	6,456,658
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上	第3期中期目標期間中5年間の実績平均値：62%	86%	91%	98%	98%	95%	決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	6,679,081
<関連した指標>								経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	6,473,933
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）件数）	—	平成29年度実績：18件	調査対象 <sup>(※1)</sup> 53件中38件	調査対象 <sup>(※1)</sup> 42件中23件	調査対象 <sup>(※1)</sup> 40件中27件	調査対象 <sup>(※1)</sup> 43件中31件	調査対象 <sup>(※1)</sup> 29件中19件	経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	83,448
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	—	平成29年度実績：3件	8件	6件	14件	18件	20件	行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	6,473,933
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	—	平成29年度委員会出席実績：無し	3回	3回	3回	3回	3回	従事人員数	10	10	10	10	23
プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等	—	平成29年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加						
研究コミュニティ等に向けた成果の普及	—	平成29年度実績：1回	1回	1回 <sup>(※2)</sup>	2回	2回	2回						

活動								
一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	—	平成 29 年度実績：無し	1 回			2 回	3 回	4 回
研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	—	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 〔資料の HP 掲載により周知〕		1 回	1 回	2 回
実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	—	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 〔代替措置とした書面検査は 5 課題〕	47 課題 〔代替措置とした書面検査は 19 課題〕		66 課題	59 課題

※1 環境省が実施した追跡評価において、「環境政策への反映状況」に関する設問に回答した課題を調査対象件数とする。

※2 研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価	評定	S																	
<p>(1) 研究管理</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%）</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(a) 第4期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベース</p>	<p>(1) 研究管理</p> <p>(A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。</p>	<p>(1) 研究管理</p> <p>(A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行い、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 客観性、定量性を高めた評価方法により、中間、事後評価を実施する。また、複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、各研究領域の評価委員が評価できる効率的な評価方法を導入する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度70%以上を確保</p> <p>令和4年度に終了した63課題の事後評価は、全ての課題がS～Bとなり、上位2段階（S、A評価）の比率は、95%（60/63課題）となり、第4期中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対第4期中期計画目標値136%）</p> <p>また、若手研究者の育成を支援するため、平成30年度から一定の採択枠を設けた若手枠課題（12課題）の評価の上位2段階（S、A評価）の比率は100%と高い評価を得た。</p> <p>戦略的研究開発I型の1課題、戦略的研究開発II型の2課題は全てS評価の高い評価を得た。</p> <p>(図) 事後評価における上位2段階（S、A評価）の比率の推移</p> <table border="1"> <caption>事後評価における上位2段階（S、A評価）の比率の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>64%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 客観性・定量性を高めた新評価方法による評価の実施</p> <p>客観性・定量性を高めた評価方法により、令和5年度の中間・事後評価において実施した。</p> <p>中間評価は、公募区分の新設に伴う評価件数の増加及び複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、戦略的研究開発I型以外の研究区分において、評価対象課題の専門分野に近い評価委員による書面評価に方式を変更して実施した。</p>	年度	比率 (%)	H28	64%	H29	60%	H30	82%	R1	86%	R2	91%	R3	98%	R4	98%	R5	95%	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定： S</p> <p>評定理由については以下のとおり。</p> <p>(1) 研究成果の最大化</p> <p>プログラムオフィサー（PO）による研究者への支援を継続的に行うなど、研究成果の最大化を図る取組を継続的に実施した結果、令和4年度に終了した63課題の事後評価は、全ての課題がS～Bとなり、上位2段階（S、A評価）の比率は、95%（60/63課題）となり、第4期中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対第4期中期計画目標値136%）</p> <p>また、若手研究者の育成では、半期毎に研究進捗に応じてPOが助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、若手枠課題（12課題）の事後評価では、上位2段階（S、A評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。</p> <p>(2) 研究成果の環境政策への反映や社会実装</p> <p>研究終了後の3年後に追跡調査を行った研究29課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された件数は19件（66%）であり、令和5年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は20件であった。</p> <p>推進費で得られた研究成果の社会実装を目指して、「川崎国際環境技術展」、「新技術説明会（JST共催）」、「サーキュラー・エコノミーEXPO」において、研究者と企業等とのマッチングの機会（1対1の個別相談の場）を提供し、23者との面談を実施した。過去の新技術説明会で発表した研究（9課題）の毎年実施している追跡評価結果によると、企業等との共同研究開発件数は、令和3年度に発表した研究課題は5件（令和4年度から4件増）、令和4年度に発表した研究課題は1件となり、共同研究開発の進展が見られた。</p> <p>また、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、推進費の英語版Webサイトにおいて、新たに英語版の研究成果概要を掲載し、コンテンツの充実化を図った。</p> <p>(3) 第3期SIPにおける研究開発の推進</p> <p>令和5年度より開始の第3期SIP課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」における研究推進法人として、PDや関係省庁と連携し研究開発のマネジメント及び社会</p>	<p>評定</p> <p>S</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>平成28年10月の業務移管以降、利便性の向上や研究成果の最大化に資する取組を継続的に実施した結果、令和5年度事後評価（対象は令和4年度終了研究課題）において、上位2段階（S、A評価）の評価を得た研究課題の比率は95%（60/63課題）であり、第4期中期計画に掲げる目標を大きく上回る結果となった（対第4期中期計画目標値136%）。</p> <p>推進費で得られた研究成果の社会実装を目指した活動（研究者と企業等とのマッチングの機会（1対1の個別相談の場）の提供）を進めている。過去の新技術説明会で発表した研究の追跡評価によると、企業等との共同研究開発件数は増加しており、共同研究開発の進展も見られている。</p> <p>また、特許出願件数は過去最大の20件となる等、多くの実績を上げた。</p> <p>令和5年度より開始した、第3期SIP課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」は、当初の事業計画外案件であったものの、特に喫緊の課題として上がったELV規則案への対応業務で「S」評価を得て追加予算2.9億円を獲得したり、通期でガバナングボードより「A」評価を受けたりなどした結果、令和6年度予算として前年比0.3億円の増額となる15.2億円が認められた。ま</p>
年度	比率 (%)																							
H28	64%																							
H29	60%																							
H30	82%																							
R1	86%																							
R2	91%																							
R3	98%																							
R4	98%																							
R5	95%																							

<p>とした設定とする。</p> <p>なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。</p> <p>(B)他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p>	<p>② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（KO）会合やアドバイザーボード（AD）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。</p> <p>③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。</p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施</p>	<p>② 新規採択された課題についてキックオフ（KO）会合を、全ての課題について原則として年1回以上、アドバイザーボード（AD）会合を開催し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。</p> <p>③ 中間評価において5段階評価で下位3段階または「目標達成度」が80点以下の低評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求め。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。</p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以</p>	<p>他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p>	<p>② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実</p> <p>新規に採択された研究課題について、7月までにキックオフ（KO）会合を開催するとともに、継続課題を含めた全ての研究課題について、原則として年1回以上、アドバイザーボード（AD）会合を開催し、学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、POによる研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行った。</p> <p>その際には、機構職員も研究管理業務の能力向上のため、KO会合やAD会合に出席することにより、専門性やスキルの向上を図った。また、これら取組に加え、推進費が対象とする研究領域の動向や知財等の勉強会を7回開催したとともに、推進費の業務マネジメントに関する取組を国際 P2M 学会に発表した。</p> <p>③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施</p> <p>令和5年度実施課題のうち、中間年度にあたる67課題の中間評価（ヒアリング評価）の結果、全ての課題がS～B評価となり、上位2段階（S、A評価）の比率は、97.0%（65/67課題）であった（令和4年度は100%）。</p> <p>5段階評価（S～D）で、下位3番目（B）の評価を受けた課題については、POの指導・助言の下、研究代表者に成果・評価を向上するための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。</p> <p>なお、令和5年度は、戦略的研究開発I型は従来のオンラインによるヒアリング評価、戦略的研究開発I型以外の研究区分では、専門分野に近い評価委員による書面評価に方式を新たに導入し、効率的な中間評価の実施に努めた。</p> <p>(B) 研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理の実施</p>	<p>実装に向けた関係省庁との連携を推進した。</p> <p>ELV 規則案（域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）への対応のための追加予算要望に関しては、重要性が認められ「S」評価を獲得し、追加予算として要望額満額の 2.9 億円の研究費を獲得することができた。また、令和5年度を通しての、ガバニングボードによる研究評価に関しても総合評点 117 点で「A」評価を獲得し、令和6年度予算として、令和5年度から 0.3 億円の増額となる 15.2 億円が認められた。</p> <p>(4) SIP と環境施策との連携</p> <p>SIP の研究成果を環境施策に反映するため、環境省と連携し、SIP の研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）を活用した。SIP における取組の海外展開（BRIDGE 予算：5,900 万円）及び ASEAN 地域等への循環産業の進出や ASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業の TNFD 開示を通じた企業価値向上に係る F S（BRIDGE 補正予算：9,200 万円）を実施した。</p> <p>また、環境省が令和5年度の補正予算で実施する「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」において、ELV 規則案に係る SIP 成果の検証が計画されるなど、SIP と環境施策の連携を推進した。</p> <p>(以下、評価理由に掲げた事項の詳細)</p> <p>○ POの支援については、オンラインによるアドバイザーボード（AD）会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結果、令和4年度に終了した 63 課題のうち 60 課題（95%）が上位2段階（S、A評価）の高い評価を得た。（対中期計画目標値 136%）</p> <p>○ オンラインも活用して、POは全てのキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合に出席し、研究の進め方等について助言を行った。</p> <p>○ 研究成果の社会実装については、「川崎国際環境技術展」、「新技術説明会（JST 共催）」、「サーキュラー・エコノミーEXPO」を開催し、最新の技術開発成果の紹介を通じて、研究者と企業等とのマッチングの機会を提供するなど積極的に取り組んだ結果、23 者との面談を実施した。</p>	<p>た、令和5年度より SIP の研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。</p> <p>以上のとおり当初目標を大きく上回る成果をあげており、評定は「S」とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>なし。</p>
--	--	---	---	---	---	---

<p>(推進費に係る指標)</p> <p>(b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成 29 年度実績：18 件）</p> <p>(SIP に係る指標)</p> <p>(b1) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数</p>	<p>施するため、以下の取組を行う。</p> <p>①推進費において、環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿ってPDの方針に従い、研究開発を推進する。</p>	<p>下の取組を行う。</p> <p>① 推進費において、環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行う。また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗や研究遂行上の課題に関するレポート（半期報）の提出を求め、進捗状況のフォローアップや研究支援を実施する。</p>	<p>(推進費に係る指標)</p> <p>環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成 29 年度実績：18 件）</p> <p>(SIP に係る指標)</p> <p>研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数</p>	<p>① 政策検討状況の情報提供、助言等</p> <p>KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。</p> <p>また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、進捗状況に応じてPOから助言を行うなどフォローアップを行った。</p> <p>SIPにおいては、8月8日のSIPプログラム統括チームヒアリング及び8月21日のSIP評価委員会への対応として、7月末までのSIPプログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告を行った。</p> <p>また、欧州委員会が令和5年7月に欧州議会及び理事会に提案したELV規則案（域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）への対応のため、高品質再生材の安定供給に向けた取組に係る追加予算要望を行った。追加要望は、S評価を獲得し（S評価を得られたのはSIP全12課題の追加要望のうち3課題のみ）、10月5日付ガバニングボードにおいて、要望額満額の2.9億円の追加予算措置が認められた。</p> <p>（資料編 P84_SIP1 令和5年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針）</p> <p>（資料編 P88_SIP2 SIP第3期の事前評価フォローアップを踏まえた追加予算配分について）</p> <p>令和5年度の課題評価に向けては、12月2日、4日で全13課題に対してピアレビューを実施し、PDによる自己点検報告書とピアレビュー報告書を12月25日に内閣府へ提出した。1月18日のプログラム統括チームによる論点整理、2月5日のガバニングボードによる評価委員会による評価の結果、総合評点117点でA評価を獲得し、令和6年度予算として15.2億円が認められた。</p> <p>（資料編 P91_SIP3 令和6年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針）</p> <p>（資料編 P94_SIP4 令和6年度予算配分（案））</p>	<p>過去の新技术説明会で発表した研究（9課題）の毎年実施している追跡評価結果によると、企業等との共同研究開発件数は、令和3年度に発表した研究課題は5件（令和4年度から4件増）、令和4年度に発表した研究課題は1件であり、共同研究開発の進展が見られた。</p> <p>さらに、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat事業）」に申請し、令和6年度より知財戦略プロデューサーによる社会実装を見据えた知財戦略策定等の支援が決定した。</p> <p>また、国際展開として、「ISAP2023（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」において、推進費で実施している水俣条約の有効性の評価、ASGM（小規模金採掘）における水銀管理に関する研究成果を紹介した。</p> <p>○ 研究成果の環境政策等への貢献では、環境省が実施した令和5年度追跡評価の対象となった29課題のうち19課題（66%）について、環境政策への反映が確認された。一例として、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月31日閣議決定）において、戦略的研究開発S-15で開発した将来シナリオが示されており、本研究での予測評価の成果を踏まえて、国家戦略の見直しが行われた。</p> <p>○ 研究費の適正執行と研究不正の防止取組の強化については、研究者及び会計事務担当者に対する事務処理説明会を令和4年度に引き続きオンラインで開催し、研究費の適正執行と不正防止について周知を行った。令和5年度は、会計事務担当者からの要望を踏まえ年度末にも開催した。</p> <p>なお、令和5年9月に研究機関から提出された研究不正に関する調査結果報告書に基づき、令和5年10月に不正使用を行った者への処分を行うとともに、研究機関の最高責任者に対して再発防止策の徹底を要請し、併せて不正使用された研究費の返還請求を行った。</p> <p>研究費の適正執行を確認するための実地検査は、計画した59課題全ての検査を終了した。</p> <p>○ 8月8日のSIPプログラム統括チームヒアリング及び8月21日のSIP評価委員会において、SIPプログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告を行った。併せて、欧州委員会が令和5年7月に欧州議会及び理事会に提案したELV規則案（域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）への対応が急務と認められ、高品質再生材の</p>
---	--	---	---	--	--

<p>(推進費に係る指標) (b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数(平成29年度実績: 3件)</p> <p>(SIPに係る指標) (b2) コアメンバー会議の開催回数</p>	<p>② 産業技術力強化法(いわゆる「日本版バイドール制度」)に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p>	<p>② 研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法(いわゆる「日本版バイドール制度」)に則り、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p>	<p>(推進費に係る指標) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数(平成29年度実績: 3件)</p> <p>(SIPに係る指標) コアメンバー会議の開催回数</p>	<p>環境施策との連携としては、SIPからサーキュラー・エコノミーに係る企業のニーズや課題を環境省へ提供している。また、2ヶ月に一度程度の頻度でSIPの最新状況を報告し、環境省と連携できるよう調整している。</p> <p>環境施策への反映の具体例としては、SIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム(BRIDGE)について、環境省から内閣府に対して令和5年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIPにおける取組の海外展開についてBRIDGEで連携して取り組むことにつながった(令和5年度BRIDGE予算5,900万円を機構が執行)。</p> <p>また、12月21日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係るBRIDGEの補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGEにおいて実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN地域等への循環産業の進出やASEAN地域等からの自然資本系資材を調達している企業のTNFD開示を通じた企業価値向上に係るFSを実施する。これは、SIPとの連携を踏まえたものであり、環境省からERCAに運営費交付金(9,200万円)が交付され調査研究を実施することとなった。</p> <p>さらに、SIPからELV規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和5年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」を実施する。当該事業において環境省が立ち上げる産官学連携のコンソーシアムでは、自動車OEM、Tier1企業等の参画により、SIPで開発される技術を社会実装するため事業が検討されており、SIPの出口戦略の一つとする予定。</p> <p>② 知的財産出願件数の把握</p> <p>機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和5年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は20件であった。</p> <p>得られた技術開発成果(知財)や研究成果は、令和4年度に引き続き「川崎国際環境技術展(11月)」、「新技術説明会(令和6年2月)」(JST共催)で紹介したほか、令和5年度は、更なる研究成果の社会実装を目指し、循環型経済・サステイナブル経営の実現を目指す企業関係者との商談会である「サーキュラー・エコノミーEXPO」(令和6年2月～3月)に新たに出席し、研究者と企業とのマッチングを進めた。</p>	<p>安定供給に向けた取組に係る追加予算要望が「S」評価を獲得し、要望額満額の2.9億円の追加予算措置が認められた。</p> <p>令和5年度の課題評価に向けては、12月2日、4日で全13課題に対してピアレビューを実施し、PDによる自己点検報告書とピアレビュー報告書に基づき、1月18日にプログラム統括チーム、2月5日にガバニングボードによる評価を受けた。令和5年度の評価としては総合評点117点で「A」評価を獲得し、令和6年度予算として15.2億円が認められた。</p> <p>○ SIPの研究成果を環境施策への反映に向けては、SIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム(BRIDGE)について、環境省から内閣府に対して令和5年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIPにおける取組の海外展開についてBRIDGEで連携して取り組むことにつながった。</p> <p>また、12月21日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係るBRIDGEの補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGEにおいて実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN地域等への循環産業の進出やASEAN地域等からの自然資本系資材を調達している企業のTNFD開示を通じた企業価値向上に係るFSをERCAにおいて実施することとなった。</p> <p>さらに、SIPからELV規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和5年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」を実施し、当該事業において環境省が産官学連携の自動車OEM、Tier1企業等が参画したコンソーシアムを立ち上げにつながった。SIPでは技術開発、コンソーシアムではSIP成果等の社会実装に向けた検証を行うなど、相互に連携することで成果の最大化を図った。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>○ 研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、PO及び社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省各局に研究成果の橋渡しを行うとともに、国内外に対し研究で得られた新技術を積極的に紹介するなど、研究者への支援を強化していく。</p>	
--	--	---	--	---	---	--

<p>(推進費に係る指標) (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：無し）</p>	<p>③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、推進費の研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。</p>	<p>③ 環境省が開催する追跡評価専門部に参画し、推進費の研究成果の活用状況等を把握する。令和 2 年度に実施された制度評価の結果や人的な交流等により、他の研究機関等における知見やノウハウの情報収集に努め、次年度の公募や研究管理に活用する。</p>	<p>(推進費に係る指標) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：なし）</p>	<p>また、(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業 (iNat 事業)」に申請し、令和 6 年度より知財戦略プロデューサーによる社会実装を見据えた知財戦略支援が決定した。</p> <p>SIP においては、令和 5 年度の 8 月より研究開発が始まり、令和 5 年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は 4 件であった。</p> <p>また、SIP では、知的財産について、知財委員会による管理が求められているため、知財委員会のメンバーとして有識者 (弁理士) を知財委員会の委員に加えた。さらに、SIP 内の研究テーマ間連携を促進するため、SIP 参画機関全体での「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を作成し、合意書締結に向けた手続きを進めている。</p> <p>③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。</p> <p>なお、令和 2 年度に終了した調査対象 29 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数 (環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された (見込みを含む。)) は 19 件 (66%) であった。</p> <p>また、中間・事後評価の実施方法の見直しに当たっては、他の配分機関等の実施方法を調査するなど、知見やノウハウの情報収集に努め、実施方法に反映した。</p>	<p>○ 戦略及び計画に基づき公募を行うとともに、PD の要請に基づき、他の SIP 課題との連携や、ピアレビュー、PD 自己点検報告に係る対応など、必要な研究管理を進めていく。</p>	
<p>(推進費に係る指標) (b4) プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (KO) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績：全課題参加)</p>	<p>④ 推進費の各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO 体制の強化、役割の見直し等により、PO による研究支援を強化、充実する。</p>	<p>④ 推進費において、KO 会合、AD 会合などが Web にて行われる場合でも適切に研究管理が行えるようにするための方策や機構職員の研究管理能力の向上方策等を進める。また、研究情報管理基盤システムの利便性向上やデータ利活用 (操作性、機能性等の改善) などにも引き続き取り組み、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を</p>	<p>(推進費に係る指標) プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (KO) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績：全課題参加)</p>	<p>④ PO の KO 会合・AD 会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催する KO 会合、AD 会合について、Web 会議システムで開催されたものも含め、PO は全ての KO 会合、AD 会合に参加した。</p> <p>革新型研究開発 (若手枠) の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても PO から指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。</p> <p>技術開発課題の社会実装を推進するため、該当課題については、研究管理を行う PO に加え、社会実装支援コーディネーターを配置し、2 人体制で研究支援と社会実装支援 (特許の取得や企業とのマッチング) を充実させた。</p>		

<p>(C)研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進</p> <p>(推進費に係る指標) (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動(平成29年度実績:1回)</p> <p>(SIPに係る指標) (c1) SIPに関する情報発信回数</p>	<p>⑤SIPについては、研究開発計画に基づき公募を行うための公募説明会を開催するとともに、効果的に研究管理を行うため、外部有識者(関係府省庁を含む。)によるコアメンバー会議を開催する。</p> <p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。</p>	<p>支援する。更には、技術開発課題の社会実装を推進するため、特許の取得や企業とのマッチングを支援するコーディネーターを配置し、研究者を支援する。</p> <p>⑤ 第3期戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)課題「サーキュラーエノミーシステムの構築」について、研究開発計画に基づき公募を行うとともに、PDの指導のもと研究管理に取り組む。また、効果的に研究管理を行うため、外部有識者(関係府省庁を含む。)によるコアメンバー会議を開催する。</p> <p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実施方法を工夫して研究成果発表会を開催する。また、必要に応じて、POが各課題の研究成果の概要を環境省各担当課室に説明し、研究成果の</p>	<p>研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進</p> <p>(推進費に係る指標) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動(平成29年度実績:1回)</p> <p>(SIPに係る指標) SIPに関する情報発信回数</p>	<p>⑤SIPの研究開発計画に基づく公募及び会議の開催</p> <p>令和5年4月18日から令和5年5月26日までの期間で公募を実施し、選考・評価委員会による書面審査、ヒアリング審査を経て、PD及び内閣府承認のもと、応募15案件中の13件を7月27日付で採択した。</p> <p>また、PD統括のもと効果的に研究管理を行うため、PD、サブPD、内閣府、機構を中心メンバーとし、隔週でコアメンバー会議を開催した。(令和5年度:25回)</p> <p>さらに、6月14日にプラスチックのトレーサビリティ(情報流通)に係る関係省庁(環境省、経産省)との会合を開催した。今後も、各省庁の施策に連携してSIPの取組を進めるよう、継続的に会合を開催する予定であり、第2回会議を2月16日に開催した。</p> <p>また、令和5年度より、PDによる研究管理の一環として、全体会議及びサブ課題ミーティング(年2回)、PD面談(年4回)、PD月報(毎月)を開催し、研究テーマ間の連携の促進や全体での状況共有を行っている。</p> <p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進</p> <p>①研究成果の普及</p> <p>令和4年度終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書を機構のホームページで公表した。また、令和4年度終了課題のうち、研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省に対して提出した。環境省との関与が少ない研究課題に対しては、POが研究成果の行政における活用の方向性等を取りまとめ、環境省担当課室に橋渡しを行った。</p> <p>さらに、令和5年5月29日に「環境研究総合推進費による</p>		
--	--	---	---	---	--	--

<p>(推進費に係る指標) (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数(平成29年度実績:無し)</p>	<p>② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。</p> <p>③ 機構において、国</p>	<p>橋渡しを行うなど、環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。さらに、SIPに関する情報発信の強化及び研究費の適正執行に努める。</p> <p>② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化にむけて、機構 Web サイトのプラットフォーム、SNS、英語版コンテンツ等により研究成果を積極的に発信する。また、研究成果の国際展開の強化に向けて、国際共同研究の実現に向けた検討を進める。</p> <p>③ 機構において、国民</p>	<p>(推進費に係る指標) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数(平成29年度実績:無し)</p>	<p>マイクロプラスチック問題の現状と研究について」をテーマとしたオンラインシンポジウムを環境化学物質3学会と合同で開催した(参加者423人)。</p> <p>加えて、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」(経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、約200の大学等が参加)に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。</p> <p>SIPにおいては、PDによる幅広い情報発信のため、産官学向けの講演会として、4月19日のJ4CE、5月18日のCEMVC研究会の2回講演会を実施した。10月23~25日に東北大学が主催した国際シンポジウム「サーキュラー・エコノミーと気候変動のための放射光施設を活かした研究開発」において、岡部サブPDがSIPの取組内容を講演するとともに、会場において各研究課題(13課題)のポスター展示を用いて、研究内容の国際発信を行った。</p> <p>また、令和6年2月20日に一般の方向けの情報発信の場としてSIPシンポジウムを主催、2月28日から3月1日にサーキュラー・エコノミーEXPOに出展するなど、専門家だけでなく、一般の方への情報発信を行った。</p> <p>さらに、機構主体の取組以外にもSIP参画企業及び大学等による広報活動も依頼しており、SIP参画企業及び大学からの情報発信や新聞報道等について50件の報告があがっている。</p> <p>② 「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話(シンポジウム等)」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した(36回)。</p> <p>また、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、令和6年1月16日に「ISAP2023(持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)」(IGES主催)のテーマセッションをオンラインで開催し、推進費で実施している水俣条約の有効性の評価、ASGM(小規模金採掘)における水銀管理に関する研究成果を世界に向けて発信した(参加者135人)。さらに、推進費の英語版Webサイトにおいて、新たに英語の研究成果概要を掲載し、コンテンツの充実化を図った。</p> <p>③ 機構による国民対話の推進及び情報発信 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報</p>		
--	---	--	---	--	--	--

<p>(D)研究費の適正執行及び研究不正の防止</p> <p>(推進費に係る指標)</p> <p>(d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数(平成29年度実績:2回)</p> <p>(SIPに係る指標)</p> <p>(d1)研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究</p>	<p>民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。</p> <p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。</p>	<p>を対象にしたシンポジウムやイベントをオンライン等の方法も活用して開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。また、技術開発課題の社会実装を推進するため、新技術や産学連携に関心のある企業関係者に向けたイベント等を開催する。</p> <p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、実施方法を工夫して、研究者及び事務担当者向けの説明会を年度当初に実施する。</p>	<p>研究費の適正執行及び研究不正の防止</p> <p>(推進費に係る指標)</p> <p>研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数(平成29年度実績:2回)</p> <p>(SIPに係る指標)</p> <p>(d1)研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会</p>	<p>ツール「2023年版 推進費パンフレット」を制作(3,300部)し、各研究機関、大学等に配布した。</p> <p>また、推進費ホームページにおいて、令和5年度開始課題の研究概要、令和4年度終了課題の研究成果等の情報を研究課題データベースに更新したほか、研究機関のイベント情報、プレスリリースを逐次、掲載するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを適切に運用した。また、SNS(X(旧:Twitter))を運用し、研究成果等の情報発信を強化した。</p> <p>さらに、推進費で得られた研究成果の社会実装を目指して、「川崎国際環境技術展(11月)」、「新技術説明会(令和6年2月)」「JST共催」、「サーキュラー・エコノミーEXPO(令和6年2月～3月)」において、研究者と企業等とのマッチングの機会(1対1の個別相談の場)を提供し、23者との面談を実施した(全8課題を紹介)。</p> <p>過去の新技術説明会で発表した研究(9課題)の毎年実施している追跡評価結果によると、企業等との共同研究開発件数は、令和3年度に発表した研究課題は5件(令和4年度から4件増)、令和4年度に発表した研究課題は1件であり、共同研究開発の進展が見られた。</p> <p>また、公益社団法人新化学技術推進協会と連携の上、化学メーカーの研究者、技術者等を対象に、推進費制度や資源循環領域の研究成果に関する勉強会を開催した。</p> <p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組</p> <p>① 使用ルールの周知徹底</p> <p>研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、年度当初(4/5)に、研究者及び研究機関の会計事務担当者に対し事務処理説明会をオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した(事前登録者数:250名)。また、会計事務担当者からの要望を踏まえ、研究費予算を含む契約関係書類の提出までの期間を十分に確保するため、年度当初に行う予定であった同説明会を前倒し(3/27)してオンラインで開催した(事前登録者数:257名)。出された質問には、理解しやすいようきめ細かに回答するとともに、時間内に回答できなかった質問に対しては、後日、メールで全て回答した。</p> <p>研究費の不正使用の事案については、研究機関から提出さ</p>		
---	---	--	--	--	--	--

<p>公正のための説明会 開催数</p> <p>(推進費に係る指標) (d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数(平成 29 年度実績: 50 課題)</p> <p>(SIP に係る指標) (d2) 実地検査を実施した研究課題数</p>	<p>② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行う。</p>	<p>② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中あるいは終了した研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行うことを基本とし、計画的に行う。また、新型コロナウイルス感染症の影響下における書面検査の実績も踏まえ、より効率的・効果的な検査の実施方法等（実地に依る場合、書面に依る場合、対象課題（機関）の選定など）の検討を進める。</p>	<p>開催数</p> <p>(推進費に係る指標) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数(平成 29 年度実績: 50 課題)</p> <p>(SIP に係る指標) 実地検査を実施した研究課題数</p> <p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; —</p>	<p>れた調査結果報告書に基づき、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」により迅速に措置を決める措置検討委員会を開催し、不正使用を行った者に対する処分を行った。また、研究機関の最高管理責任者に対して再発防止策の徹底を要請するとともに、研究機関に対して研究費の返還請求を行った。</p> <p>SIP においては、研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール及び研究公正のための説明動画を YouTube に関係者限定で掲載し、いつでも閲覧可能とした。また、研究公正に関する内容は推進費と SIP で同一であることから、推進費で主催する説明会の場を活用するなど部内で連携することで省力化を図った。</p> <p>② 実地検査の実施 研究機関における適正な研究費執行の確認と、適正執行指導等を行う実地検査について、令和 5 年度の実地検査計画を策定するとともに、59 課題の実地検査を令和 5 年 9 月から開始し、計画した全ての実地検査を計画通り 12 月までに完了した。</p> <p>なお、研究費の不正使用が行われた研究機関に対して、再発防止策の実施状況等を確認するための実地検査を行い、再発防止策が滞りなく進められていることを確認した。</p> <p>SIP においては、実地検査は研究期間における適正な研究費の執行確認を目的に、2 年目以降の課題を対象に実施する。令和 5 年度は SIP 初年度にあたるため、実地検査を行わず令和 6 年度以降に実施する予定。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7-2	公募、審査・評価及び配分業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第8号～10号
当該項目の重要度、難易度	<難易度：高>応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を2割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	6,456,658
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第3期中期目標期間中5年間の水準以上を確保	—	第3期中期目標期間中5年間の実績平均値：261件/年	328	303	327	319	332	決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	6,679,081
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32件以上/年	業務移管前2年間の実績平均値：27件/年	53	54	51	60	52	経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	6,473,933
<関連した指標>								経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	83,448
外部有識者委員会の開催回数	—	平成29年度実績：3回/年、領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年	委員会3回/研究部会11回（領域毎の研究部会各2回/年）※	委員会3回/研究部会13回（領域毎の研究部会各2回/年）※	委員会4回/研究部会19回	委員会3回/研究部会17回	委員会3回/研究部会17回	行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	6,473,933
新規課題説明会の開催回数	—	平成30年度採択案件に係る実績：1回/年	1回	0回 （資料のHP掲載により周知）	1回	1回	2回	従事人員数	10	10	10	10	23
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	—	平成30年度実績：平成30年5月31日	5/31	6/11	6/14	6/14	6/13						

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※各3回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各2回/年となったもの。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																						
				業務実績	自己評価	評価	A																					
<p>(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件/年)</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(a)応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。</p>	<p>(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。</p>	<p>(2) 公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。これらにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保する。(前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件/年)</p> <p>① 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を、公募要領確定後に具体的な公募内容を説明する説明会を行う。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に対応するため、PO及び機構職員によるオンライン相談会</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件/年)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数(実績平均値：261件以上)の水準以上を確保</p> <p>令和5年9月13日から10月17日まで、令和5年度新規課題の公募をした結果、332件(戦略研究プロジェクトを除く)の申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値(261件)を27%上回る増加となった。</p> <p>令和6年度新規課公募では、革新型研究開発(若手枠)の中に、若手枠A(600万円以内/年)及び若手枠B(300万円以内/年)を本格実装するとともに、特に提案を求める研究開発テーマとして、自然再興(ネイチャーポジティブ)、炭素中立(ネットゼロ)、循環経済(サーキュラーエコノミー)及びそれらを統合した行政要請研究テーマに該当する課題、並びに、多様な分野による総合的な知見により環境政策へ貢献する課題を設定し、公募を行った。</p> <p>(表) 新規課題公募申請件数の推移</p> <table border="1"> <caption>(表) 新規課題公募申請件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>223</td></tr> <tr><td>H27</td><td>251</td></tr> <tr><td>H28</td><td>251</td></tr> <tr><td>H29</td><td>308</td></tr> <tr><td>H30</td><td>275</td></tr> <tr><td>R1</td><td>328</td></tr> <tr><td>R2</td><td>303</td></tr> <tr><td>R3</td><td>327</td></tr> <tr><td>R4</td><td>319</td></tr> <tr><td>R5</td><td>332</td></tr> </tbody> </table> <p>①効果的な広報展開</p> <p>効果的な広報展開のため、7月に推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「2023年版 推進費パンフレット」を制作(3,300部)し、各研究機関、大学等に配布した。</p> <p>また、令和6年度新規課題の公募に当たり、オンラインによる説明会を2回開催した(8月及び9月)。第2回オンライン公募説明会では、行政ニーズへの対応の強化を図るため、環境省担当課室の担当官が行政ニーズ(約50の行政要請研究テーマ)を説明する機会を設けた。2回のオンライン公募説明会には500名を超える多くの研究者、URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)の参加が得られた。</p>	年度	申請件数	H26	223	H27	251	H28	251	H29	308	H30	275	R1	328	R2	303	R3	327	R4	319	R5	332	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>平成28年度の環境省からERCAへの業務移管以降、研究内容の「質」を確保するため、公募における公募件数の拡大や若手研究者の育成を図るといった、「量」を確保する取組を継続して行い、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、自己評価をAとした。</p> <p>具体的には次のとおり。</p> <p>(1) 公募の応募件数</p> <p>高い研究レベルを確保するため、令和6年度の公募に当たり、従来の公募区分に加え、若手研究者の育成の支援と活躍促進を図る観点から、革新型研究開発(若手枠)の中に若手枠A(600万円以内/年)及び若手枠B(300万円以内/年)の本格実装を行った。また、環境省や関係機関と連携した公募説明会の開催、オンライン個別相談会によるきめ細かな申請相談を行った。これら結果、目標を上回る332件(前中期目標期間の実績平均値261件に対し27%増)の応募を獲得することができた。</p> <p>(2) 若手研究者の育成</p> <p>人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発(若手枠)の中に若手枠A(600万円以内/年)及び若手枠B(300万円以内/年)の本格実装を行った結果、目標を上回る52件(中期計画目標値32件以上/年に対し62%増)の若手研究者からの応募を獲得することができた。</p> <p>また、若手研究者に対して、プログラムオフィサーによる研究マネジメント講習等を通じた育成支援を継続して実施した。</p> <p>※若手枠課題(12課題)の事後評価では、上位2段階(S、A評価)の比率は、100%と高い評価を得ることができた。</p> <p>(1-7-1再掲)</p> <p>(以下、評価理由に掲げた事項の詳細)</p> <p>(1) 公募の応募件数</p> <p>○ 令和6年度新規課題の公募については、環境問題対応</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>若手研究者の育成の支援と活躍促進を図る観点から、革新型研究開発(若手枠)の中に若手枠A(600万円以内/年)及び若手枠B(300万円以内/年)の本格実装を行った。</p> <p>また、環境省や関係機関と連携した公募説明会の開催や、オンライン個別相談会によるきめ細かな申請相談を行った。</p> <p>これらの取組の結果、応募件数は目標を上回る332件(目標値261件に対し27%増)、革新型研究開発(若手枠)でも目標を上回る52件(中期計画目標値32件以上/年に対し62%増)を得ていることを踏まえて、評定は「A」とする。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>なし。</p>
年度	申請件数																											
H26	223																											
H27	251																											
H28	251																											
H29	308																											
H30	275																											
R1	328																											
R2	303																											
R3	327																											
R4	319																											
R5	332																											

<p>(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年）</p> <p>&lt; 定量的な目標水準</p>	<p>② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p> <p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。</p>	<p>② 推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p> <p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、革新型研究開発（若手</p>	<p>革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年）</p>	<p>さらに、公募実施期間以外の期間も研究者の相談に対応するため、PO 及び機構職員によるオンライン個別相談会を、年間を通じて 32 件開催し、推進費制度の説明や研究提案上の留意点に関するコーチングを実施した（昨年度実績 53 件）。</p> <p>加えて、ホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。</p> <p>このほか、令和 5 年度に実施した「革新型研究開発（若手枠）に関するアンケート調査結果」において、研究者の競争的研究費の情報収集先として、「大学・研究機関等からの紹介」、「Web サイト」が多かったことから、学会等の研究者コミュニティへの周知を行った。また、大学の URA や研究機関の研究推進部門との連携を一層強化するため、所属の研究者へのメール配信、公募ポスター・チラシの配布等を行った。</p> <p>さらに、幅広い研究者を対象に周知を行うことを目的として、Web 広告を実施するなど、効果的に広報展開した。</p> <p>また、(独) 国立高等専門学会機構、(一社) 京都知恵産業創造の森、(一社) うめきた未来イノベーション機構より講演の依頼を受けて、推進費の公募について説明を行った。</p> <p>環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、令和 6 年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関する環境省主催の PDPA 意見交換会に参加した。環境政策の最新の動向、推進費で求められる研究成果等を把握し、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価関連資料の作成やきめ細やかな説明等を行った。</p> <p>(資料編 P95_推進 1 環境研究総合推進費 令和 6 年度新規課題公募要領 (抜粋版))</p> <p>② 広報の早期化</p> <p>第 1 回 環境研究推進委員会（7 月 6 日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の 7 月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。</p> <p>(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上/年確保</p> <p>革新型研究開発（若手枠）は 52 件の申請があり、第 4 期中期計画に掲げる目標（32 件）を 62% 上回る増加となった。</p>	<p>型、次世代事業に加え、革新型研究開発（若手枠）の中に、若手枠 A（600 万円以内／年）及び若手枠 B（300 万円以内／年）を本格実装して一定の採択枠を設けた。また、公募説明会は、オンラインでの開催や公募に関するオンライン個別相談会を実施した結果、332 件の応募を得ることができた。（前中期目標期間の実績平均値比 27% 増）</p> <p>(2) 若手研究者の育成</p> <p>○ 革新型研究開発（若手枠）について、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発（若手枠）の中に若手枠 A（600 万円以内／年）及び若手枠 B（300 万円以内／年）を実装し、第 3 期中期目標期間の採択枠（平成 30～31 年度新規課題の平均）を上回る規模に拡大し公募を行った。</p> <p>また、公募説明会等において若手枠を積極的に広報するとともに、若手枠を含め個別相談会を積極的に行った結果、目標を上回る 52 件の応募を得ることができた。（対中期計画目標値比 62% 増）</p> <p>さらに、環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、令和 6 年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関する環境省主催の PDPA 意見交換会に参加した。環境政策の最新の動向、推進費で求められる研究成果等を把握し、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価関連資料の作成やきめ細やかな説明等を行った。</p> <p>&lt; 課題と対応 &gt;</p> <p>○ 環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができるよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めている。</p> <p>○ 研究者のダイバーシティを推進するため、若手研究者や女性研究者の参画をより一層後押しするための仕組みの検討や、多様性を考慮した審査体制を構築する等の検討を行う。</p>	
--	--	--	---	---	---	--

<p>の考え方&gt;</p> <p>(b)政府方針 において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では (a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。</p> <p>(C)研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(c1) 外部有識者委員会の開催回数 (平成29年度実績: 3回/年)、(領域毎の研究部会の開催回数: 各2回/年)</p>	<p>① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。</p> <p>② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。</p> <p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。</p>	<p>枠) の応募件数を 32 件以上/年を確保する。(業務移管前 2 年間の実績平均値: 27 件/年)</p> <p>① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、積極的な周知を行うなど若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。</p> <p>② 新規採択課題説明会において、研究計画の作成や研究マネジメントなど若手研究者が参考となる講習を実施することで若手研究者育成の支援を行う。</p> <p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。</p>	<p>研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施</p> <p>外部有識者委員会の開催回数 (平成 29 年度実績: 3 回/年)、(領域毎の研究部会の開催回数: 各 2 回/年)</p>	<p>① 若手研究者による研究採択枠の確保</p> <p>若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発 (若手枠) の中に若手枠 A (600 万円以内/年) 及び若手枠 B (300 万円以内/年) を実装し、第 3 期中期目標期間の採択枠 (平成 30~31 年度新規課題の平均) を上回る規模に拡大し公募を行った。</p> <p>また、令和 5 年度に実施した「革新型研究開発 (若手枠) に関するアンケート調査」では、競争的研究費への応募に当たって、申請手続き及び研究実施中の事務手続きの簡易さを重視していることが示唆されたことから、革新型研究開発 (若手枠) の申請様式、成果報告書様式等の見直しを行い、若手研究者の負担軽減策を導入した。</p> <p>② 若手研究者の育成支援</p> <p>公募説明会では、若手枠 A 及び若手枠 B の実装や、推進費により雇用された若手研究者 (40 歳未満) が研究に従事するエフォートの 20% を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度等について、積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、PO による研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスを実施した。</p> <p>(C) 透明で公正な審査・評価の実施</p> <p>①環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営</p> <p>令和 6 年度新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を 3 回開催するとともに、新規課題公募、中間・事後評価のヒアリング審査又は書面審査を行うため、各研究部会を 17 回開催し、業務を適切に運営した。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

<p>(D)予算の弾力的な執行による利便性の向上</p>	<p>② 外部有識者により構成される推進委員会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。</p>	<p>② 外部有識者により構成される推進委員会及び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムの利便性向上に取り組み、データの利活用をさらに進めることにより、研究評価を効果的に実施する。</p>	<p>予算の弾力的な執行による利便性の向上</p>	<p>② 公正な審査・評価の実施 新規課題公募の採択審査を公正に実施するため、昨年度の公募審査における課題等を抽出の上、機構職員とPOによるプロジェクトチームを設置し、評価体制、研究目標の設定要件等について見直しを行った。また、審査業務において新たにRPA（Robotic Process Automation）を導入し、ファイル分割、フォルダ作成、名称変更等の操作手順を自動化するなど、審査業務の効率化を図った。</p> <p>（資料編 P101_推進2 環境研究総合推進費 令和6年度新規採択研究課題）</p>	<p>(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上</p>	<p>&lt;関連した指標&gt; (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成30年度採択案件に係る実績：1回/年）</p>	<p>① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p>	<p>① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善について検討する。また、新規に採択された課題を対象に、実施方法を工夫して説明会を実施することなどにより、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p>	<p>新規課題説明会の開催回数（平成30年度採択案件に係る実績：1回/年）</p>	<p>① 予算の弾力的執行と利便性の向上 ライフイベント（出産・育児・介護）の事由による研究期間等の問合せの増加に鑑み、令和5年度の公募要領から、ライフイベント事由の休業による研究期間の延長の対象となる条件等について詳細に記載し、研究者に理解しやすいよう改善を図った。 また、研究費の使用ルールの徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、新規に採択された課題も含め、研究者及び研究機関等の会計事務担当者に対する事務処理説明会をオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した。 なお、令和5年度は、会計事務担当者からの要望を踏まえ、研究費予算を含む契約関係書類の提出期間を確保するため、翌年度当初に行う予定であった同説明会を前倒し（3/27）して開催した。</p>	<p>(d2) 早期契約による</p>	<p>② 研究計画書又は交</p>	<p>② 研究計画書又は交付</p>	<p>早期契約による十分な研究</p>	<p>② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行</p>
------------------------------	--	---	---------------------------	---	-------------------------------	---	---	--	---	--	---------------------	-------------------	--------------------	---------------------	-------------------------------

<p>十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等          手続の完了日（平成30年度実績：平成30年5月31日）</p>	<p>付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を送るなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>	<p>申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を送るなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>	<p>期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等          手続の完了日（平成30年度実績：平成30年5月31日）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;          —</p> <p>&lt;評価の視点&gt;          —</p>	<p>研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を送ることにより、研究費の早期執行を図ることとしている。新規課題については、4月1日から研究費の執行を可能とする契約書等を、相手方の事情により手続きができなかった1機関を除き、6月13日までに発送した。なお、研究代表機関への研究費の支払いについても、相手方の事情により手続きができなかったものを除き継続契約課題については5月31日までに、新規契約課題については7月31日までに支払いを完了した。</p> <p>また、研究費の総額が4,000万円/1年を超える課題（継続契約及び新規契約ともに）についても、期日である11月30日に第2回目の支払いを完了した。</p>		
--	--	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>
<p> </p>

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	▲8.125%以上	平成30年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%	▲25.3%	▲24.3%	除く人件費、効率化除外経費等
業務経費	▲5%以上	平成30年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%	▲18.8%	▲17.2%	除く人件費、効率化除外経費等

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 経費の効率化  ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125% 以上の削減を行うこと。  ② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金	(1) 経費の効率化  ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）  ② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事	(1) 経費の効率化  ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）  ② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、	<主な定量的指標>  一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。  公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフ	<主要な業務実績>  ① 一般管理費 一般管理費（令和5年度計画予算額→令和5年度実績額） ▲15百万円（82百万円→68百万円）  i) 一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上）を達成すべく所要の額を見込んだ令和5年度予算（82百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の削減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和5年度実績額（68百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲24.3%となり、目標を上回る水準を達成した。  ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和5年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。  ② 業務経費 業務経費（令和5年度計画予算額→令和5年度実績額） ▲188百万円（1,472百万円→1,284百万円）	<評価と根拠>  評価：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。  ① 一般管理費 i) 一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の削減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和5年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲24.3%となり、目標を上回る水準を達成した。  ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和5年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。  ② 業務経費 i) 業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効	評価  B  <評価に至った理由> 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標の達成をあらかじめ見込んだ令和5年度予算を作成し、その執行を通じて、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施している。  以上のことから、「B」評価とした。  <今後の課題> 特になし。  <その他事項> 特になし。	

<p>事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt; これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を</p>	<p>業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）</p>	<p>フェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。</p>	<p>i) 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（平成30年度比▲5%以上）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和5年度予算を作成した。</p> <p>その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和5年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲17.2%（公健▲16.6%、石綿▲12.6%、研究▲21.5%、基金▲17.3%）となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>ii) 業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>（資料編 P106_共通1 予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係） （資料編 P108_共通2 計画額及び実績額（令和5年度））</p>	<p>率化に努めた結果、令和5年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲17.2%（公健▲16.6%、石綿▲12.6%、研究▲21.5%、基金▲17.3%）となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>ii) 業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ○ 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。</p>
--	--	--	---	--	--

堅持する設定とした。						
------------	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)	—	—	令和元年6月末公表 値：105.9	令和2年6月末公表 値：105.4	令和3年6月末公表 値：107.9	令和4年6月末公表 値：105.9	令和5年6月末公表 値：105.2	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 給与水準等の適正化  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。  〈関連した指標〉 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前	(2) 給与水準等の適正化  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	(2) 給与水準等の適正化  役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	〈主な定量的指標〉  役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。  〈その他の指標〉 —  〈評価の視点〉 ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」等に基づき公表しているか。	〈主要な業務実績〉  令和4年度の給与水準及び検証結果について、令和5年6月30日に機構ホームページ上に公表した。  令和4年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は105.2(令和3年度指数105.9)であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「適切な水準」であるとの評価を受けた。	〈評価と根拠〉  評価：B  年度計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評価をBとした。  ○給与水準については、主務大臣から「適切な水準」であるとの評価を受けた。  ○給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。  〈課題と対応〉 ○引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。	評価  B  〈評価に至った理由〉 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は、105.2(令和3年度指数105.9)となっており、前年度に比べて0.7ポイント減少している。機構では専門性がある業務が多いという特性から大卒以上の職員や管理職が占める割合、住居手当支給割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、適切な水準であると考えられる。  役員報酬について、機構における自己検証(国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等)に加え、令和4年度業務実績評価結果がB評価であることを勘案して、「B」評価とした。  なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。  〈今後の課題〉 特になし。  〈その他事項〉 特になし。	

年度比、経年比較 による趨勢分析 等。						
---------------------------	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	調達合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

(単位：件、百万円)

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
①調達等合理化計画の実施状況														
競争性のある契約	—	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913	(73.8%) 31	(89.1%) 465	(66.7%) 26	(96.3%) 1,794	
うち競争入札等	—	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459	(64.3%) 27	(38.1%) 199	(56.4%) 22	(89.6%) 1,669	
うち企画競争・公募	—	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454	(9.5%) 4	(51.0%) 266	(10.3%) 4	(6.7%) 125	
競争性のない随意契約	—	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78	(26.2%) 11	(10.9%) 57	(33.3%) 13	(3.7%) 69	
合計	—	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991	(100.0%) 42	(100.0%) 522	(100.0%) 39	(100.0%) 1,863	
②一者応札・応募の状況														
2者以上	—	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550	(83.9%) 26	(84.8%) 394	(76.9%) 20	(92.5%) 1,659	
1者	—	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363	(16.1%) 5	(15.2%) 71	(23.1%) 6	(7.5%) 135	
合計	—	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913	(100.0%) 31	(100.0%) 465	(100.0%) 26	(100.0%) 1,794	

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段( )書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>(3) 調達合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。</p> <p>&lt;関連した指標&gt; 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。</p>	<p>(3) 調達合理化</p> <p>① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。</p>	<p>(3) 調達合理化</p> <p>① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。</p> <p>ア. 随意契約の状況 令和5年度は、契約件数39件、契約金額1,863百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた13件、69百万円の契約を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)として調達を実施した。</p> <p>イ. 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施している。【実施割合:100%】 (ア) 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。 (イ) 契約手続審査委員会(同分科会を含む。以下同じ。)による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 (ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。</p> <p>ウ. 入札参加機会拡大のための取組み (ア) 環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。</p> <p>① 調達の競争性・透明性の確保 令和5年度に締結した契約39件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた13件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付した。</p> <p>② 調達等合理化の取組の推進 競争性のない随意契約13件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることのできる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、令和5年度に契約監視委員会を開催し、令和4年度の契約の状況に係る報告及び「令和4年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和5年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和5年度4月に策定、5月に公表を行った。</p> <p>令和5年度に締結した契約39件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告し、公表を行った。 調達にあたっては、入札参加機会拡大の取組みを図るとともに、一括調達など効率的かつ効果的な調達を実施した。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 令和5年度に締結した契約39件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた13件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付している。また、競争性のない随意契約13件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることのできる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされている。 契約監視委員会において、令和4年度の契約の状況に係る報告及び「令和4年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和5年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和5年度4月に策定、5月に公表を行った。 また、令和5年度に締結した契約39件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告し、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されている。 以上のことから、「B」評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>	

	<p>② 調達等合理化の取組の推進</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>i) 調達等合理化計画の策定</p>	<p>② 調達等合理化の取組の推進</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>i) 調達等合理化計画の策定</p>		<p>に、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。</p> <p>(イ) 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。</p> <p>エ. 効率的かつ効果的な調達</p> <p>機構内で共通するコピー用紙について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。</p> <p>オ. 新型コロナウイルス感染症等への対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となった以降も、一般競争入札等における入札書の郵送による受付、入札説明書等の資料の交付をメール送信とすること、提案書等に係るヒアリングへの参加をオンラインでも可能とするなど、これまでの対面による調達事務についての新型コロナウイルス感染症等への対応を実施した。</p> <p>② 調達等合理化の取組の推進</p> <p>ア. 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>○ 該当事案に係る審査の厳格化</p> <p>令和5年度の競争性のない随意契約13件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。</p> <p>【契約手続審査委員会による審査の件数：13件(全件)】</p> <p>イ. 契約に係る審査体制の活用</p> <p>(ア) 機構内における審査体制</p> <p>a. 契約手続審査委員会による審査</p> <p>契約手続審査委員会において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な</p>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>○ 推進体制の見直し</p> <p>審査の効率性を図るため、契約手続審査委員会の一層の見直しを図る。</p> <p>○ 随意契約等の見直し</p> <p>今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切なPDCAサイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。</p> <p>また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生の未然防止に取り組んでいく。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

	<p>調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>	<p>調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>		<p>運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、令和5年度は、本委員会42回、分科会8回を開催し、計49案件の審査を実施した。</p> <p>また、令和5年度から、委員会の構成等を変更し、調達事務の効率化と同時に事務負担の軽減を図った。</p> <p>b. その他の審査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、令和4年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。</li> <li>・1,000万円以上の予定価格の設定 1,000万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務部担当理事の審査を実施した。</li> <li>・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。</li> </ul> <p>(イ) 契約監視委員会による審査</p> <p>令和5年度は、競争性のない随意契約13件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。</p> <p>また、令和5年4月に開催した契約監視委員会において、令和4年度の契約の状況に係る報告及び「令和4年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和5年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。</p> <p>ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組</p> <p>令和5年度は、機構職員に対し、環境省から講師を招き、国の会計制度・契約制度等に関する研修機会を設けた。【実施結果：国の会計制度・契約制度等に関する研修（令和5年7月）】</p> <p>また、電子帳簿保存法等への対応として、文書</p>		
--	---	---	--	---	--	--

				<p>管理規程における保存年数をはじめとして関連規定の一部を見直すとともに、これに係る説明会を実施した。【実施結果：電子帳簿保存法への対応に係る説明会（令和5年12月）】</p> <p>(資料編 P118_共通3 令和5年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価)</p>		
--	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-4	情報システムの整備・管理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
<関連した指標>								
PMOの設置及び支援実績	—	—	—	—	—	令和4年度12月に設置し、関連規程を令和5年度3月に整備した。 支援実績：計8件 ※令和4年度構築、令和5年度稼働開始案件を含む。	支援実績：計10件 ※令和5年度構築、令和6年度稼働開始案件を含む。	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
(4) 情報システムの整備・管理  デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。  <関連した指標> PMOの設置及び支援実績	(4) 情報システムの整備・管理  デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	(4) 情報システムの整備・管理  i) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り設置したPMOを中心に情報システムの適切な整備及び管理を行う。	<主な定量的指標>  PMOの設置及び支援実績  <その他の指標> —  <評価の視点> 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	<主要な業務実績>  1. 令和5年度は、以下の情報システムの整備、更改(改修を含む。)に対応するため、PMOの役割を担う情報システム課が原課から情報システム企画書が提出された各整備、更改等の案件に参画し、仕様書策定から稼働開始までを支援した。  改修案件においては各部担当者から仕様、要件の詳細を聴取し、不必要な改修を抑制することで仕様、要件の精度を上げた。また、各部担当者と業者の間に入り、仕様の詳細を伝え、両者間の認識の齟齬をなくすことで後戻り工程等、不要な工数を削減できた。  整備、更改(改修以外)案件においては、各部担当者と実現したい機能/非機能要件を整理し、提案事業者と折衝するとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策となるよう、調達仕様を確認し、要件の漏れがないよう	<評価と根拠>  評価：B  各部が所管する情報システムの調達にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策を講じつつ、機能をスリム化するなどして合理化を図った。また、次期基幹LANシステムにおいては、多様な働き方に対応できる仕様としており、今後の効率的な業務遂行が期待できることから自己評価をBとした。  <課題と対応> PMOがより精緻な情報システム投資計画を立てられるようにするため、次年度予算要求前の情報システム企画書の提出を徹底する。	評価 B  <評価に至った理由> 情報システムの調達にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策を講じつつ、各部担当者と仕様や機能要件の詳細を調整し、業者と折衝することにより合理化を図っている。  また、令和6年12月稼働開始予定の機構の基幹LANシステムの更改においては、役職員の意見を反映し、端末の軽量化、在宅勤務における執務室勤務者との円滑なコミュニケーションツール導入等、多様な働き方に対応できる仕様とするなど、情報システムの整備及び管理が適切に行われている。  以上のことから、「B」評価とした。  <今後の課題> 特になし。	

			<p>ii) 令和6年12月更改予定の次期PCインフラ基盤システム、仮想基盤サーバについて、現行システムの課題を踏まえ調達し、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに則りプロジェクト管理を行う。</p>		<p>努めた。</p> <p><b>【整備案件】</b> (新規構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事管理システム（総務部）※令和6年7月稼働開始予定。</li> <li>・公害健康被害予防事業研修等の実施に係るLMS（予防事業部、熱中症対策プロジェクトグループ）※令和6年9月稼働開始予定。</li> </ul> <p>(改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与システム（総務部）※令和6年3月稼働開始済。</li> <li>・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和6年4月稼働開始予定。</li> <li>・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和6年12月稼働開始予定。</li> <li>・研究情報管理基盤システム（環境研究総合推進部）※令和6年4月稼働開始予定。</li> </ul> <p>(更改)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹LANシステム（総務部）※令和6年12月稼働開始予定。</li> <li>・機構ウェブサイト（総務部）※令和6年4月稼働開始予定。</li> <li>・例規システム（総務部）※令和6年4月稼働開始予定。</li> <li>・ぜん息・COPD電話・メール相談システム（予防事業部）※令和6年4月稼働開始予定。</li> </ul> <p>2. 稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守業者との定例会出席等、安定稼働に向けた支援を行っている。</p> <p>3. 令和6年12月稼働開始予定の機構の基幹LANシステムの更改における構築・運用保守業者選定し、設計に着手した。</p> <p>なお、次期基幹LANシステムは、役職員の意見を反映し、端末の軽量化、在宅勤務における執務室勤務者との円滑なコミュニケーションツール導入等、多様な働き方に対応できる仕様とした。</p> <p>4. 一部情報システムの更改に向けて仕様策定前から関与し、各担当から業務フロー等、業務要件の聞き取りを開始している。</p> <p>汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）では業務フロー、データ構成の見直し等を行い、情報システムのスリム化への検討を始めた。研究情報管理</p>	<p>情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行えるPMO要員が不足しているため、経験を持つ人材の採用、既存職員の教育を行い、必要人材の確保に努める。</p>	<p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--	---	--------------------------------

				<p>基盤システム（環境研究総合推進部）では改めて現在の業務フローを洗い出し、必要な機能を精査した結果、スクラッチ開発を廃止し、SaaSを活用する移行方針としたことで、費用の大幅な削減が出来る見込みである。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p> <p>(注)「業務の電子化に関する目標」については、上記「第3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。</p>
--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III-1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
(1) 財務運営の適正化  自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処	(1) 財務運営の適正化  ① 適切な予算、資金計画等の作成  自己収入・寄付金の確保に努め、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、	(1) 財務運営の適正化  ① 適切な予算、資金計画等の作成  別紙のとおり	<主な定量的指標>  勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。  <その他の指標> —  <評価の視点> ・計画予算と実績について「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものであるか。  ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	<主要な業務実績>  ① 適切な予算、資金計画等の作成 i) 令和5年度計画予算と実績(概略) 法人総計としての収入は、計画額 456 億円に比し実績額約 464 億円と+9 億円(+1.9%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 551 億円に比し実績額約 473 億円と▲78 億円(▲14.2%)となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。  ・公害健康被害補償予防業務勘定 [収入] 計画予算 32,109 百万円 実績 32,011 百万円 差額 ▲99 百万円 収入は、運用収入が見込みを下回ったこと等により、▲99 百万円となった。 [支出] 計画予算 36,934 百万円 実績 32,043 百万円 差額 ▲4,891 百万円 支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少等に伴う公害健康被害補償予防業務経費が見込みを下回ったこと等によ	<評価と根拠>  評価: A  資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、機構の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和5年度においては、債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を8割を超えるまでに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めたことから、自己評価をAとした。  ○ 令和5年度については、第4期中期計画に基づき、年度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行っ	評価 A  <評価に至った理由> 第4期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理に務めている。 また、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図り、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っていること認められる。 さらに、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の積極的な購入を進め、令和5年度においては、債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を80.1%までに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献した。 なお、当期の運営費交付金債務については、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため、存在しない。 以上のことから、環境保全等に資金面から貢献し、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるこ	

<p>理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。</p> <p>&lt;関連した指標&gt; 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。</p>	<p>資金計画については、別紙のとおり。</p> <p>②適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。</p>	<p>②適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。</p>		<p>り、▲4,891百万円となった。</p> <p>・石綿健康被害救済業務勘定 [収入] 計画予算 4,641百万円 実績 4,853百万円 差額 212百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が発生したこと等により、+212百万円となった。</p> <p>[支出] 計画予算 5,901百万円 実績 5,669百万円 差額 ▲232百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったこと等により、▲232百万円となった。</p> <p>・環境保全研究・技術開発勘定 [収入] 計画予算 6,508百万円 実績 6,985百万円 差額 +476百万円 収入は、運営費交付金の追加交付があったこと等により、+476百万円となった。</p> <p>[支出] 計画予算 6,524百万円 実績 6,758百万円 差額 +234百万円 支出は、運営費交付金の追加交付に伴う環境保全研究・技術開発業務経費の増等により、+234百万円となった。</p> <p>・基金勘定 [収入] 計画予算 1,594百万円 実績 1,674百万円 差額 +80百万円 収入は、受託収入の増等により、+80百万円となった。</p> <p>[支出] 計画予算 5,266百万円 実績 2,548百万円 差額 ▲2,719百万円 支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込みを下回ったこと等により、▲2,719百万円となった。</p> <p>・承継勘定 [収入] 計画予算 735百万円 実績 921百万円</p>	<p>た。</p> <p>○ 資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図っている。</p> <p>また、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の積極的な購入を進め、令和5年度においては、債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を80.1%までに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めた。</p> <p>債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率： 令和元年度 31.1% 令和2年度 20.8% 令和3年度 46.5% 令和4年度 57.1% 令和5年度 80.1%</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ○ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。</p> <p>○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入を進めていく。</p>	<p>とから、「A」評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---	---	--	--	---	--	--

				<p>差額 +186 百万円  収入は、正常債権以外の債権の回収等により、+186 百万円となった。</p> <p>[支出]  計画予算 463 百万円  実績 250 百万円  差額 ▲213 百万円  支出は、仮差押保証金等が見込みを下回ったこと等により、▲213 百万円となった。</p> <p>ii) 運営費交付金債務の発生状況  当期の運営費交付金債務については、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため、存在しない。各勘定の内訳は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害補償予防業務勘定  運営費交付金債務なし。</li> <li>・環境保全研究・技術開発勘定  令和4年度末残高 87 百万円  当期発生額 ー百万円  当期取崩額 87 百万円  令和5年度末残高 ー百万円</li> <li>・基金勘定  運営費交付金債務なし。</li> </ul> <p>iii) 財務の状況  (ア) 当期総利益  令和5年度の総利益は 611 百万円であり、その主な発生要因は、環境保全研究・技術開発勘定における運営費交付金精算収益化等によるものである。  各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害補償予防業務勘定 53 百万円  (主な要因)  業務の効率化による経費の縮減等</li> <li>・石綿健康被害救済業務勘定 ー百万円  (主な要因) ー  (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。</li> <li>・環境保全研究・技術開発勘定 315 百万円  (主な要因)  運営費交付金の精算収益化等</li> <li>・基金勘定 145 百万円  (主な要因)  業務の効率化による経費の縮減等</li> </ul>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>・承継勘定 98 百万円 (主な要因) 割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等</p> <p>(イ) 利益剰余金 利益剰余金は、令和 4 年度末の 13,901 百万円に対して、令和 5 年度は、繰越積立金取崩額 3 百万円、当期積立額 611 百万円を計上し、令和 5 年度期末時点では 14,509 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害補償予防業務勘定 905 百万円</li> <li>・石綿健康被害救済業務勘定 一百万円</li> <li>・環境保全研究・技術開発勘定 806 百万円</li> <li>・基金勘定 743 百万円</li> <li>・承継勘定 12,055 百万円</li> </ul> <p>(資料編 P106_共通 1 予算と決算の対比/経費削減及び効率化目標との関係) (資料編 P108_共通 2 計画額及び実績額 (令和 5 年度)) (資料編 P121_共通 4-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体)) (資料編 P123_共通 4-② 財務情報 主要な財務データの経年比較)</p> <p>②適切な資金運用</p> <p>i) 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。</p> <p>ii) 平成 28 年度から続いたマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しい中、効率的な資金運用を図る観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 預金引き合いにおいては、引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等の預金運用の弾力化を図った。</li> <li>イ. 公害健康被害予防基金においては、令和 5 年度に償還された債券及び預金の償還額 33 億円について、11 銘柄、28 億円の債券を購入した。(令和 4 年度取得 17 銘柄、41 億円)</li> <li>ウ. 地球環境基金においては、令和 5 年度に償還された債券、預金の償還額 10 億円について、5 銘柄、10 億円の債券を購入した。(令和 4 年度取得 14 銘柄、30 億円)</li> <li>エ. 一部の資金の余裕金(維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金)について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ 36 銘柄、138 億円の債券を購入した。(令和 4 年度取得 26 銘柄、183 億円)</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

				<p>これらの結果、引き続き普通預金残額の圧縮を図ることができている。</p> <p>iii) 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして積極的に購入を進めており、令和5年度においても、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を 141 億円購入（令和4年度取得 145 億円）した。</p> <p>(資料編 P124_共通 5 令和5年度運用方針)</p>		
--	--	--	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
債権残高	—	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円	13 億円	7 億円	
(うち一般債権)	—	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円	10 億円	5 億円	
(うち一般債権以外の債権)	—	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円	3 億円	2 億円	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2)承継業務に係る適切な債権管理等  貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。  〈関連した指標〉 回収額等、債権残高、	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等  ① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i)～iv)を実施する。  i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等  ① 適切な債権管理等 回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。  〈その他の指標〉 —  〈評価の視点〉 債権残高の推移	<主な定量的指標>  回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。  〈評価の視点〉 債権残高の推移	<主要な業務実績>  承継業務に係る適切な債権管理等  ① 適切な債権管理等  i)貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた行	<評定と根拠>  評定：A 年度計画に基づく取り組みを実施し、以下の成果をあげることができたため、自己評価を A とした。  ○ 債権残高は、令和4年度末の13億円から6億円圧縮し、令和5年度末7億円となった。(令和4年度末比▲46%)。  ○ 一般債権以外の債権残高については、令和4年度末の3億円から1億円圧縮し、令和5年度末2億円となった。(令和4年度比▲33%) より回収困難度が高まる中、過去の平均圧縮率を上回る結果となった。(過去の平均圧縮率：▲25%) また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率については29%となり、過去平均と比較しても良好な結果となった。	評定 A  〈評定に至った理由〉 債権残高は、令和4年度末の13億円から6億円圧縮し、令和5年度末7億円となった(令和4年度末比▲46%)。 一般債権以外の債権残高については、令和4年度末の3億円から1億円圧縮し、令和5年度末2億円となった(令和4年度比▲33%)。より回収困難度が高まる中、過去の平均圧縮率を上回る結果となった(過去の平均圧縮率：▲25%)。 また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率については29%となり、過去平均と比較しても良好な結果となった(一般債権以外の債権比率の過去平均：35%)。 一般債権以外の債権に係る法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、連帯保証人の資産に対する差押、債務者及び保証人に対する訴訟を厳正、迅速に実施

<p>貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。</p>	<p>貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。</p>	<p>債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。</p>		<p>動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。</p> <p>また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。</p> <p>このような取組みの結果、倒産リスクを抱えていた債務者から全額回収が図られた。</p>	<p>(一般債権以外の債権比率の過去平均：35%)</p> <p>○ 一般債権以外の債権に係る法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、連帯保証人の資産に対する差押、債務者及び保証人に対する訴訟を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（不動産情報取得手続）を活用し、債務者及び保証人の資産情報を把握することができた。</p>	<p>し、さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（不動産情報取得手続）を活用し、債務者及び保証人の資産情報を把握している。</p> <p>以上のことから、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉の継続、回収の早期化・最大化に関する取組について、所期の目標を上回る成果を得られていると認められることから、「A」評価とした。</p>
	<p>ii) 返済態様</p> <p>延滞債権は的確に返済の実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。</p>	<p>ii) 延滞先への対応</p> <p>延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。</p> <p>ア 返済態様</p> <p>返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に態様する。</p>		<p>ii) 延滞先への対応</p> <p>ア 返済態様</p> <p>弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業績、金融機関との取引状況等の把握に努めるとともに、中小企業活性化協議会と連携することによって、債務者の抜本的な事業再生手続を開始させることができた。また、中小企業活性化協議会において成立した事業再生計画に基づき、債務者、保証人から計画どおりの回収を図った。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>一般債権の回収が順調に進む一方、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。今後は、引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続するとともに、債務者の事業再生支援等を積極的に推進し、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>一般債権の回収が順調に進む一方、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。今後は、引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。</p>
	<p>iii) 法的処理</p> <p>債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。</p>	<p>イ 法的処理</p> <p>延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。</p>		<p>イ 法的処理</p> <p>一般債権以外の債権にかかる法的処理については、昨年度から係属中の連帯保証人資産に対する差押 1 件及び債務者、保証人に対する訴訟 1 件に加え、令和 5 年度は債務者、保証人に対する訴訟を新たに 2 件提起した。</p>		<p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
	<p>iv) 償却処理</p> <p>形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債</p>	<p>ウ 償却処理</p> <p>形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となっ</p>		<p>ウ 償却処理</p> <p>令和 5 年度は償却適状となった債権はなかった。</p>		

権は迅速に償却処理を進める。

② 債権状況の明確化等  
将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。

た債権は迅速に償却処理を進める。

② 債権状況の明確化  
当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。

② 債権状況の明確化

令和5年度中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。  
令和5年度末時点の債権残高は、令和4年度末残高13億円から6億円減少し、7億円（令和4年度比▲46%）となった。

・債権残高変動状況表

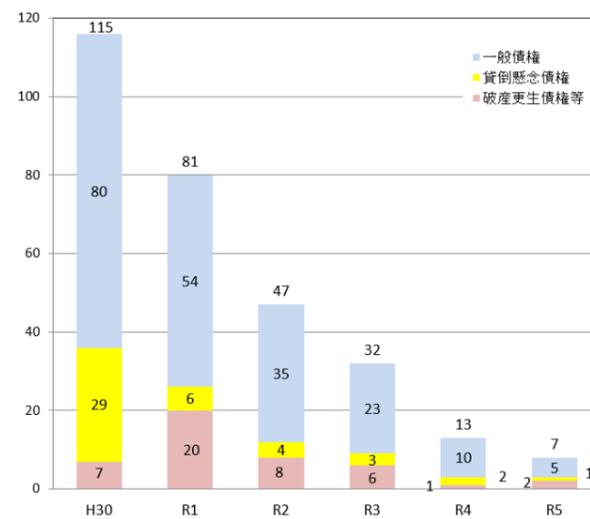
（単位：億円）

債権区分	令和4年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和5年度末残高 ①-②-③+④-⑤
破産更生債権等	1	0	-	1	-	2
貸倒懸念債権	2	0	-	-	1	1
小計	3	0	-	1	1	2
一般債権	10	6	-	-	-	5
合計	13	6	-	1	1	7

（注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

債権残高の推移

（単位：億円）



（注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4-1	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)	—	年2回	4回	2回	2回	2回	2回	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
(1) 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必	① 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に進行。  i) 内部統制推進委員会等による取組 具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進	① 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に進行。  i) 内部統制状況の点検 機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、令和5年度における内部統制を推進	<主な定量的指標>  内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	<主要な業務実績>  i) 内部統制推進委員会等による取組 ア 内部統制・リスク管理委員会 内部統制・リスク管理委員会を開催(12月、3月)し、令和5年度の取組状況について確認を行った。  イ 内部統制担当理事による職員面談	<評価と根拠> 評価:B 年度計画に基づく取り組みを着実に実施し、事務事故の発生を抑制する事が出来たため、自己評価をBとした。 ○内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなどの取組を行った。  ○事務事故の発生に対して速やかな報告をさせるために主なインシデントの例と報告対象かを分類表としてまとめ、速やかに報告される体制を整えた。また、悪い事案ほど早く報告させるパッドニュースファーストを研修で周知するなど、機構内に浸透をさせた。  <課題と対応> ・インシデントが発生してから速やかな報告がなされない事案が散見されることが課題。  ・リスク拡大を速やかに防止するため主なインシデントの発生時の対応を明確にしたほか、インシデントの疑いの段階か	評価 B  <評価に至った理由> 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなど、適正な運用を行っている。  事務事故の発生に対して速やかな報告をさせるために主なインシデントの例と報告対象かを分類表としてまとめ、速やかに報告される体制を整えた。また、悪い事案ほど早く報告させるパッドニュースファーストを研修で周知するなど、機構内に浸透をさせている。  以上のことから、「B」評価とした。	

<p>要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p>&lt;関連した指標&gt; 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。</p>	<p>委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>ii) リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p>	<p>するための計画を策定し、内部統制・リスク管理委員会において半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>ii) リスク管理の強化 機構全体でヒヤリハット事例や外部意見の収集を促進し、インシデントの未然防止や業務改善策の検討・共有を行う。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p>iv) 役職員の内部統制に関する意識の向上 機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコン</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; —</p>	<p>当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の実情を把握するため、内部統制担当理事と職員との面談を実施（5・6等級職員 38名）した。</p> <p>ii) リスク管理の強化 事務事故は13件（前年度10件）発生している。事務事故は発生後速やかに役員に情報共有するという認識はあるものの、事務事故かどうかの認識が薄い事案が見られたことから、事務事故又はその発生の可能性があるものを含め速やかに報告するように意識づけるため主なインシデントの例と報告の対象かを明確にする分類表を作成し、内部統制研修で周知した。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制等監視委員会を開催し、ERCAの業務実績及び内部統制・リスク管理の状況について外部有識者を含めた委員により検証を行った（9月）。 外部委員からは、再発防止策の有効性の検証を行うべき、事故などの共有ができる風土の醸成について指摘があった。</p> <p>外部有識者からのアドバイスを活かし、再発防止策の定着状況の確認や、インシデントへ速やかに対応しリスクを最小限に抑えるため、速やかに報告がされる工夫を行った。（上記ii)）</p> <p>iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上 ア 内部統制研修 内部統制の基本的考え方、各種報告制度等について、全職員を対象に内部統制研修を行った（1月）。 事務事故の認識、事務事故の可能性を認知した際の速やかな報告、有効な再発防止策などについて実施を行い、研修後</p>	<p>ら企画課・情報システム課に報告を求める改善を図った。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---	---	--	--	---	-----------------------------------	---

		<p>プライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。また、業務改善や再発防止策の策定など具体的な事例を活用した研修を実施し、実践的な考察力強化を図る。</p>	<p>のアンケートでは理解度が 94.4%であった。</p> <p>イ コンプライアンス向上の取組 コンプライアンス遵守、ハラスメント防止に対する意識向上を図るため、全職員を対象としたコンプライアンス・ハラスメント防止研修を実施した（2月）。</p> <p>また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、コンプライアンスチェックシートによる自己点検を実施し、正答率は 99.30%だった（12月）。</p> <p>（資料編 P126_共通6 内部統制の推進に関する組織体制（R5.3～））</p>		
--	--	---	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4-2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修(回数・参加率)	—	年1回・100%	1回・100%	1回・100%	1回・100%	2回・100%	2回・100%	
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数)	—	年2回	2回	2回	2回	2回	2回	
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績(回数・参加率)	—	年1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等  「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年11月12日法律第104号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等  i) 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリ	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等  i) 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基	<主な定量的指標>  全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数・参加率等)。	<主要な業務実績>  i) 情報セキュリティ対策の強化 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「令和5年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、次の通り各種取組を推進し、機構の情報セキュリティレベルの向上に努めた。  (ア) 情報システム管理委員会の開催 情報システム管理委員会を開催し、各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況、情報セキュリティインシデントの情報	<評価と根拠> 評価：B 令和5年度情報セキュリティ対策推進計画に定めた「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」の改定、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ研修を確実に実施したことから、自己評価をBとした。  <課題と対応> 標的型攻撃の手法も多様化している中、組織全体の情報セキュリティに対する意識をより向上させる必要がある。 そのため、研修機会を増やして標的型攻撃に関する手口や被害、復旧に係るコスト等を繰り返し伝え、リスクの大きさを	評価 B	<評価に至った理由> 「令和5年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、情報セキュリティに関する教育・訓練、対策の自己点検、監査などの取組を推進し、情報セキュリティレベルの向上に努めた。 また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、文書管理システムの本格的な運用を

<p>見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p> <p>また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;関連した指標&gt; 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。</p>	<p>ティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。</p>	<p>ィ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、令和5年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、情報セキュリティ自己点検、標的型メール攻撃訓練等を実施し、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。</p>		<p>等を共有した。情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、機構内で同様のインシデントが再発しないよう啓発を図った。情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組の報告、事例共有並びに情報セキュリティ対策基準の改定を協議、決定した。（7月、12月、3月実施）。</p> <p>（イ）情報セキュリティ対策基準の改定、情報セキュリティ実施手順書の改正 業務実態に合わせて情報セキュリティ実施手順書の改正を行った（8月）。「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（以下、「政府統一基準」という。）」の令和5年度改定に準じた情報セキュリティ対策基準を改定（3月）し、令和6年4月に情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。 改正内容の周知に併せて職員に対して説明会を行った（3月）。</p> <p>（ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員に訓練を行い、情報セキュリティ実施手順書に定めたルール通りの対応が確認できなかった職員及びその上長に対して追加でフォローアップ研修を行った（11月）。 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を対面及びオンラインのハイブリッド形式で行い、不審メールへの対応や情報セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（6月、12月実施）。 また、研修後に理解度テストを行い、研修の効果を確認した（7月、12月実施）。 理解度テストの結果を分析し、最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者から各部の情報セキュリティ責任者に対して、所属職員のテスト結果を展開して指導するよう指示し、セキュリティレベルの把握、向上を図った。 理解度の低かったポイントを情報セキュリティ研修で重点的にフォローした。 外部講師を招き、サイバー攻撃の情勢や手法を理解するとともにサイバー攻撃のデモンストレーションを行った。実際の攻撃手法を体験することで役職員の情報セキュリティ意識について、より一層の向上を図った（2月実施）。</p> <p>（エ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況等確認のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を行った（11月</p>	<p>浸透させていく。また、情報システム管理委員会において、最高情報セキュリティ責任者から各部の情報セキュリティ責任者へ配下の職員への情報セキュリティの意識づけと日ごろの管理徹底の指示を行ったため、正しく管理ができていくか継続して確認と支援を行う。</p> <p>在職3年未満の職員が情報セキュリティ実施手順書に定めたルール通りの対応が確認できなかった比率が高かったことが訓練により判明した。情報セキュリティ自己点検において入職1年目の職員の理解度が低かった点も踏まえ、入職時研修のセキュリティ関連の説明時間を延ばし、情報セキュリティ実施手順書の内容を詳細に行うこと、並びに入職3ヶ月後にフォローアップ研修を受講させることで情報セキュリティ意識の維持、向上を図ることとした。</p> <p>個人情報保護委員会による監査において、個人情報保護管理者・担当者向けに特化した研修内容の必要性、個人情報を取り扱う職員全員向け研修の受講確認方法について指摘があったことから、研修内容と受講者確認体制を改善した。 受講者確認方法においては、各部署の個人情報管理者・担当者に受講管理をさせる体制とすることで、役割を認識させるよう働きかけた。 個人情報保護管理者・担当者向け研修について、来年度以降の実施方法について引き続き検討していく。</p> <p>文書管理の規程体系と内容については、行政文書のガイドラインに即したものと並び文書管理システムに対応したものに再整備し、適切な文書管理と文書の電子的管理を推進した。 引き続き必要な規程改正等への対応や文書管理担当者向けの研修の継続的な実施、文書管理システムの運用を通じた文書の電子的管理の推進を図ることで、適正かつ効率的な業務遂行・文書管理の確保に努める。</p>	<p>開始し、適正かつ効率的な管理を行っている。あわせて、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど十分な対応が講じられている。</p> <p>以上のことから、「B」評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 標的型攻撃の手法も多様化している中、組織全体の情報セキュリティに対する意識をより向上させる必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---	---	---	--	---	--	---

				<p>実施)。</p> <p>情報セキュリティ自己点検で理解度の低かったポイントを情報セキュリティ研修で重点的にフォローした。情報セキュリティ自己点検の分析結果及び対策を情報システム管理委員会で報告し、各部の情報セキュリティ責任者と議論した結果を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者から各部の情報セキュリティ責任者へ配下の職員への情報セキュリティの意識づけと日ごろの管理徹底の指示を行った。(12月) また、理解度が低い傾向にある入職1年目職員に対し、情報システム課がフォローアップ研修を行い、情報セキュリティ意識の向上を図った(3月実施)。</p> <p>(オ) 情報セキュリティ監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバーセキュリティ基本法 第26条 第1項第2号の規定等に基づいた独立行政法人及び指定法人を対象とした監査について、令和4年度に行ったマネジメント監査のフォローアップを受けた。令和4年度に指摘された事項はすべて対応済みであることを確認した。(12月実施)。</li> <li>・「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を行った(1月)。</li> </ul> <p>(カ) 情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組</p> <p>民間企業が主催するセミナーやNISC主催の研修等へ参加し最新技術や動向等を追うことで、情報システム課の技術的な知見を広めた。得られた知見を踏まえて、令和6年12月更改予定の情報システム基盤の基本設計、並びに令和5年度版の政府統一基準に対応した各手順書類の改正を行った。</p> <p>(キ) サイバー攻撃への対応</p> <p>情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を行った。また、全役職員に対し、情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓発を図った。機構が導入している電子メールのなりすまし防止対策において、外部から受信したメールより設定不備が確認できた送信元組織に対して、正しい対策を案内し、送信元組織の情報セキュリティレベルの向上に努めた。</p> <p>環境省から運用を受託した「石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関するWeb教育システム」について、業務引継時点での脆弱性診断結果への対応が不十分であったため、第三者による脆弱性診断を行い(9月実施)、診断結果に基づく</p>	
--	--	--	--	--	--

	<p>また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。</p>	<p>ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年 7 月 1 日法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。</p>	<p>ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。</p>	<p>また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; —</p>	<p>対策を施した（11 月実施）。</p> <p>イ 情報システム基盤等の更改及び情報セキュリティ対策に関する体制の強化 情報システム基盤等の更改について、以下の観点に基づき仕様を定め、構築・運用保守業者を選定し、設計に着手した(1 月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行システムで抱えている課題の改善。</li> <li>・政府方針に基づいたクラウドサービス導入の推進。</li> <li>・システム管理の効率化。</li> <li>・新しいセキュリティ技術の導入。</li> <li>・構築、運用に係るコスト並びにセキュリティ対策コストの低減。</li> </ul> <p>ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、昨年度に構築した電子決裁機能を含む文書管理システムの本格的な運用を開始し、適正かつ効率的な管理を行っている。また、「行政文書の管理に関するガイドライン（令和 4 年 2 月 7 日内閣総理大臣決定）」等の内容を踏まえ、文書の保存期間や分類等を見直し、規程類の改正を行った（4 月）。</p> <p>また、文書の保存や廃棄等の管理が適正に行われるよう、全職員向け及び文書管理者向けに研修を実施し、意識向上を図った（1 月）。</p> <p>情報公開については、情報開示請求 8 件について適正に情報開示を行った。</p> <p>個人情報保護委員会から講師を迎え、個人情報保護研修を行い、個人情報の取扱いに従事する職員全員向けに個人情報保護管理者・担当者向けの内容を加えたカリキュラムで実施した（11 月）。</p>		
--	--	--	---	---	---	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4-3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	平成25年度比で令和2年度までに10%削減、令和12年度までに40%削減(当初目標)	平成25年度比で10.1%削減(平成30年度実績値)	20.5%削減(暫定値*)	38.7%削減(暫定値)	35.0%削減(暫定値)	33.9%削減(暫定値)	32.8%削減(暫定値)	
	令和12年度までに50%削減(令和4年度修正目標)		22.4%削減(確定値*)	40.1%削減(確定値)	33.6%削減(確定値)	33.9%削減(確定値)		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

※暫定値は前年度の係数(CO2排出係数)を用いて算出したもので、確定値は当年度の係数を用いて算出したもの。令和5年度は、令和4年度のCO2排出係数を用いた数値であるため暫定値としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	A	
(3) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	<主な評価指標等>	<主要な業務実績>		<評価と根拠>		
人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦	i) 人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機	i) 人事、組織の活性化に関する取組 人事、組織の活性化に関する取組 ERCA が将来どのような組織であるべきかについて、職員間及び主務省との間の議論を継続し、組織の活性化と一体感の醸成に	職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。	i) 人事、組織の活性化に関する取組 ○組織活性化について 令和4年度に示した、「2050年のERCA」を念頭に置いた ERCA の将来像について、令和5年度も引き続き議論・検討するとともに具現化するためのフォローアップとして、理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と懇談(10回)、職員と環境省各部署との意見交換(2回)を実施し、次期中期目標・計画の策定に活かした。 環境省との意見交換を通じて、地球環境基金事業や環境研究総合推進費事業において、生物多様性の分野に知見を有し、		評価: A 環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論し、体制の強化・改善等の取組を積極的に行い、目標達成とアウトプットの充実が伴っていることから自己評価を A とした。 ○令和4年度から引き続き行った「2050年のERCA」を念頭に置いた ERCA の将来像を検討と議論により、ERCA の方向性について共有し、一体感を醸成するなど、役員や管理職、そして若手職員を含めて ERCA が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考える機会を設けたこと		人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度やそれに付随する説明会の着実な運用に加え、働き方価格検討委員会での議論を踏まえたフレックスタイム制の導入などの検討を行い、働き方改革の推進が図られている。 また、「2050年のERCA」を念頭に置いた機構の将来像の検討と議論により、機構の方向性について共有し、一体感を醸成するなど役員や管理職、そして若手職員を

<p>略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。</p> <p>また、業務運営を今後もの確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断</p>	<p>果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。</p>	<p>つなげる。人事評価制度については、令和4年度に引き続き、着実な運用と検証を行い、見直しを図る。働き方改革の推進に当たっては、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した上で、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得、テレワークの推進等の取組を進めるとともに、職員自ら施策の検討を進める体制の下、推進を図る。さらに、研修計画に基づく各種研修、例えばキャリアデザイン等に関する研修や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加や他の機関への出向等を通じて視野を拡げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。加えて、職員の自立性や積極性を養うため、職務へのチャレンジ制度や研修受講への立候補制度などを導入する</p>		<p>自然保護活動に係る審査業務を実施してきた実績が評価され、独立行政法人環境再生保全機構法の改正を含む「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」の閣議決定（令和6年3月5日。4月12日成立）に結びついた。</p> <p>また、施策の連携強化のため、令和5年度は環境省に2名を新たに出向（令和5年度末時点全出向者数8名（出向先：環境省7名、個人情報保護委員会1名））させるなど、組織活性化と人材育成を行った。（参考：令和4年度末時点全出向者数9名、令和3年度末時点全出向者数5名）</p> <p>一方、ERCA 内部では、令和4年度から始めた活性化策として、年度初めに管理職が人材育成と組織活性化のためにコミットメントを作成し、社内掲示板で公表する取組や、部内異動を部長権限とし各部の課題に迅速かつ柔軟に対処する取組を令和5年度も実施した。</p> <p>さらに、新たな活性化策として、令和5年度上半期に、職員がメンターとなって役員をメンタリングする「リバース・メンタリング」を実施し、理事長及び理事それぞれに職員2人が付く形で実施した。</p> <p>ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し</p> <p>人事評価をマニュアルに沿って、6月に期初目標の設定と期初面談を実施し、11月に中間面談、令和6年2月に期末面談を行うなど着実な運用に努めている。また、人事評価制度を適切かつ十分に浸透させるため、令和5年度中に新たに着任した役職員全員に対し、その都度制度説明会を実施した。</p> <p>さらに、令和5年度は、職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上に資する制度となるように、評価の分布割合や評価を取りまとめるプロセスの改善、記載項目の簡素化などを行い、令和6年度人事評価に備えマニュアル等を整備した（～3月）。</p> <p>イ 働き方改革の推進</p> <p>（ア）ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組</p> <p>職員がやりがいと達成感を感じられる職場とするため、令和5年2月に各部管理職及び有志メンバーにより立ち上げた働き方改革検討委員会において、令和5年度も引き続き課題の抽出と改善の可能性等に関する議論を行い、報告書を取りまとめた（10月）。</p> <p>（主なテーマ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則関係（フレックスタイム等）</li> </ul>	<p>が、組織の活性化に結びついている。また、理事長自らが環境大臣等をはじめとする各局幹部との意見交換を重ね（10回）とともに、環境省の各局の課室長クラスと ERCA 幹部の間でも ERCA の将来像の具体化に向けた意見交換を重ねたことが、SIP、熱中症対策、地域生物多様性増進といった新たな業務への進出につながっている。</p> <p>○「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案」の閣議決定（令和5年2月28日。4月28日成立）を受け、「熱中症対策プロジェクトグループ」を令和5年4月に設け、救急救命医・救急救命士等の専門家の確保、地方環境事務所や国立環境研究所気候変動適応センターとの連携・協力体制の構築、大塚製菓との連携協定の締結、2課からなる「熱中症対策部」の令和6年4月の創設に向けた関係規程等の整備を行うなど、新規業務を円滑に開始するための体制構築と環境整備を着実に行うことができた。</p> <p>○人事評価制度やそれに付随する研修制度については着実な運用に努めるとともに、より職員の士気向上につながるべく人事評価制度の見直しを行った（令和6年度から適用予定）。また、多面観察についても、観察結果をもとに管理職がアクションプランを組み立てる過程を新たに取り入れ、管理職のマネジメント力向上につながる見直しを行った。</p> <p>○働き方改革の推進として、令和4年度に引き続き働き方改革検討委員会による検討を進め、各種施策案を盛り込んだ報告書を取りまとめた。その報告を受け、フレックスタイム制の導入に向けた設計を開始し、令和6年度中の制度開始予定へとつなげた。</p> <p>○女性活躍の推進について、一般事業主行動計画で定めている管理職に占める女性の割合の目標値18%以上に対し、ほぼ達成に近い17.8%（令和5年度末時点）まで引き上げることができた。また、「えるぼし」の認定（3段階目）、「くるみん」の認定（2回目）をそれぞれ取得し、管理職候補者に人事院主催の行政研修（女性管理職養成）を受講させ、NEDO と女性活躍推進状況に関する意見交換を行うなど、令和5年度は推進を強化した。</p>	<p>含めて機構が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考える機会を設け、組織の活性化に結びついている。</p> <p>業務実施体制の強化・改善等については、新規勤怠管理システムの導入、新規業務に対応するための組織改編を適切に行った。</p> <p>環境配慮の推進については、実行計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で32.8%削減した。</p> <p>以上のことから、組織の活性化や業務実施体制の強化・改善について、所期の目標を上回る成果を得られていると認められることから、「A」評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>将来への対策とステップに対応すべく、ERCA 人材育成計画（将来像WG）を踏まえた取組を行い、更なる推進を図る必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
---	---	---	--	---	--	--

<p>に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。</p> <p>さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生</p>		<p>ことにより更なる組織の活性化を図る。</p> <p>また、ソーシャルメディアの活用やイベント出展を通じて各部連携のもと組織的な広報を展開し、ステークホルダーとの接点の増加と組織の活性化につなげる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム関係（紙資料の電子化等）</li> <li>・業務効率化関係（会議の見直し等）</li> <li>・職場環境関係（事務所空間の有効利用等）</li> </ul> <p>(イ) フレックスタイム制の導入</p> <p>上記(ア)働き方改革検討委員会での議論を踏まえ、多様かつ柔軟な働き方を可能とし労働生産性の効率化を図ることを目的として、フレックスタイム制導入に向けた制度設計と関連規程の整備を開始した(3月)。令和6年度に勤怠管理システムの改修を行ったうえで、令和6年下半期に制度開始を予定している。</p> <p>(ウ) 衛生委員会を通じた取組</p> <p>毎月1回開催する衛生委員会において、各部における職員の時間外勤務や年有給休暇取得の状況を月単位で把握し、労務の適正管理と職員の健康管理に努めた。さらに新型コロナウイルス感染症が5類に移行されることに対する対応方針について議論した。また、産業医による職場巡視の報告内容を踏まえ、4S(=整理・整頓・清掃・清潔)を推進し職場環境の改善を図っている。</p> <p>(エ) 女性活躍推進の取組</p> <p>女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進している。女性活躍に関しては「えるぼし」の認定(3段階目)、次世代育成支援に関しては「くるみん」の認定(2回目)をそれぞれ取得しており、取組が進んでいる。</p> <p>なお、一般事業主行動計画では、令和8年3月31日までに管理職(課長級以上)に占める女性割合を18%以上としており、令和5年度末時点では17.8%となっている。</p> <p>令和5年度は、人事院主催の行政研修(女性管理職養成)に、女性職員(課長代理級)を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図った(1月)。</p> <p>さらに、同じ独立行政法人として女性活躍推進状況をお互いに共有し施策の参考とするため、NEDOとの意見交換を2回行った(3月)。</p> <p>(オ) 障害者雇用に関する取組</p> <p>障害者雇用数については、令和5年度も法令に定める当機構の基準4名を上回る5名の雇用を、継続して達成している(3月)。</p>	<p>○現場の人材に関する要望を反映できる仕組みづくりと職場全体で採用と育成の意識向上を目的とした「採用協力チーム」を8月に立ち上げて、10回のミーティングを実施し、採用したい職員像を議論したうえで、実際にチーム員が面接官となって、9人の中途採用を行った。また、これから行う令和7年度新卒採用についても同じく議論し、採用過程の検討などを行った。</p> <p>○柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和5年度から新規勤怠管理システムの運用を開始し、各種申請の電子化を実現して効率化を図った。</p> <p>○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で32.8%の削減を図ることができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>○人事評価制度</p> <p>評価への納得感を職員が持ち、モチベーションの向上につながる制度に再構築することが課題として挙げられており、国の制度を参考に検討を進め、令和6年度からの制度適用とする。</p> <p>○ERCA人材育成計画(将来像WG)を踏まえた対応</p> <p>将来への対策とステップに対応すべく、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意向を的確に把握するため、人事意向調査の項目見直しを令和6年度調査で行う(今後取り組みたい興味のある業務を把握すること、管理職と専門職のいずれを志向しているか把握すること)。</li> <li>・職員の能力や適性をデータベース化して適切な配置につなげるため、「人事管理システム」の構築を令和6年度中に行う。</li> <li>・本人の適性の把握に資する若手ジョブローテーションや、知見・専門性の蓄積と発揮につながるローテーションの在り方について、人材管理・育成方針として取りまとめ、キャリアモデルとして明示する。</li> </ul> <p>○女性活躍推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構内で、子育て中や終了した方について業務と家庭の</li> </ul>	
--	--	---	--	--	---	--

<p>保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p>	<p>ii) 業務実施体制の強化・改善等 災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。</p>	<p>ii) 業務実施体制の強化・改善等 「ERCA業務継続計画(BCP)」については、内容の点検や訓練等を継続して行うことで、実効性の確保に努める。法人文書管理体制については、新たに導入した文書管理システムの安定的な稼働及び電子決裁を推進することで、業務の効率化を図る。</p>		<p>ウ 採用活動における体制強化 これまで新卒及び中途職員採用を行う場合は、総務部門にて採用を計画し面接を行ってきたところだが、より現場の人材に関する要望を反映できる仕組みづくりと職場全体で採用と育成の意識向上を目的とした「採用協力チーム」を8月に立ち上げた。 採用協力チームは総務課員4名に加え、総務課以外の課長、課長代理及び副主幹14名の計18名で構成し、実際に面接官として採用に携わるほか、採用したい人物像の検討から採用過程の議論と決定、さらには入職後の定着に向けた施策に関する意見交換などを、8月～翌3月までに計10回のミーティングにより行った。 なお、チームの関与により1月以降に入職する中途職員として9名を採用した。</p> <p>エ 研修の実施及び人材育成の取組 (ア) 研修の実施及び見直し 研修の実施にあたり、年度当初に「令和5年度ERCA研修計画」を策定した(5月)。その際、トピックス研修(組織の将来像を描き様々なニーズに柔軟に応えられるようになるために、環境問題等の最新トピックスを学ぶことを目的とした研修)の研修対象者を、若手職員から全職員に変更するなど、令和4年度研修計画からの一部見直しを行った。 また、令和5年度の新たな取り組みとして、建設会社が行うZEB等研究・開発施設の視察(5～7月)や、川崎市職員を講師として招聘し、市の先進的なSDGs取組に関する研修を開催(11月)するなど、環境保全に係る様々な技術や施策等、幅広い知見を得る機会を設けた。 なお、ERCAで研修を実施する際には、職員の利便性の向上のため、テレワークでも参加できるオンラインシステムを積極的に活用するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。 (資料編 P127_共通7 令和5年度実施研修)</p> <p>(イ) 多面観察の実施 管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、マネジメント方針(アクションプラン)の作成、アクションプラン作成時と一定期間が経過した後にその実施状況について講師と</p>	<p>両立に関する経験を、これから時期を迎えていく若手職員に共有するための企画を検討する。</p> <p>○採用協力チームによる採用や職員定着の検討については、継続して行うことが重要であり、次年度も引き続き実施する。</p> <p>○第5期中期目標期間における研修計画の策定 ・第4期研修について総括したうえで、ERCA人材育成計画(将来像WG)に沿って研修計画を再構築する。その際、採用協力チームからの意見を参考として、エンゲージメントを高める施策として盛り込む。</p> <p>○広報 将来に向けた事業展開や人材確保を有利に進めるためには、ERCAの業務に関する広報の充実が重要であることから、令和5年度の広報の実施効果について振り返り、次年度広報実施に活かしていく。</p>	
---	--	--	--	---	--	--

	<p>iii) 業務における環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。</p>	<p>iii) 業務における環境配慮の推進 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。温室効果ガスの排出</p>	<p>また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; —</p>	<p>意見交換する場を新たに設け、行動変容につなげることを新たに試みた（10～1月）。</p> <p>オ SNS等を活用した組織的な広報の推進 ERCAの広報活動に対して職員が参加・貢献するために、有志職員による、「ERCA広報イベント協力隊」を発足し、ERCAの認知度向上のための広報活動に取り組んだ。</p> <p>（主な出展イベント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度 「こども霞ヶ関見学デー」（実地開催）（小学生及びその保護者等88組（185名）参加）</li> <li>・11/15-16 第16回川崎国際環境技術展（実地開催）（ブース来場者241名参加、アンケート回答55名）</li> <li>・11/18 東京新聞主催「子どもSDGs」（実地開催）（小学生及びその保護者等12組（30名）参加）</li> <li>・12/10 川崎環境フォーラム（実地開催）（小学生及びその保護者等25組（50名程）参加）</li> </ul> <p>上記イベントの事前準備や出展の様子のほか、機構の内部研修の様子など、Facebookを通して発信を行った。</p> <p>ii) 業務実施体制の強化・改善等 ア 新規勤怠管理システムの導入 令和5年7月に新規勤怠管理システムを導入し、勤怠管理に係る全届出について、システム上で申請承認が可能となった。あわせて、職員（管理職を含む）への労務アラートを強化するとともに、労務管理に係る情報の検索性の向上を図った。一連の取り組みにより、柔軟な働き方を推進し、職員一人ひとりの労務管理への意識を高め、労務管理にかかるコストの削減に寄与した。</p> <p>イ 人事管理システムの導入 3月に人事管理システムを導入し、職員情報を一元管理するとともに、人事評価フローや人事意向調査の自動化、各種届出の電子化を図り、人事関連情報の効率的な運用に資するための構築を実施した。（運用開始は令和6年度を想定。）</p> <p>ウ 組織の改編 令和5年度及び6年度に追加されることとなった2つの新規業務について、それぞれ対応する組織変更を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、令</li> </ul>		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>iv) 災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集な</p>	<p>抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」についてPDCAサイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成状況及び国の動向を踏まえて新たに策定した実施計画に基づき、取組を着実に進める。また、令和4年度の事業活動に係る環境配慮等の状況をとりまとめ、事業報告書の中で公表する。</p> <p>iv) 災害への対応等 自然災害に伴い発生する災害廃棄物の迅速な処理に資するため、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集に協力する。またこのほか、業務に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修等の業務を実施することで、環境政策</p>		<p>和5年1月27日付で当機構がSIP第3期の研究推進法人に決定し、令和5年度より当該課題に取り組むこととなった。この決定を受け、環境研究総合推進部内に新たに「SIP推進課」を設置した(4月)。</p> <p>・政府が「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正」を閣議決定(令和5年2月28日)し、熱中症の発生予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることし、当機構に熱中症に関する新たな業務が追加され、改正法の令和6年4月施行に向けて、その事前準備等を行うため「熱中症対策プロジェクトグループ」を令和5年4月に設置した(4月)。また、令和5年度中に令和6年4月「熱中症対策部」の設置や、財務部の機能向上のための再編に向けた関係規程等の整備を行った(3月)。</p> <p>iii) 業務における環境配慮の推進 ア 環境負荷の低減 業務における環境負荷の低減を図るため、令和5年3月に策定した「2023年度環境配慮のための実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。電気使用量、用紙使用量及び廃棄物排出量について毎月把握し職員に公表し、そのうち電気使用量と用紙使用量については部署別で使用状況が把握できるよう、事務所の区画別使用状況をまとめ、削減意識の向上を図った。令和5年度の温室効果ガス(CO2)の排出量は、平成25年度比32.8%削減となった。</p> <p>なお、政府方針の改定を踏まえ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の改定を令和5年3月に行い、2030年度(令和12年度)までの新たな目標値(平成25年度比50%削減)を設定し取組を進めているところである。 (資料編 P129_共通8 令和5(2023)年度環境配慮のための実行計画)</p> <p>イ 職員の意識啓発 機構内全体の環境配慮に対する意識の底上げを目的として、10月と3月の計2回の自己点検を行い、環境配慮の取組を役職員に促した。</p> <p>その他の意識啓発の取組として、事務所内で発生した職員個別のごみについては、これまでは清掃業者による回収分別に委ねていたが、自ら職場内のごみ種別カートに分別して廃</p>		
--	--	---	--	---	--	--

	<p>どの災害対応に取り組む。</p>	<p>の推進に貢献する。</p>		<p>棄することに変更し、分別とごみ減量意識の向上を図った(10月)。また、昨年度に引き続き、事務所におけるエコバッグや傘のシェアリングや、職員が商品を持ち寄って売り上げを他団体に寄付するリサイクル市を開催した。</p> <p>ウ 業務上の環境配慮</p> <p>事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(いわゆるグリーン購入法)に基づき、令和5年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。また、令和6年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定めた(3月)。</p> <p>環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャルボンドやグリーンボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を計141億円購入した(3月末時点)。</p> <p>(内訳)(3月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本高速道路㈱社債 : 31億円</li> <li>・西日本高速道路㈱社債 : 43億円</li> <li>・首都高速道路㈱社債 : 2億円</li> <li>・成田国際空港㈱社債 : 5億円</li> <li>・日本貨物鉄道㈱社債 : 1億円</li> <li>・東京電力リニューアブルパワー㈱社債 : 1億円</li> <li>・中部国際空港㈱ 財投機関債 : 1億円</li> <li>・福祉医療機構 財投機関債 : 5億円</li> <li>・沖縄振興開発金融公庫 財投機関債 : 5億円</li> <li>・国際協力機構 財投機関債 : 9億円</li> <li>・日本学生支援機構 財投機関債 : 6億円</li> <li>・都市再生機構 財投機関債 : 10億円</li> <li>・鉄道建設・運輸施設整備支援機構 財投機関債 : 3億円</li> <li>・東京都住宅供給公社 財投機関債 : 1億円</li> <li>・大学改革支援・学位授与機構 財投機関債 : 2億円</li> <li>・日本高速道路保有・債務返済機構 財投機関債 : 11億円</li> <li>・東京都公募公債 地方債 : 1億円</li> <li>・神奈川県公募公債 地方債 : 1億円</li> <li>・横浜市公募公債 地方債 : 1億円</li> <li>・川崎市公募公債 地方債 : 1億円</li> <li>・北九州市公募公債 地方債 : 1億円</li> </ul> <p>令和4年度の事業活動に係る環境配慮の取組については、国民に対する情報発信として「令和4年度事業報告書」にと</p>		
--	---------------------	------------------	--	---	--	--

				<p>りまとめ、当機構ホームページに掲載し公表した（6月）。報告書では用紙使用量、廃棄物排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告した。</p> <p>iv) 災害への対応等</p> <p>(1) 災害対策協力隊</p> <p>ア 災害廃棄物対策に関する内部研修の実施</p> <p>発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要請に備え、環境省と中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との合同開催での研修を、実際の作業内容を基にした内容で開催した（6月）。</p> <p>イ 能登半島地震の対応</p> <p>令和6年1月に発生した能登半島地震の災害対応のため、環境省災害廃棄物対策室に応援要員延べ134人を派遣し、現地を訪問する環境省職員の出張手配及び被災地の情報収集を行った。（令和6年1月5日～3月29日）</p> <p>(2) 熱中症対策プロジェクトグループ</p> <p>令和5年2月28日に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたことを受け、下記「ア 令和6年度から実施する法定業務の準備作業」のとおり、令和6年度以降に機構が担う法定業務を適正に実施するための準備のため、機構内に「熱中症対策プロジェクトグループ」を発足させた。また、同プロジェクトグループでは、令和4年度に続き令和5年度も環境省から「令和5年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業支援業務」を受託し、下記「イ 受託業務」のとおり実施した。</p> <p>ア 令和6年度から実施する法定業務の準備作業</p> <p>令和6年度から新たに開始する独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年5月16日法律第43号）第10条第1項第11号に定める熱中症警戒情報並びに熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供業務及び同第12号に定める地域における熱中症対策の推進業務（以下「熱中症対策事業」という。）について、熱中症死亡者数を現状から2030年までに半減させるとする政府目標に寄与することを目的に、環境省をはじめとする関係機関と密に連携・調整を図りながら、地域における熱中症対策の底上げを図るために効果的な事業の設計を行った。この結果、令和6年度に2課からなる</p>	
--	--	--	--	---	--

					<p>熱中症対策部を新設する予算の確保を図るとともに、救急救命医、救急救命士、技術士（環境部門）を同部の専門家として加える体制を整えた。</p> <p>また、事業設計に当たっては、地域における熱中症対策の主たる実施者である地方公共団体が抱える課題やニーズを把握し、ニーズオリエンテッドな事業設計となるよう8道府県9市町に現地ヒアリングを行った。</p> <p>さらに、効果的な研修実施に向けた情報収集のため、防災研修の研究開発を行う国立研究開発法人防災科学技術研究所や「分野横断的な脆弱性・リスクの抽出を行うための自治体向けワークショップモデルの手引き」を取りまとめた中部地方環境事務所と意見交換を行い、研修の検討の参考とした。</p> <p>加えて、宮崎県主催気候変動適応法説明会及び中部地方環境事務所が主催する熱中症をテーマにしたワークショップに講師として参加し、参加者の反応から、令和6年度の ERCA の研修事業のプログラムの妥当性の検証を行った。</p> <p>熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供業務の検討に当たっては、ICT を活用した安定的な情報収集及び環境省へのプッシュ型の情報提供システムを令和6年度中に構築することを目指し、情報収集及び検討を行い、情報システム事業者を選定するための手続きを開始した。</p> <p>このほか、国立環境研究所気候変動適応センターをはじめ全国7ブロックに設置されている地方環境事務所との意見交換を通じて、令和6年度から開始する熱中症対策事業の連携・協力体制を確認し、事業開始に向けた関係機関との協力体制を整備した。</p> <p>3月には、47都道府県、700を超える市区町村との連携ネットワークのある大塚製薬株式会社と連携協定を締結し、地方公共団体への研修の協力や、優良事例の全国への効果的な水平展開を推進する基盤を強化した。</p> <p>イ 受託業務</p> <p>環境省から受託した「改正気候変動適応法・熱中症対策実行計画等説明会」については、令和5年10月から11月に全国9ブロックで現地対面開催と Web での2回開催（合計11回）を行い、延べ参加者数989名の出席を得た。説明会では、来場した地方公共団体職員から個別相談に対応するとともに、モデル自治体同士を繋ぐマッチングを4件実施し、地方公共団体間の連携や交流を促進することができた。</p> <p>同じく環境省から受託した「令和5年度地方公共団体にお</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>ける効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」では、先進的な熱中症対策に取り組む6つの地方公共団体（モデル自治体）に対する事業実施計画の策定支援や実施支援を行った。</p> <p>11月には、モデル自治体からの提案を受け、熱中症対策を推進する際の課題を話し合うためのモデル自治体意見交換会を東京会場で同日に、説明会とは別に開催した。意見交換会には、すべてのモデル自治体が現地及びwebにより参加し、現場レベルの課題や取組状況についての活発な意見交換が行われ、熱中症対策の質の向上を図る契機とすることができた。</p> <p>これらの結果、全ての事業について計画どおり実施することができ、優良事例集として取りまとめるとともに、令和6年2月には、令和5年度モデル自治体熱中症対策活動成果報告会（以下「成果報告会」という。）を実施し、参加者数380名の出席を得ることができた。</p> <p>また、令和6年度からERCAが実施する「地方公共団体による効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」については、令和6年1月から約1か月間環境省がモデル自治体を公募し、応募地方公共団体の選定・採択事務局運営業務をERCAが担った。事務局機能を実施するに当たっては、成果報告会のアンケート項目「モデル事業に応募を検討する予定」の問いに「応募予定（4件）」又は「前向きに検討（14件）」と答えた自治体への説明や問合せを積極的に行った。その結果、過去のモデル事業を上回る応募を得て、追加募集を行うことなく、計画通りに採択事業及び実施計画のブラッシュアップを行うことができた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>募集件数</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定採択件数</td> <td>6件</td> <td>10件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>当初応募</td> <td>2件</td> <td>4件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>追加募集</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最終採択件数</td> <td>4件</td> <td>6件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table>	募集件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	予定採択件数	6件	10件	9件	当初応募	2件	4件	9件	追加募集	2件	2件	—	最終採択件数	4件	6件	9件		
募集件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度																							
予定採択件数	6件	10件	9件																							
当初応募	2件	4件	9件																							
追加募集	2件	2件	—																							
最終採択件数	4件	6件	9件																							

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--